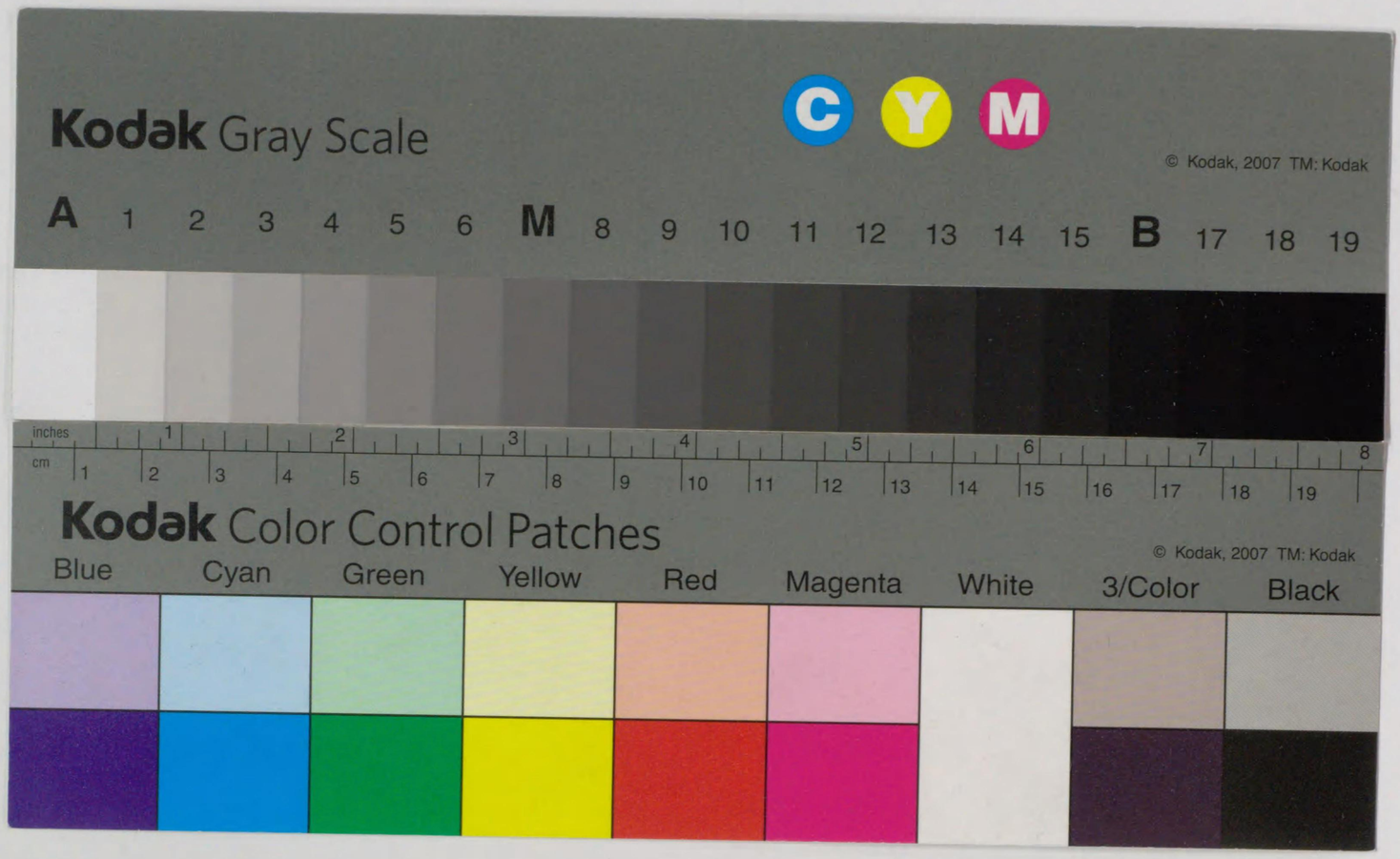
Kodak Gray Scale
C Y M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

654
96
654-56
12005015710089

293
5.1.28
正本
文學
號 3527
永 存

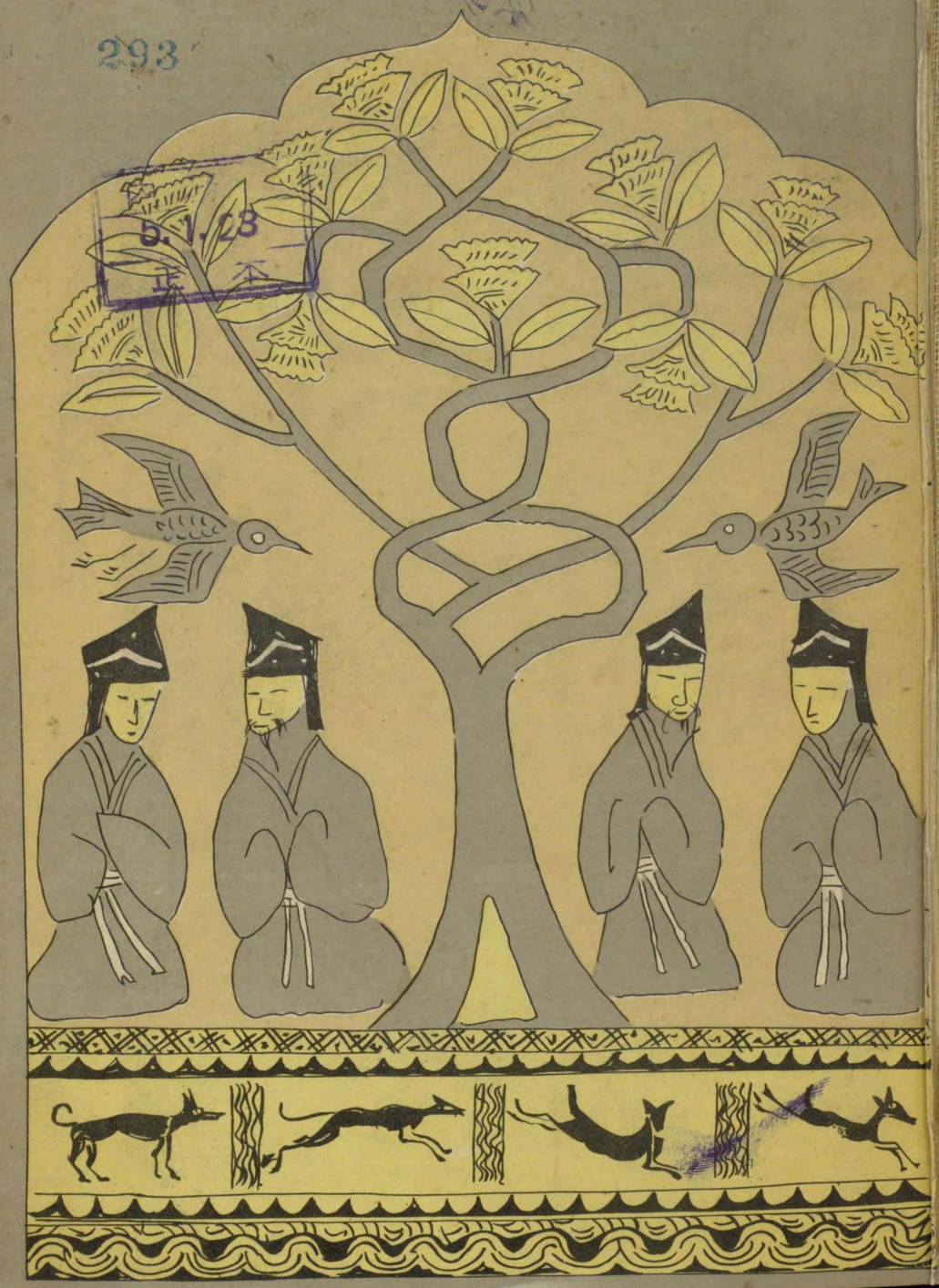

續國譯漢文大成

經子史部
第十三卷

資治通鑑

第十三卷

續國譯漢文大成

經子史部
第十三卷

資治通鑑

第十三卷

昭和十五年

654
56

目次

國譯資治通鑑第十三

卷の第二百二十三　唐紀三十九　廣德元年より永泰元年二年に至る……一—六四一

卷の第二百二十四　代宗　唐紀四十　永泰元年大曆元年より八年に至る……一

卷の第二百二十五　代宗　唐紀四十一　大曆九年より十四年に至る……二七

卷の第二百二十六　代宗　唐紀四十二　大曆十四年……七七

卷の第二百二十七　德宗　建中元年より二年に至る……一二五

卷の第二百二十七　德宗　唐紀四十三　建中二年より三年に至る……一三三

德宗……一五一

卷の第二百二十八　唐紀四十四……一八七
德　宗　建中四年……一八七
卷の第二百二十九　唐紀四十五……二一二
德　宗　建中四年興元元年……二一二
卷の第二百三十　唐紀四十六……二三二
德　宗　興元元年……二三二
卷の第二百三十一　唐紀四十七……二五三
德　宗　興元元年貞元元年……二五三
卷の第二百三十二　唐紀四十八……二六五
德　宗　貞元元年より三年に至る……二六五
卷の第二百三十三　唐紀四十九……三一九
德　宗　貞元三年より七年に至る……三一九
卷の第二百三十四　唐紀五十……三五九
德　宗　貞元八年より十年に至る……三五九
卷の第二百三十五　唐紀五十一……三九三
德　宗　貞元十年より十六年に至る……三九三
卷の第二百三十六　唐紀五十二……四三一
德　宗　貞元十七年より二十年に至る……四三一
順　宗　永貞元年……四八〇
卷の第二百三十七　唐紀五十三……四九九
憲　宗　元和元年より四年に至る……四九九
卷の第二百三十八　唐紀五十四……五二五
憲　宗　元和四年より七年に至る……五二五
卷の第二百三十九　唐紀五十五……五七三
憲　宗　元和七年より十一年に至る……五七三
卷の第二百四十　唐紀五十六……六〇九
憲　宗　元和十二年より十四年に至る……六〇九

資治通鑑自卷第二百二十三至卷第二百四十（原文）……一—二五六

國譯資治通鑑第十三

文學博士 加藤繁 公田連太郎 譯幷註

卷の第二百二十三

唐紀三十九

代宗睿文孝武皇帝上の下

廣德元年、秋七月壬寅、羣臣、尊號を上り、(二)寶應元聖文武孝皇帝と曰ふ。壬子、天下に赦し、(三)改元す。諸將、史朝義を討つ者、官階を進め爵邑を加ふること差有り。回紇の可汗を冊して頡咄登蜜施合俱錄英義建功毗伽可汗と爲し、可敦を娑墨光親麗華毗伽可敦と爲し、(四)左右殺以

【一】廣德元年。西紀七六三年。

【二】楚州の獻ぜし所の十三寶を以て上の登極の符應と爲すなり。

【三】廣德と改元す。

【四】左殺は雄朔王に封じ、右殺は寧朔王に封じ、胡祿都督は金河王に封じ、拔覽將軍は靜漢王に封ぜられ、諸都督十一人、竝に國公に封ぜらる。

下、皆、封賞を加ふ。

戊辰、楊綰、貢擧の條目を上る。秀才は、經義二十條・對策五道を問ひ、國子監の擧人は、博士をして祭酒に薦めしめ、祭酒の試通する者は、之を省に升すこと、鄉貢の法の如くし、(五)明法は刑部に委ねて考試せしむ。或るひと以爲はく、『明經進士、之を行ふこと已に久し。遽に改む可からず』と。事、行はれずと雖も、識者、之を是とす。

僕固瑒を以て朔方行營節度使と爲す。

吐蕃、大震關に入り、(六)蘭廓河鄯洮岷秦成渭等の州を陷れ、盡く河西隴右の地を取る。唐、武德より以來、邊境を開拓し、地、西域に連なり、皆、都督府・州縣を置く。開元中、朔方・隴右・河西・安西・北庭諸節度使を置き、以て之を統ぶ。歲ごとに山東の丁壯を發して戍卒と爲し、繒帛を軍資と爲し、屯田を開きて糗糧に供し、監牧を設けて馬牛を畜ひ、軍城戍邏、萬里相望む。安祿山が反するに及び、邊兵の精銳なる者、皆徵發して入り援けしむ。之を行營と謂ふ。留むる所の兵單弱なり。胡虜稍く之を蠶食す。數年の間に、西北の數十州、相繼ぎて淪沒す。鳳翔より以西、邠州以北、皆、

【五】明法。律學なり。

【六】蘭州は漢の金城郡、隋、蘭州を置く。阜蘭山に因りて名と爲す。廓州は漢の西平郡の南界、前涼、其地を以て湟河郡と爲す。周の建德五年、河南の地を取りて廓州を置く。河州は漢の枹罕縣、前涼の張駿分ちて河州を置く。鄯州は漢の破羌允吾縣の地、唐、薛擧を平げ、鄯州を置く。洮州は漢の洮陽城に治す。周の保定の初置く。岷州は秦の臨洮縣の地、後魏の大統十年、置く。秦州は成紀顯親川に治す。魏晉の舊州名に因る。成州は古の西戎の地、後、千畝戎姜氏之に居る。又後、白馬氏の國と爲る。漢、武都郡と爲し、晉、仇池郡と爲す。後魏改めて南秦州と爲す。西魏、成州と改む。渭州は漢の襄武縣に治す。後魏置く。

左衽と爲る。

初め僕固懷恩、詔を受け、回紇可汗と、太原に相見る。河東節度使辛雲京、可汗は乃ち懷恩の壻なるを以て、其の謀を合はせて軍府を襲はんことを恐れ、城を閉ぢて自ら守り、亦、師を犒はず。史朝義既に平ぐに及び、懷恩に詔し、可汗を送りて塞を出でしめ、往來して太原を過ぐ。雲京亦城を閉ぢ、與に相聞せず。懷恩怒り、具に其狀を表す。報せず。懷恩、朔方の兵數萬を將ゐて汾州に屯し、其子御史大夫瑒をして萬人を將ゐて(七)榆次に屯し、裨將李光逸等をして祁縣に屯し、張維嶽等をして沁州に屯せしむ。懷光は本勃海靺鞨なり。姓は茹、朔方の將と爲り、功を以て姓を賜はる。中使駱奉仙、太原に至る。雲京厚く之を結び、爲めに『懷恩、回紇と謀を連ね、反狀已に露はる』と言ふ。奉仙還りて懷恩を過る。懷恩與に母の前に飲む。母數、奉仙を讓めて曰はく、『汝、吾が兒と、約して兄弟と爲り、今又雲京と親しむ、何ぞ(八)兩面なるや』と。酒酣にして懷恩起ちて舞ふ。奉仙贈るに(九)纏頭綵を以てす。懷恩、之に酬いんと欲して曰はく、『來日は端午なり。當に更に樂飲すること一日なるべし』と。奉仙固く・行かんと請ふ。懷恩、其馬を匿す。奉仙、左右に謂つて曰はく、『朝來、我を責め、又、我が馬を匿せり。將に我を殺さんとするなり』と。夜、垣を踰えて走る。懷恩驚き、遽に其馬を

【七】榆次、祁。皆、漢の古縣、太原に屬す。

【八】兩面。唐人、反覆する者を謂つて兩面と爲す。

【九】唐人、宴集し、酒酣にして人の爲に舞ふときは、此禮に當る者、綵物を以て贈と爲す。之を纏頭と謂ふ。

以て追うて之に還す。八月癸未、奉仙、長安に至り、『懷恩、反を謀る』と奏す。懷恩も亦具に其狀を奏し、雲京・奉仙を誅せんと請ふ。上、兩つながら問ふ所無く、優詔して之を和解す。懷恩自ら以へらく、(一〇)兵興りて以來、所在力戰し、一門、王事に死する者、四十六人、女は(一一)絕域に嫁し、回紇を說諭し、再び兩京を收め、河南北を平定し、功、與に比すべき無し。而るに人に構陷せらるると。憤怨すること殊だ深し。上書して自ら訟へて以爲はく、『臣、昨、詔を奉じ、可汗が國に歸るを送り、家貲を傾竭し、之をして道に上らしめ、行きて(一二)山北に至りしが、雲京・奉仙、城を閉ぢ、出でて祇迎せず、仍ほ・潛に竊盜を行はしむ。回紇怨み怒り、亟・兵を縱たんと欲す。臣力めて爲めに彌縫し、方に・塞を出づるを得たり。雲京・奉仙、臣が先づ奏論する有らんことを恐れ、遂に復た妄に「備を設く」と稱し、李抱玉と、共に相組織す。臣、靜にして之を思ふに、其罪六有り、昔、同羅叛亂せしとき、臣、先帝の爲めに、河曲を掃淸せしは、一なり。臣の男玏、同羅の虜にする所と爲り、間を得て亡げ歸るや、臣、之を斬り、以て衆士に令せしは、(一三)二なり。臣、二女有り、遠く外夷に嫁し、國の爲めに和親し、寇敵を蕩平せしは、三なり。臣、男場と與に、死亡を顧みず、國の爲めに命を効ししは四なり。河北の(一四)新附の節度使、皆、彊兵を握り、臣、

【一〇】兵興りて以來。祿山反し、朔方、兵を起して之を討ちしより、以て賊を平ぐるに至るまでの時を謂ふ。

【一一】絕域に嫁す。回紇の可汗に嫁せしを謂ふ。

【一二】山北。懷恩、汾州に屯し、太原の地を謂つて山北と爲すなり。

【一三】以上の二事は、竝に二百十八卷肅宗至德元載に見ゆ。

【一四】新附の節度使。田承嗣・李寶臣・李懷仙等を謂ふ。

撫綏して以て反側を安んぜしは、五なり。臣、回紇を說諭し、急難に赴かしめ、天下既に平ぐや、之が國に歸るを送りしは、六なり。臣既に六罪を負ふ、誠に合に萬誅せらるべし。惟だ當に恨を九泉に呑み、冤を千古に銜むべし。復た何ぞ訴へんや。臣、恩を受くること深重にして、夙夜、(一五)天顏を奉せんことを思ふ。但だ以ふに(一六)來瑱、誅を受け、朝廷、其罪を示さず。諸道の節度、誰か疑懼せざらん。近ごろ聞く、詔して數人を(一七)追せども、盡く皆・至らずと。實に、中官讒口し・虛しく陛下の誅夷を受けんことを畏るればなり。豈に惟だ羣臣、忠正ならざるのみならんや。回邪側に在るが爲めなり。且つ臣が前後、奏する所の、駱奉仙の詞情、撫實ならざるに非ず、陛下、竟に・處置する無く、寵任彌く深し。皆、同類比周し・聖聽を蒙蔽するに由る。竊に聞く、四方人を遣はして事を奏すれば、陛下皆云ふ、(一八)「驃騎と之を議せよ」と。曾て宰相に委ねて可否せず、或は稽留すること數月にして還らず、遠近益・疑阻を加ふと。臣が朔方の將士の如きは、功効最も高く、先帝の中興の主人たり、乃ち陛下の蒙塵の故吏なり。曾て別に優奬を加へず、反つて讒嫉の詞を信ず。子儀先に已に猜はれ、臣今又詆毀に遭ふ。(一九)弓藏せられ鳥盡くとは、信に虛言に匪ず。陛下、其矯誣を信ず。(二〇)何ぞ鹿を指して馬と爲すに殊ならんや。儻し愚懇を納れず、且つ因

【一五】天顏云云。入朝せんことを欲するなり。

【一六】事、前卷正月に見ゆ。

【一七】追。唐人率れ召を謂つて追と爲す。

【一八】驃騎。程元振をいふ。

【一九】弓藏せられ云云。古語に、高鳥盡きて良弓藏る、狡兎死して走狗烹らる、敵國破れて謀臣亡ぶと。

【二〇】趙高の事を引きて以て諸閹に況ふ。

循を貴ばば、臣、實に敢て家を保たず。陛下豈に能く國を安んせんや。(二)忠言は行に利あり。惟だ陛下、之を圖れ。臣、公然として入朝せんと欲すれども、將士の留沮せんことを恐る。今、晉絳を巡るに託し、彼に於て遷延す。乞ふ、陛下、特に一介を遣はし、絳州に至りて臣に問はしめよ。臣卽ち之と同じく發せん』と。九月壬戌、上、裴遵慶を遣はし、懷恩に詣りて旨を諭し、且つ其去就を察せしむ。懷恩、遵慶を見、其足を抱き、號泣して冤を訴ふ。遵慶爲めに聖恩の優厚なるを言ひ、諷して入朝せしむ。懷恩・許諾す。副將范志誠、以て不可と爲し、曰はく、『公、其甘言を信じ、入らば則ち來瑱と爲り、復た還らざらん』と。明日、懷恩、遵慶を見、死を懼るるを以て入朝せしめんと請ふ。志誠、又、以て不可と爲す。遵慶乃ち還る。御史大夫王翊、回紇に使して還る。懷恩先に可汗と往來す。翊が其事を洩らさんことを恐れ、遂に之を留む。

吐蕃の入寇するや、邊將、急を告ぐ。程元振、皆、以て聞せず。冬十月、吐蕃、涇州に寇す。刺史高暉、城を以て之に降り、遂に之が鄉導を爲し、吐蕃を引き、深く入りて邠州を過ぐ。上始めて之を聞く。辛未、奉天・武功に寇す。京師・震駭す。詔して、雍王适を以て關內元帥と爲し、郭子儀を副元帥と爲し、出でて咸陽に鎭し、以て之を禦がしむ。(三)子儀、閑廢すること日久しく、部曲・離散す。是に至りて、召募して二十騎を得、而して行きて咸陽に至る。吐蕃、吐谷渾・党項・氐羌二十餘萬の衆を帥ゐ、數十里に彌漫し、已に(三)司竹園より渭を渡り、山に循うて東す。子儀、判官中書舍人王延昌を して入りて奏せしめ、兵を益さんと請ふ。程元振、之を遏む。乙亥、吐蕃、盩厔に寇す。月將復た與に力戰す。呂月將、精卒二千を將ゐ、吐蕃を盩厔の西に破る。而して吐蕃已に便橋を兵盡き、虜の擒にする所と爲る。上方に兵を治む。度る。倉猝にして爲す所を知らず。丙子、出でて陝州に幸す。官吏藏竄し、六軍逃散す。郭子儀、之を聞き、遽に咸陽より、長安に歸る。至る比ほひ、車駕已に去る。上纔に苑門を出で、滻水を度るや、四百騎を擁し、叛きて長安に還り、(四)豐王珙等十王を脅し、西のかた吐蕃を迎ふ。子儀に(五)開遠門內に遇ふ。子儀、之を叱す。儀に謂つて曰はく、『今、主上東遷し、社稷、主無し。(六)令公、身、元帥たり。廢立は一言に在るのみ』と。子儀、未だ應へず。珙、次を越えて言つて曰はく、『公何ぞ言はざる』と。子儀、之を責讓し、兵を以て行在に援送す。丁丑、車駕、華州に至る。官吏奔り散じ、復た供擬する無し。扈從の將士、凍餒を免れず。會、覲軍容使魚朝恩、神策軍を將ゐ、陝より來り迎ふ。上乃ち朝恩の營に幸す。豐王珙、上に潼關に見ゆ。上、之を責めず。退きて幕中に至り、不遜の語有り。羣臣、奏して之を誅せん

(二)忠言云云。忠言、耳に逆へども行に利ありと、古語なり。

(三)寶應元年八月、郭子儀、河東より入朝し、遂に京師に留まる。

(三)司竹園。鳳翔府盩厔縣に在り。

(四)珙。玄宗の子。

(五)開遠門。長安城の西面北頭の第一門。

(六)令公。郭子儀、中書令たり、故に稱して令公と爲す。

と請ふ。乃ち死を賜ふ。戊寅、吐蕃、長安に入る。高暉、吐蕃の大將馬重英等と、故の(三七)邠王守禮の孫承宏を立てて帝と爲す。改元し、百官を置き、前の翰林學士于可封等を以て相と爲す。吐蕃、府庫市里を剽掠し、閭舍を焚く。長安中、蕭然として一に空し。苗晉卿病みて家に臥す。人を遣はして輿して入れしめ、迫りて之を脅かす。晉卿、口を閉ぢて・言はず。虜、敢て殺さず。是に於て六軍の散ずる者、所在剽掠す。士民、亂を避け、皆山谷に入る。辛巳、上、陝に至る。百官稍く・至る者有り。郭子儀、三十騎を引き、(三八)御宿川より、山に循うて東す。王延昌に謂つて曰はく、『六軍の將士の逃潰する者、多く(三九)商州に在り。今速かに往きて之を收め、幷せて(四〇)武關の防兵を發し、數日の間に、北して藍田に出で、以て長安に向はば、吐蕃必ず遁れん』と。藍田を過ぎ、元帥都虞候臧希讓・鳳翔節度使高昇に遇ひ、兵を得ること千人に近し。子儀、延昌と謀りて曰はく、『潰兵、商州に至り、官吏必ず逃匿し、而して人亂れん』と。延昌をして直徑より商州に入り、之を撫諭せしむ。諸將方に兵を縱ちて暴掠す。子儀至ると聞き、皆大に喜びて命を聽く。子儀、吐蕃が乘輿に逼らんことを恐れ、軍を(四一)七盤に留め、三日にして乃ち行く。商州に至る比ほひ、行く行く兵を收め、武關の防兵を幷せ、合はせて四千人、軍勢稍振ふ。子儀乃ち泣きて將士に諭すに、共に國恥を雪ぎ長安を取るを以てす。皆、感激して約束を受く。子儀、太子資客第五琦を請うて(四二)糧料使と爲し、軍食を給せしむ。上、子儀に詔を賜ひ、吐蕃が東して潼關を出でんことを恐れ、子儀を徵して行在に詣らしむ。子儀、表して稱す、『臣、京城を收めずんば、以て陛下に見ゆる無し。若し兵を藍田に出さば、虜必ず敢て東に向はざらん』と。上、之を許す。(四三)鄜坊節度判官段秀實、節度使白孝德に說き、兵を引きて難に赴かしむ。孝德、即日大擧し、南して京畿に趣き、蒲陝商華と、勢を合はせて進擊す。吐蕃既に廣武王承宏を立て、城中の士女百工を掠め・衆を整へて國に歸らんと欲す。子儀、左羽林大將軍長孫全緒をして、二百騎を將ゐ、藍田に出で、虜の勢を觀しめ、第五琦をして、京兆の尹を攝し、之と偕に行かしめ、又、(四四)寶應軍使張知節をして、兵を將ゐて之に繼がしむ。全緒、韓公堆に至り、晝は則ち鼓を擊ち、旗幟を張り、夜は則ち多く火を然し、以て吐蕃を疑はす。前の光祿卿殷仲卿、衆を聚むること千人に近く、藍田に保し、全緒と相表裏し、二百餘騎を帥ゐ、直に滻水を度る。吐蕃懼る。百姓、又、之を紿きて曰はく、『郭令公、商州より、大軍を將ゐ、其數を知らず、至れり』と。虜、以て然りと爲し、稍稍軍を引きて去る。全緒、又、射生將王甫をして城に入らしめ、陰に少年數百を結び、夜、鼓を擊ち、(四五)朱雀街に大呼す。

【三七】邠王守禮。章懷太子の子。
【三八】御宿川。長安城の南に在り。
【三九】商州。上洛縣に治す。京師に至るまで二百八十一里。
【四〇】武關。商州の西北、雍州藍田縣の南に在り。
【四一】七盤。卽ち王莽の謂はゆる繞霤の固、南のかた荊楚に當る者なり。繞霤とは四面塞阨屈曲し、水回繞して霤る。後世、之を七盤十二絳と謂ふ。
【四二】糧料使。行營の軍食を給するを掌る。
【四三】鄜坊節度使。上元元年、渭北鄜坊節度使を置き、鄜坊丹延四州を領せしめ、坊州に治す。
【四四】上、射生軍を以て禁中に入り、難を清む。名を寶應功臣と賜ふ。故に射生軍、亦、寶應軍と號す。
【四五】太極宮の正南の朱雀門より、南に出で明德門に至るまで、皆、朱雀街と名づく。

吐蕃惶駭し、庚寅、衆を悉して遁れ去る。高暉、之を聞き、麾下三百餘騎を帥ゐ、東に走りて潼關に至る。守將李日越、擒にして之を殺す。

壬辰、詔して、元載を以て元帥行軍司馬に判たらしめ、第五琦を以て京兆の尹と爲す。癸巳、郭子儀を以て西京留守と爲す。甲午、子儀、商州を發す。己亥、魚朝恩の部將皇甫溫を以て陝州の刺史と爲し、周智光を華州の刺史と爲す。

驃騎大將軍判元帥行軍司馬程元振、權を專らにし自ら恣にす。人之を畏るること、李輔國よりも甚だし。諸將の大功有る者、元振皆忌嫉し、之を害せんと欲す。吐蕃入寇するや、元振、時を以て奏せず、上の狼狽して出で幸するを致す。上、詔を發し、諸道の兵を徵す。李光弼等、皆、元振が中に居るを忌み、至る者有る莫し。中外咸切齒す。而れども敢て言を發するもの莫し、太常博士柳伉、上疏して以爲はく、『犬戎、關を犯し隴を度り、刃に血ぬらずして而して京師に入り、宮闈を劫し、陵寢を焚くに、武士、一人の力戰する者無し。此れ將帥、陛下に叛くなり。陛下、元功を疏んじ、近習に委ね、日に引き月に長じ、以て大禍を成せるに、羣臣の廷に在るもの、一人の顏を犯し慮を回らす者無し。此れ公卿、陛下に叛くなり。陛下始めて都を出づるや、百姓〔三六〕塡然として、府庫を奪ひ、相殺戮す。此れ三輔、陛下に叛くなり。十月朔より、諸道の兵を召すに、四十日を盡し、隻輪の關に入るもの無し。此れ四方、陛下に叛くなり。內外離叛す。陛下、今日の勢を以て安しと爲すか、危きか。若し以て危しと爲さば、豈に枕を高くして天下の爲めに罪人を討たざるを得んや。臣聞く、良醫、疾を療するには、病に當りて藥を飮ますと。藥、病に當らざれば、猶ほ益無きなり。陛下、今日の病を視るに、何に繇りて此に至るか。必ず宗廟社稷を存せんと欲せば、獨り元振の首を斬り、馳せて天下に告げ、悉く〔三七〕內使を出して諸州に隸し、〔三八〕神策の兵を持して大臣に付し、然る後尊號を削り、詔を下し、咎を引きて曰へ、「天下其れ朕が自ら新にし過を改むるを許し、宜しく卽ち士を募り、西して朝廷に赴くべし。若し朕の惡愆まらずと以はば、則ち帝王は大器なり、敢て聖賢を妨げんや。其れ天下の往く所に聽す」と。此の如くして、兵、至らず、人、感ぜず、天下、服せずんば、臣請ふ、闔門寸斬し、以て陛下に謝せん』と。上、元振が嘗て〔三九〕保護の功有るを以て、十一月辛丑、元振の官爵を削り、放ちて田里に歸らしむ。

王甫、自ら京兆の尹と稱し、衆二千餘人を聚め、官屬を署置し、長安中を暴橫す。壬寅、郭子儀、滻水の西に至る。甫、兵を按じて出でず。或るひと子儀に謂ふ、『城、入る可からず』と。子儀、聽かず、三十騎を引きて徐ろに進み、人をして傳呼して甫を召さしむ。甫、據を失ひ、出で迎へて拜伏す。子儀、之を斬る。其兵盡く散ず。白孝德、邠寧節度使張鎰琦と與に、兵を將ゐて

【三六】塡然。群衆混亂する貌。

【三七】悉く諸宦官を出して諸州の監管に隸するを言ふ。時に宦官、皆、內諸司使たり、故に內使と曰ふ。

【三八】時に魚朝恩、神策軍を領す。

【三九】保護の事は前卷寶應元年に見ゆ。

幾縣に屯す。子儀、之を召して城に入らしむ。京畿遂に安し。

(四一)宦官廣州市舶使呂太一、兵を發して亂を作す。節度使張休、城を棄てて(四二)端州に奔る。太一、兵を縱ちて焚掠す。官軍討ちて之を平ぐ。

吐蕃還りて鳳翔に至る。節度使孫志直、城を閉ぢて拒ぎ守る。吐蕃、之を圍むこと數日。鎭西節度使馬璘、車駕の陝に幸するを聞き、精騎千餘を將ゐ、河西より入りて難に赴く。轉鬬して鳳翔に至り、城中に入り、甲を解きて城に値ふ。璘、衆を帥ゐ、滿を持して外に向ひ、突きて出で戰ひ、單騎にて士卒に先だち、奮擊し、俘斬千計かず、城を背にして(四三)懸門を開きて以て之を待つ。虜引き退きて曰はく、『此將軍、死を惜まず。宜しく之を避くべし』と。遂に去り、(四四)原・會・成・渭の地に居る。

十二月丁亥、車駕、陝州を發す。左丞顏眞卿、上に先づ陵廟に謁し然る後宮に還らんと請ふ。元載、從はず。眞卿怒りて曰はく、『朝廷豈に相公が再び壞るに堪へんや』と。載、是に由りて之を銜む。甲午、上、長安に至る。郭子儀、城中の百官及び諸軍を帥ゐ、滻水の東に迎へ、地に伏して罪を待つ。上、之を勞うて曰はく、『卿を用ふること早からず、故に此に及べり』と。

魚朝恩を以て天下觀軍容宣慰處置使と爲し、禁兵を總べしむ。權寵、比無し。城を鄠縣及び中渭橋に築き、兵を屯し、以て吐蕃に備ふ。駱奉仙を以て鄠縣築城使と爲し、遂に其兵に將たらしむ。

乙未、苗晉卿を以て太保と爲し、裴遵慶を太子少傅と爲し、竝に政事を罷め、宗正卿李峴を以て黃門侍郎・同平章事と爲す。遵慶既に去り、元載の權益〻盛なり。貨を以て內侍董秀に結び、(四五)主書卓英倩をして、潛に與に往來せしむ。上の意の屬する所、載必ず先づ之を知る。意を承け微を探り、言、合はざるは無し。上、是を以て益〻之を愛す。英倩は(四六)金州の人なり。

吐蕃既に去り、廣武王承宏、草野に逃匿す。上、赦して誅せず。丙申、之を(四七)華州に放つ。

程元振、既に罪を得、三原に歸る。上が宮に還るを聞き、私に長安に入り、復た任用せられんことを規る。京兆府、之を擒にし、以て聞す。

吐蕃、(四八)松維保三州及び(四九)雲山の新築の二城を陷る。西川節度使高適、救ふ能はず。是に於て

【四〇】京兆府、二十縣を管す。萬年・長安を赤縣と爲し、餘縣は皆畿縣と爲す。

【四一】唐、市舶使を廣州に置き、以て商舶の利を收む。時に宦官を以て之と爲す。

【四二】廣州より西のかた端州に至るまで、二百四十里。

【四三】懸門。邊城の門、扉を設けて以て開閉す。而して懸門は、門關の外に設け、常に懸けて、下さず。寇至るときは之を下して以て門を塞ぎ、以て重閉の固と爲す。

【四四】原州は高平郡。會州は會寧郡。成州は同谷郡。皆、河隴の脇に據り、以て唐の境に臨む。

【四五】主書。省吏なり。

【四六】金州。安康郡。

【四七】華州。華陰郡。京師を去ること二百八十里。

【四八】松州は交川郡。郡界に甘松嶺あるを以て、州に名づくるなり。開元二十八年、維州の定廉を以て奉州雲仙郡を置く。天寶八年、徙りて天保軍に治す。更めて天保郡と曰ふ。乾元元年に至りて、名を保州と更む。

【四九】雲山。天寶八年、定廉を分ちて雲山縣を置く。時に蓋し縣に於て新に二城を築くなり。今の四川省西川道汶川縣の東北。

劍南西山の諸州、亦、吐蕃に入る。

二年、春正月壬寅、勅して稱す、『程元振、服を變じて潛行し、將に不軌を圖らんとす』と。(一)湊州に長流す。上、(二)元振の功を念ひ、尋ぎて復た(三)江陵に於て安置せしむ。

癸卯、(四)劍南・東西川を合はせて一道と爲し、黄門侍郎嚴武を以て節度使と爲す。

丙午、檢校刑部尚書顏眞卿を遣はし、朔方行營を宣慰せしむ。上が陝に在るや、顏眞卿、詔を奉じて僕固懷恩を召さんと請ふ。上、許さず。是に至りて、上、眞卿に命じ、懷恩を說諭して入朝せしめんとす。對へて曰はく、『陛下、陝に在るとき、臣往きて忠義を以て之を責め、之をして難に赴かしめば、彼猶ほ來る可きの理有りき。今、陛下、宮に還り、彼進みては勤王を成さず、退きては衆を釋く能はず。之を召すとも、庸ぞ肯て至らんや。且つ懷恩が反するを言ふ者は、獨り辛雲京・駱奉仙・李抱玉・魚朝恩の四人のみ。自餘の羣臣は、皆其枉を言ふ。陛下、若かじ郭子儀を以て懷恩に代らしめんには。戰はずして服す可からん』と。時に汾州の別駕李抱眞は、抱玉の從父弟なり。懷恩が異志有るを知り、身を脫して京師に歸る。上方に懷恩を以て憂と爲し、抱眞を召見して計を問ふ。對へて曰はく、『此れ憂ふるに足らざるなり。朔方の將士、郭子儀を思ふこと、子弟の父兄を思ふが如し。懷恩、其衆を欺きて云へらく、「郭子儀已に魚朝恩の殺す所と爲る」と。衆、之を信ず。故に其用を爲すのみ。陛下、誠に子儀を以て朔方を領せしめば、彼皆召さずして來らんのみ』と。上、之を然りとす。

甲寅、禮儀使杜鴻漸・奏す、『今より、(五)圓丘・方丘を祀るには、請ふ太祖を以て配し、穀を祈るには高祖を以て配し、大雩には太宗を以て配し、明堂には肅宗を以て配せん』と。之に從ふ。

乙卯、雍王适を立てて皇太子と爲す。

吐蕃が長安に入るや、諸軍の亡卒及び鄉曲の無賴の子弟、相聚まりて盜を爲す。吐蕃既に去り、猶ほ(六)南山の子午等の五谷に竄伏し、所在、患を爲す。丁巳、太子賓客薛景仙を以て南山五谷防禦使と爲し、以て之を討たしむ。

魏博節度使田承嗣・奏す、『所管を名づけて天雄軍と曰はん』と。之に從ふ。

僕固懷恩既に朝廷の用ふる所と爲らず、遂に(七)河東の都將李竭誠と與に、潛に・太原を取らんと謀る。辛雲京、之を覺り、竭誠を殺し、城に乘り備を設く。懷恩、其子瑒をして兵を將ゐて之を攻めし

【一】湊州は榮懿縣に治す。貞觀中、山洞を開きて置く。今の四川省東川道綦江縣の南。

【二】復た其保護の功を念ふなり。

【三】江陵府は上元に府を置き、又、南都を置く。

【四】劍南を分ちて東西川と爲すこと、二百二十卷肅宗至德元載に見ゆ。

【五】唐の制、冬至には圓丘に祀り、夏至には方丘に祀り、孟春には穀を祈り、孟夏に雩祀し、季秋に大享す。明堂に肅宗を以て配するは、父を嚴にするの義なり。

【六】長安の南山は、西は岐州の界に接し、東は虢州の界に抵り、其谷の大なる者、五有り、子午谷・斜谷・駱谷・藍田谷・衡嶺谷なり。

【七】都將は都知兵馬使なり。

む。雲京出でて與に戰ふ。瑒、大に敗れて還り、遂に兵を引きて(八)楡次を圍む。上、郭子儀に謂つて曰はく、『懷恩父子、朕に負くこと實に深し。聞く、朔方の將士、公を思ふこと、枯旱の雨を望むが如しと。公、朕の爲めに河東を鎭撫せば、(九)汾上の師、必ず變を爲さざらん』と。戊午、子儀を以て關內河東副元帥・河中節度等使と爲す。懷恩の將士、之を聞き、皆曰はく、『吾が輩、懷恩に從つて不義を爲す。何の面目ありて汾陽王を見ん』と。癸亥、劉晏を以て太子賓客と爲し、竝に政事を罷む。晏、程元振と交通するに坐す。元振、罪を獲るは、蜆、焉に力有り。是に由りて、(一〇)宦官の疾む所と爲る。故に晏と皆罷む。右散騎常侍王縉を以て黃門侍郎と爲し、太常卿杜鴻漸を兵部侍郎と爲し、竝に同平章事とす。

丁卯、郭子儀を以て朔方節度大使と爲す。二月、子儀、南の子弟萬人、河中に戍す。將貪り卒暴にして、一府の患と爲る。子儀、十四人を斬り、三十人を杖つ。府中遂に安し。

癸酉、上、(一一)太淸宮に朝獻す。甲戌、太廟に享す。乙亥、昊天上帝を圜丘に祀る。

僕固瑒、楡次を圍み、句餘にして拔けず。使を遣はし、急に祁縣の兵を發す。(一二)李光逸、盡く之を與ふ。士卒未だ食はず、行くに・前む能はず。(一三)十將白玉・焦暉、鳴鏑を以て其の後るる者を射る。

【八】去年七月、懷恩、瑒をして楡次に屯せしむ。

【九】汾上。汾州をいふ。時に朔方軍多くここに在り。

【一〇】李蜆、肅宗に相たり、李輔國の容るる所と爲らず。宦官の媚疾すること一日に非ざるなり。

【一一】太淸宮。玄宗の建つる所。

【一二】李光逸が祁縣に屯すること、前年七月に始まる。

【一三】十將。一本には裨將に作る。

軍士曰はく、『將軍何ぞ乃ち人を射る』と。(一四)玉曰はく、『今、人の反するに從ふ。終に・死を免れじ。死は一なり。之を射るとも何ぞ傷まん』と。楡次に至り、瑒、其の遲きを責む。胡人曰はく、『我は馬に乘る。乃ち漢卒、行かざるのみ』と。瑒、漢卒を捶つ。卒皆怨み怒りて曰はく、『節度使、胡人に黨す』と。其夕、焦暉・白玉、衆を帥ゐ、瑒を攻めて之を殺す。僕固懷恩、之を聞き、入りて其母に告ぐ。母曰はく、『吾、汝に・反する勿れと語れり。國家、汝を待つこと薄からず。今、衆心既に變ず。禍必ず我に及ばん。將に之を如何せんとする』と。懷恩、對へず、再拜して出づ。母、刀を提げて之を逐うて曰はく、『吾、國家の爲めに此賊を殺し、其心を取り、以て三軍に謝せん』と。懷恩、疾走し、免るるを得たり。遂に麾下三百と與に、(一五)河を度りて北に走る。時に朔方の將渾釋之、靈州を守る。懷恩の檄至り、云はく、『全軍、鎭に歸す』と。釋之曰はく、『然らず。此れ必ず衆潰えしならん』と。將に之を拒がんとす。其甥張韶曰はく、『彼或は翻然として圖を改め、衆を以て鎭に歸せば、何ぞ納れざる可けんや』と。釋之疑うて未だ決せず。懷恩、行くこと速かに、候者に先だちて至る。釋之、已むを得ずして之を納る。張韶、其謀を以て懷恩に告ぐ。懷恩、韶を以て間と爲し、釋之を殺し、而して其軍を收め、韶をして之を主らしむ。既にして曰はく、『釋之は勇なり。彼尙ほ之に負けり。安んぞ我に忠有らんや』と。他日、事を以て之を杖ち、其脛を折き、彌羨城に竄きて死す。都虞

【一四】白玉・焦暉、瑒を殺さんと欲し、先づ其衆を激す。

【一五】汾州より西して河を度り、北に投じて靈州に趣く。

候張維嶽、沁州に在り、懷恩去れりと聞き、(六)傳に乘りて汾州に至り、其衆を撫定し、焦暉・白玉を殺し、而して其功を竊み、以て郭子儀に告ぐ。子儀、(七)牙官盧諒をして汾州に至らしむ。維嶽、諒に賂ひ、其言を實にせしむ。子儀・奏す、『維嶽、場を殺す』と。首を傳へて闕に詣る。羣臣入りて賀す。上、慘然として悅ばずして曰はく、『朕、信、人に及ばず、勳臣の顯越するを致す。深く用て愧と爲す。又、何ぞ賀せん』と。命じて懷恩の母を輦して長安に至らしめ、給侍優厚なり。月餘、壽を以て終る。禮を以て之を葬る。功臣皆感歎す。戊寅、郭子儀、汾州に如く。懷恩の衆、悉く之に歸し、咸鼓舞涕泣し、其の來るを喜び、而して其晩きを悲む。子儀、盧諒の詐を知り、之を杖殺す。上、李抱眞の言の驗有るを以て、殿中少監に遷す。

上が陝に幸するや、李光弼、竟に遷延して至らず。上、遂に嫌隙を成さんことを恐る。其母、河中に在り、數〻中使を遣はして之を存問す。吐蕃退くや、光弼を東都留守に除し、以て其去就を察す。光弼、辭するに、江淮の糧運に就き・兵を引きて徐州に歸るを以てす。上、其母を迎へ、長安に至らしめ、厚く供給を加へ、其弟光進をして禁兵を掌らしめ、之を遇すること厚きを加ふ。

(八)喪亂より以來、汴水・湮廢し、漕運する者、江漢より梁洋に抵り、迂險にして勞費す。三月己酉、太子賓客劉晏を以て河南江淮以東轉運使と爲し、汴水を開かんと議す。庚戌、又、晏に命じ、諸道節度使と與に、賦役を均節せしめ、便宜行ひ畢りて以て聞するを聽す。時に兵火の後にして、中外、食に艱み、關中は米斗ごとに千錢、百姓、穗を挼み、以て禁軍に給し、(九)宮厨、兼時の積無し。晏乃ち汴水を疏浚し、(一〇)元載に書を遺り、具に漕運の利病を陳し、中外相應ぜしむ。是より、每歲、江淮の米數十萬石を運び、以て關中に給す。唐の世、漕運の能を推す者、晏を推して首と爲す。後來の者、皆、其法度に遵ふと云ふ。

甲子、(一一)盛王琦・薨ず。

党項、同州に寇す。郭子儀、開府儀同三司李國臣をして之を擊たしめ、曰はく、『虜、間を得れば則ち出でて掠め、官軍至れば則ち逃れて山に入る。宜しく贏師をして前に居らしめて以て之を誘ひ、勁騎をして後に居らしめて以て之を覆すべし』と。國臣與に(一二)澄城の北に戰ひ、大に之を破る。斬首捕虜千餘人。

夏五月癸丑、初めて(一三)五紀曆を行ふ。

庚申、禮部侍郎楊綰・奏す、『歲ごとに(一四)孝弟力田を貢すること實狀無し。及び童子科は皆僥倖な

【六】傳。驛馬なり。

【七】節鎭の州府には、皆、牙官・行官有り、牙官は牙前の驅使に給す。行官は之をして行役して四方に出でしむ。

【八】安祿山が亂を作ししより、關洛道阻たり、漕運、江に泝りて漢に入り、梁洋に抵ろ、故に汴渠堙廢し、治めず。

【九】宮厨は上及び宮中の食膳に奉ずる所以なり。

【一〇】時に元載、相たり、故に書を遺りて漕運の事を言ふ。

【一一】琦。玄宗の子。

【一二】澄城。春秋左傳の北徵の地、漢には徵縣と爲す、馮翊に屬す。後魏、澄城縣と爲す。唐、同州に屬す。縣は州の北九十里に在り。今の陝西省關中道澄城縣治。

【一三】五紀曆は代宗が司天臺の官屬郭獻之等に詔して作らしめたる曆。

【一四】孝弟力田の科。漢に始まる。

り。悉く之を罷めん』と。

郭子儀以へらく、安史、昔、洛陽に據る。故に諸道に節度使を置き、以て其要衝を制せり。今大盜已に平ぐ。而して所在に兵を聚め、百姓を耗蠹すと。表して・之を罷め・(二三)仍は河中より始めと爲さんと請ふ。六月、勅して河中飢度及び(二四)耀德軍を罷む。子儀、復た・關內副元帥を罷めんと請ふ。許さず。

僕固懷恩、靈武に至り、散亡を收合し、其衆復た振ふ。上厚く其家を撫す。癸未、詔を下して稱す、『其勳勞、帝室に著はれ、天下に及ぶ。疑隙の端、羣小より起る。其深衷を察するに、本它志無し。君臣の義、情・實に初めの如し。(二五)但だ、河北既に平ぎ・朔方已に屬する所有るを以て、宜しく河北副元帥・朔方節度等使を解くべし。其太保・兼中書令・大寧郡王は故の如し。但だ當に闕に詣るべし。更に・疑有る勿れ』と。懷恩、竟に・從はず。

秋七月庚子、天下に(二六)青苗錢を稅し、以て百官の俸を給す。

太尉兼侍中河南副元帥臨淮の武穆王李光弼、軍を治むること嚴整にして、指顧號令するに、諸將、敢て仰ぎ視るもの莫く、謀定まりて後戰ひ、能く少を以て衆を制し、郭子儀と名を齊しくす。徐州に在るに及び、兵を擁して・朝せず。諸將田神功等、復た稟畏せず。光弼・愧恨して疾を成し、己酉、薨ず。八月丙寅、王縉を以て光弼に代り、河南淮西山南東道諸行營を都統せしむ。

郭子儀、河中より入朝す。會、涇原・奏す、『僕固懷恩、回紇・吐蕃の十萬の衆を引き、將に入寇せんとす』と。京師・震駭す。子儀に詔して、諸將を帥ゐ、出でて(二九)奉天に鎭せしむ。上、召して方略を問ふ。對へて曰はく、『懷恩は能く爲す無きなり』と。上曰はく、『何が故ぞ』と。對へて曰はく、『懷恩は勇なれども恩少く、士心、附かず。能く入寇する所以は、(三〇)歸るを思ふの士に因るのみ。懷恩は本臣の偏裨にして、其麾下は皆臣の部曲なり。必ず鋒刃を以て相向ふに忍びじ。此を以て、其の能く爲す無きを知るなり』と。辛巳、子儀、發して奉天に赴く。

甲午、王縉に東都留守を加ふ。

河中の尹兼節度副使崔寓、鎭兵を發し、西して吐蕃を禦ぐ。法を爲すこと一ならず。九月丙申、鎭兵、亂を作し、官府及び居民を掠む。終夕にして乃ち定まる。

丙午、河東節度使辛雲京に同平章事を加ふ。

辛亥、郭子儀を以て(三一)北道邠寧涇原河西以東通和吐蕃使に充て、陳鄭澤潞節度使李抱玉を以て、南道通和吐蕃使に充つ。子儀、吐蕃が邠州に逼るを聞き、甲寅、其子朔方兵馬使晞を遣はし、兵萬人を將ゐて之を救はしむ。

【二二】子儀、時に河中に鎭す。表して先づ河中節度を罷め、以て諸鎭に示す。

【二三】乾元二年、耀德軍を河中に置く。

【二四】優詔して其職任を解き、河北の諸帥たして復た其約束を稟けず、朔方の將士をして、心、子儀に歸せしむ。

【二五】青苗錢。畝に苗有る者に課する稅錢。

【二六】奉天縣は京兆に屬す。本、醴泉縣の地。武后分ちて奉天縣を置き、以て乾陵に奉ず。京兆の西北五十里に在り。

【二七】懷恩の將士には蓋し關內河東の人有り。

【二八】和を通ずるに託して以て吐蕃の兵を綏んずるなり。

己未、劍南節度使嚴武、吐蕃の七萬の衆を破り、(三一)當狗城を拔く。

關中、蟲蝗霖雨し、米斗ごとに千餘錢。

僕固懷恩の前軍、宜祿に至る。郭子儀、右兵馬使李國臣をして、兵を將ゐて郭晞の後繼を爲さしむ。邠寧節度使白孝德、吐蕃を宜祿に敗る。冬十月、懷恩、回紇・吐蕃を引きて邠州に至る。白孝德・郭晞、城を閉ぢて拒ぎ守る。

庚午、嚴武、吐蕃の(三二)鹽川城を拔く。

僕固懷恩、回紇・吐蕃と與に、進みて奉天に逼る。京師・戒嚴す。諸將、戰はんと請ふ。郭子儀、許さずして曰はく、『虜深く吾が地に入る。速かに戰ふに利あり。吾、壁を堅くして以て之を待たば、彼、我を以て怯と爲し、必ず戒めざらん。乃ち破る可きなり。若し遽に戰うて利あらずんば、則ち衆心離れん。敢て戰を言ふ者は斬らん』と。辛未夜、子儀出でて乾陵の南に陳す。壬申未明、虜衆大に至る。虜始め子儀を以て備無しと爲し、之を襲はんと欲す。忽ち大軍を見て驚愕し、遂に戰はずして退く。子儀、裨將李懷光等をして、五千騎を將ゐて虜を追はしむ。廡亭に至りて還る。虜、邠州に至る。丁丑、之を攻め、克たず。乙酉、虜、涇を涉りて遁る。

懷恩が南寇するや、河西節度使楊志烈、卒五千を發し、監軍栢文達に謂つて曰はく、『河西の銳卒、此に盡く。君、之を將ゐて以て靈武を攻めよ。則ち懷恩、返顧の慮有らん。此れ亦京師を救ふの一奇なり』と。文達、遂に衆を將ゐ、(三四)摧砂堡・(三五)靈武縣を擊ち、皆之を下し、進みて靈州を攻む。懷恩、之を聞き、(三六)永壽より遽に歸り、蕃渾二千騎をして夜文達を襲しめ、大に之を破る。士卒の死する者殆ど半なり。文達、餘衆を將ゐて涼州に歸り、哭して入る。志烈、之を迎へて曰はく、『此行、京室を安んずるの功有り、卒・死すとも何ぞ傷まん』と。士卒、其言を怨む。未だ幾くならずして、吐蕃、涼州を圍む。士卒、用を爲さず。志烈、(三七)甘州に奔り、(三八)沙陀の殺す所と爲る。沙陀、姓は朱耶、世〻沙陀磧に居る。因つて以て氏と爲す。十一月丁未、郭子儀、行營より入朝す。郭晞、邠州に在り、士卒を縱ちて暴を爲す。節度使白孝德、之を患ふ。子儀の故を以て敢て言はず。涇州の刺史段秀實、自ら・(三九)都虞候に補せんと請ふ。孝德、之に從ふ。既に署して一月、晞の軍士十七人、市に入りて酒を取り、酒翁を刺し、釀器を壞る。秀實、卒を列ね、十七人の首を取り、梁上に注し、市門に植つ。晞の一營大に譟ぎ、譁く甲す。孝德・震悚し、秀實を召して曰はく、『奈何せん』と。秀實曰はく、『傷む無きなり。請ふ往きて之を解かん』と。孝德、數十人をして從ひ行かしむ。秀實、譁く噪し去り、(四一)老

【三一】當狗城は白狗羌の路に當る、故に以て城に名づく。

【三二】鹽川城は當狗城の西北に在り。維州に、舊、鹽溪縣有り、永徽の初め、省きて保州定廉縣に入る。

【三四】摧砂堡。原州の西北に在り。

【三五】靈武。後周、建安縣を置く、仁壽元年、改めて靈武と曰ふ、涇州に屬す。今の甘肅省寧夏道靈武縣の西北。

【三六】永壽縣は邠州に屬す、今の陝西省關中道永壽縣の南。

【三七】涼州より西北のかた甘州に至るまで六百里。

【三八】沙陀、始めて此に見ゆ。

【三九】虞候は古の候奄の職。虞は防虞たり。候は候望なり。

【四〇】酒翁は酒を釀す者なり。

【四一】噪。跋の甚だしき者なり。

蹙者一人を選び、馬を持して晞の門下に至る。甲者出づ。秀實笑ひ且つ入りて曰はく、(四一)『一老卒を殺すに何ぞ甲するや。(四二)吾、吾が頭を載せて來る』と。甲者愕く。因つて諭して曰はく、(四三)『常侍、若が屬に負くや。(四四)副元帥、若が屬に負くや。奈何ぞ亂を以て郭氏を敗らんと欲する』と。晞出づ。秀實、之を讓めて曰はく、『副元帥、勳、天地に塞がる。當に始終を念ふべし。今、常侍、卒を恣にして暴を爲す。行くゆく且に亂を致さんとす。亂れなば則ち罪、副元帥に及ばん。亂、常侍に由りて出づ。然らば則ち郭氏の功名、其の存する者幾何ぞ』と。言未だ畢らざるに、晞・再拜して曰はく、『公幸に晞に教ふるに道を以てす。恩甚だ大なり。敢て命に從はざらんや』と。顧みて左右を叱し、皆、甲を解き、散じて(四五)火伍の中に還らしめ、『敢て譁する者は死せん』と。秀實因つて留まりて軍中に宿す。晞、通夕、衣を解かず、候卒を戒め、柝を擊ちて秀實を衞らしめ、旦に俱に孝德の所に至り、不能を謝し、(過)改めんと請ふ。邠州、是に由りて患無し。

五谷防禦使薛景仙、南山の羣盜を討ち、連月、克たず。上、李抱玉に命じて之を討たしむ。賊帥高玉、最も彊し。抱玉、兵馬使李崇客を遣はし、四百騎を將ゐて(四六)洋州より入らしむ。之を桃虢川に襲ひ、大に之を破る。玉、成固に走る。庚申、山南西道節度使張獻誠、玉を擒にして之を獻ず。餘盜皆平ぐ。

十二月乙丑、郭子儀に尚書令を加ふ。子儀以爲はく、『太宗が此官と爲りしより、累聖、復た置かず。近ごろ皇太子も亦嘗て之と爲れり。微臣の宜しく當るべき所に非ず』と。固辭して・受けず、還りて河中に鎭す。

是歲、戶部・奏す、(四八)『戶二百九十餘萬、口一千六百九十餘萬』と。

上、(四九)于闐王勝を遣りて國に還らしむ。勝、固く・留まりて宿衞し・國を以て其弟曜に授けんと請ふ。上、之を許す。勝に開府儀同三司を加へ、爵武都王を賜ふ。

(一)永泰元年、春正月癸巳朔、改元し、天下に赦す。

戊申、(二)陳鄭澤潞節度使李抱玉に鳳翔隴右節度使を加へ、少監抱眞を以て澤潞節度副使と爲す。抱眞以へらく、『山東、變有れば、上黨、兵衝と爲る。而るに荒亂の餘、土瘠せ民困しみ、以て軍を贍らす無し』と。乃ち民を籍し、三丁毎に一の壯者を選び、其租徭を免じ、弓矢を給し、農隙に習射せしめ、歲暮に(三)都試し、其賞罰を行ふ。三年に比びて、精兵二萬を得。既に廩給を費さず、府庫充實し、遂に山東に雄視す。是に由りて、

【四一】老卒。秀實自ら謂ふなり。

【四二】頭を載きて來り、其の之を斬るに聽すを言ふ。

【四三】常侍。晞、時に左散騎常侍を帶ぶ、故に之を稱す。

【四四】副元帥。郭子儀をいふ。

【四五】唐の制、兵五人を伍と爲し、十人を火と爲す。

【四六】洋州。興道縣に治す、卽ち古の成固の地なり。今の陝西省漢中道洋縣治。

【四八】喪亂の後、戶口、承平の時に減ずること、十の七八。

【四九】勝が弟曜をして國を攝せしめ、自ら兵を將ゐて入り援くること、二百十九卷至德元載に見ゆ。

【一】永泰元年。西紀七六五年。

【二】李抱玉、時に陳鄭澤潞行營の兵を以て京西に屯す、故に鳳翔隴右節度使を加ふ。

【三】都試。武備を試閱するなり。

天下、澤潞の步兵を稱して諸道の最と爲す。

二月戊寅、党項、富平に寇し、(四)定陵の殿を焚く。

庚辰、(五)儀王璲・薨ず。

三月壬辰朔、左僕射裴冕・右僕射郭英乂等・文武の臣十三人に命じ、集賢殿に於て待制とす。左拾遺洛陽の獨孤及・上疏して曰はく、『陛下、冕等を召して待制とし、以て詢問に備ふ。此れ五帝の盛德なり。頃者、陛下、其直を容るると雖も、而も其言を錄せず。下を容るるの名有れども、諫を聽く實無し。遂に諫者をして稍稍口を鉗し、飽食して相招きて祿仕を爲さしむ。此れ忠鯁の人の、竊に歎ずる所以にして、而して臣も亦之を恥づ。今師興りて・息まざること(六)十年。人の生産、(七)杼軸に空し。兵を擁する者は、第館、街陌に亙り、奴婢、酒肉に厭く。而して貧人羸餓し、役に就き膚を剝し髓に及ぶ。長安城中、白晝椎剽すれども、吏敢て詰らず。官亂れ職廢れ、將墮り卒暴に、(八)百揆隳刺し、沸粥紛廡の如し。民敢て有司に訴へず、有司敢て陛下に聞せず。毒を茹ひ痛を飲み、窮すれども告ぐる無し。陛下、此時を以て之を救ふ所以の術を思はず。臣、實に焉を懼る。今、天下惟だ朔方・隴西のみ、吐蕃・僕固の虞有り、邠・涇・鳳翔の兵、以て之に當るに足る。此より而往、東は海に泊び、南は番禺に至り、西は巴蜀を盡し、鼠竊の盜無し。而るに兵、爲めに解かず、天下の貨を傾け、天下の穀を竭し、以て不用の軍に給す。臣、其故を知らず。假令安きに居りて危きを思はば、自ら・要害の地を陁し・屯鄽を置かしむ可し。悉く其餘を休め、糧儲(九)扉屨の資を以て、疲人の貢賦に充てば、歲ごとに・國租の半を減ず可からん。陛下豈に疑を改作に持し、率土の患をして、日、一日よりも甚だしからしむ可けんや』と。上、用ふる能はず。

丙午、李抱玉を以て同平章事とす。鳳翔に鎭すること故の如し。

庚戌、吐蕃、使を遣はして和を請ふ。元載・杜鴻漸に詔して、與に興唐寺に盟はしむ。上、郭子儀に問ふ。『吐蕃、盟を請ふ、何如』と。對へて曰はく、『吐蕃、我の(一一)不虞を利とす。若し不虞にして來らば、國、守る可からざらん』と。乃ち相繼ぎて河中の兵を遣はして奉天に戍せしめ、又、兵を遣はして涇原を巡りて以て之を覘はしむ。

是春、雨ふらず、米斗ごとに千錢。

夏四月丁丑、御史大夫王翊に命じ、諸道稅錢使に充つ。河東道租庸鹽鐵使裴諝、入りて事を奏す。上問ふ、『榷酤の利、歲入幾何ぞ』と。諝、之を久しくして對へず。上復た之を問ふ。對へて曰はく、『臣、河東より來り、過ぐる所、菽粟未だ種ゑず・農夫愁怨するを見る。臣以爲へらく、陛下、臣を見

【四】定陵は中宗の陵なり。雍州富平縣の西北に在り。凡そ陵には寢有り、殿有り。後なるを寢と曰ひ、前なるを殿と曰ふ。

【五】璲。玄宗の子なり。

【六】十年。玄宗の天寶十四載、安祿山反す。是に至りて十年。

【七】杼軸云云。杼は機の緯を持つもの、軸は機の經を受くるもの。卽ち織物の皆無なること。轉じて國の貧しきを謂ふ。

【八】百揆。百官の事を言ふ。

【九】扉屨。草履などのはきもの。

【一〇】興唐寺は大寧坊に在り。

【一一】不虞。不備なり。

ば、必ず先づ人の疾苦を問はんと。乃ち臣を責むるに營利を以てす。臣、是を以て、未だ敢て對へざるなり』と。上、之を謝し、左司郎中に拜す。晉は(一二)寬の子なり。

辛卯、劍南節度使嚴武薨ず。武三たび劍南に鎭し、賦斂を厚くし、以て奢侈を窮む。梓州の刺史章彝、小しく意に副はず、召して之を杖殺す。然れども吐蕃、之を畏れ、敢て其境を犯さず。母數、其驕暴を戒む。武、從はず。死するに及び、母曰はく、『吾、今始めて官婢と爲るを免る』と。

五月癸丑、右僕射郭英乂を以て劍南節度使と爲す。

畿內、麥稔る。京兆の尹第五琦、百姓に稅し・田十畝に其一を收めんと請ひ、曰はく、(一四)『此れ古の什一の法なり』と。上、之に從ふ。

(一五)平盧節度使侯希逸、淄青に鎭し、游畋を好み、塔寺を營む。軍州、之に苦しむ。兵馬使李懷玉、衆心を得たり。希逸、之を忌み、事に因りて其軍職を解く。希逸、巫と與に城外に宿す。軍士、門を閉ぢて納れず、懷玉を奉じて帥と爲す。希逸、滑州に奔り、上表して罪を待つ。詔して之を赦し、召して京師に還らしむ。秋七月壬辰、鄭王邈を以て平盧淄青節度大使と爲し、懷玉を以て留後に知たらしめ、名を正己と賜ふ。時に承德節度使李寶臣・魏博節度使田承嗣・相衞節度使薛嵩・盧龍節度使李懷仙、(一六)安・史の餘黨を收め、各勁卒數萬を擁し、

【一二】梁寬は玄宗に事ふ。

【一三】武、驕暴なり、若し悖逆を以て罪を致さば、禍必ず母に及ばん。今死して乃ち免るるを知る。

【一四】第五琦、古法を博會して以て君を欺く。

【一五】侯希逸が淄青に鎭すること、前卷上元二年に始まる。

【一六】安史。安祿山と史思明。

兵を治め、城を完くし、自ら文武の將吏を署し、貢賦を供せず、山南東道節度使梁崇義及び正己と、皆結びて昏姻を爲し、互に相表裏す。朝廷專ら姑息を事とし、復た制する能はず。藩臣と名づくと雖も、羈縻するのみ。

甲午、上の女昇平公主を以て郭子儀の子曖に嫁す。

太子の母沈氏は、(一七)吳興の人なり。(一八)安祿山が長安を陷るるや、掠めて洛陽宮に送る。上、(一九)洛陽に克つや、之を見れども、未だ迎へて長安に歸るに及ばず。會〻(二〇)史思明、再び洛陽を陷れ、遂に所在を失ふ。上、位に卽き、使を遣はして之を散求すれども、獲ず。己亥、壽州の崇善寺の尼廣澄、詐りて太子の母と稱す。按驗すれば、乃ち故の(二一)少陽院の乳母なり。之を鞭殺す。

九月庚寅朔、(二二)百高座を資聖・西明兩寺に置き、(二三)仁王經を講じ、內より經二寶輿を出し、人を以て菩薩鬼神の狀と爲し、導くに音樂・鹵簿を以てし、百官、光範門外に迎へ、從つて寺に至る。

僕固懷恩、回紇・吐蕃・吐谷渾・党項・奴剌の數十萬の衆を誘ひ、俱に入寇す。吐蕃の大將尙結・悉贊摩・馬重英等をして、北道より奉天に趣かしめ、

【一七】吳興。湖州。

【一八】安祿山云云。二百十八卷肅宗至德元載に見ゆ。

【一九】洛陽に克つこと、二百二十一卷乾元二年に見ゆ。

【二〇】史思明云云。二百二十一卷乾元二年に見ゆ。

【二一】大明宮に少陽院あり、太子、之に居る。

【二二】百高座は百尺の高座なり。資聖寺は崇仁坊に在り、本、長孫無忌の宅、龍朔二年、文德皇后の資福の爲めに、立てて尼寺と爲す。咸亨四年、復た僧寺と爲す。西明寺は延康坊に在り、本、越國公楊素の宅、貞觀中、濮王泰に賜ふ。泰、死し、乃ち立てて寺と爲す。

【二三】仁王經。仁王護國般若經なり。

(二四)党項の帥任敷・鄭庭・郝德等をして、東道より同州に趣かしめ、吐谷渾・奴剌の衆をして、西道より盩厔に趣かしめ、回紇をして吐蕃の後に繼がしめ、懷恩、又、朔方の兵を以て之に繼ぐ。郭子儀、行軍司馬趙復をして入りて奏して曰はしむ、『虜は皆騎兵にして、其來ること飛ぶが如し。易る可からざるなり。請ふ、諸道節度使・鳳翔の李抱玉・(二五)滑濮の李光庭・邠寧の白孝德・鎮西の馬璘・河南の郝庭玉・淮西の李忠臣をして、(二六)各〻兵を出し、以て其衝要を扼せしめん』と。上、之に從ふ。諸道多く時に兵を出さず。李忠臣方に諸將と毬を擊つ。詔を得、亟かに命じて・行を治めしむ。諸將及び監軍、皆曰はく、『師行は必ず日を擇ぶ』と。忠臣怒りて曰はく、『父母、急有らば、豈に日を擇びて後に救ふ可けんや』と。卽日、兵を勒して道に就く。懷恩、中途にて暴疾に遇うて歸る。丁酉、鳴沙に死す。大將張韶、代りて其衆を領す。別將徐璜玉、之を殺す。范志誠、又、璜玉を殺し、而して其衆を領す。懷恩、命を拒むこと三年、再び胡寇を引き、國の大患を爲す。上猶ほ之が爲めに隱し、前後の勅制に、未だ嘗て其反せるを言はず。其死するを聞くに及び、憫然として曰はく、『懷恩は反せず。左右の誤る所と爲るのみ』と。吐蕃、邠州に至る。白孝德、城に嬰りて自ら守る。甲辰、上、宰相及び(二七)諸司の長官に命じ、(二八)西明寺に於て香を行ひ、素饌を設け、樂を奏せしむ。

【二四】任敷は朔北の舊將。

【二五】李光庭。恐らくは當に李光進に作るべからん。

【二六】此時、李光庭・郝庭玉・李忠臣は各〻本道に在り、餘は皆京西に分屯す。

【二七】六曹に尚書あり、寺に卿あり、監に監有り、皆、諸司の長官と爲す。

【二八】福を佛に徼むる也。

是日、吐蕃の十萬の衆、奉天に至る。京城・震恐す。朔方兵馬使渾瑊・討擊使白元光、先に奉天に戍す。虜始めて營を列するや、瑊、驍騎二百を帥ゐて之を衝き、身、士卒に先だつ。虜衆・披靡す。瑊、虜將一人を挾み、馬を躍らして還る。從騎、鋒鏑に中る者無し。城上の士卒、之を望み、勇氣始めて振ふ。乙巳、吐蕃進みて之を攻む。虜、死傷すること甚だ衆し。數日にして、衆を斂めて營に還る。瑊、夜、兵を引きて之を襲ひ、千餘人を殺す。前後、虜と戰ふこと、二百餘合、斬首五千級。丙午、百高座講を罷む。郭子儀を河中より召し、涇陽に屯せしむ。己酉、李忠臣に命じて東渭橋に屯せしめ、李光進をして雲陽に屯せしめ、馬璘・郝庭玉をして便橋に屯せしめ、李抱玉をして鳳翔に屯せしめ、內侍駱奉仙・將軍李日越をして盩厔に屯せしめ、同華節度使杜冕をして坊州に屯せしめ、鄜坊節度使周智光をして同州に屯せしめ、上自ら六軍を將ゐて苑中に屯す。庚戌、制を下して親征す。辛亥、魚朝恩請うて城中を索め、士民の私馬を括し、城中の男子をして皆早きを衣、圍結して兵と爲らしめ、城門、皆、二を塞ぎ一を開く。士民大に駭き、垣を踰え竇を鑿ちて逃るる者甚だ衆し。吏、禁ずる能はず。朝恩、上を奉じて河中に幸し・以て吐蕃を避けんと欲す。羣臣の議論の一ならざらんことを恐る。一旦、百官、入朝して班に立つ。之を久しくして、(二九)閤門、開かず。朝恩忽ち禁軍十餘人を從へ、白刃を操りて出で、宣言すらく、『吐蕃數〻郊畿を犯す。車駕、河中に幸せんと欲す。何如』と。公卿皆錯愕し、對ふる所を知らず。劉給事といふ者

【二九】閤門。東西の上閤門を謂ふ。

有り、獨り班を出でて抗聲して曰はく、(三〇)『勅使・反するか。今、屯軍、雲の如くなるに、力を勠せて寇を扞がず、而して遽に・天子を脅し・宗廟社稷を棄てて去らんと欲す。反に非ずして何ぞ』と。朝恩・懼沮して退く。事遂に寢む。丙午より甲寅に至るまで、大雨、止まず。故に虜、進む能はず。吐蕃、兵を移して醴泉を攻む。党項、西のかた(三一)白水を掠め、東のかた蒲津を侵す。丁巳、吐蕃、大に男女數萬を掠めて去る。過ぐる所、廬舍を焚き、禾稼を蹂りて殆ど盡く。周智光、兵を引きて邀へ擊ち、之を澄城の北に破る。因つて北ぐるを逐うて(三二)鄜州に至る。智光素より杜鴪と協はず。遂に鄜州の刺史張麟を殺し、鴪の家屬八十一人を院にし、坊州の廬舍三千餘家を焚く。冬十月己未、復た經を資聖寺に講ず。吐蕃退きて邠州に至り、回紇に遇ひ、復た相與に入寇す。辛酉、奉天に至る。癸亥、党項、同州の官廨民居を焚きて去る。丙寅、回紇・吐蕃、兵を合はせて涇陽を圍む。子儀、諸將に命じ、嚴に守備を設けしめ、而して戰はず。暮るるに及び、二虜退きて(三三)北原に屯す。丁卯、復た城下に至る。旦已に長を爭ひ、相睽しからず、營を分ちて居る。子儀、之を知る。回紇、城西に在り。子儀、(三四)牙將李光瓚等をして往きて之に說かしめ、之と共に吐蕃を擊たんと欲す。回紇、信ぜずして曰はく、『郭公固に此に在るか。汝、我を紿くのみ。若し果して此に在らば、見るを得可きか』と。光瓚還り報ず。子儀曰はく、『今、衆寡、敵せず。力を以て勝ち難し。昔、回紇と、契約すること甚だ厚し。若かじ身を虜退きて已に長を爭ひ、相睽しからず、營を分ちて居る。子儀、之を知る。回紇、城西に在り。子儀、(三四)牙將李光瓚等をして往きて之に說かしめ、之と共に吐蕃を擊たんと欲す。回紇、信ぜずして曰はく、『郭

【三〇】唐の人、宦官を謂つて勅使と爲す。

【三一】白水縣は漢の粟邑の地、後魏太和二年、白水縣を置く。唐、同州に屬す。今の陝西省關中道白水縣南。

【三二】鄜州。漢の上郡・雕陰の地。今の陝西省榆林道鄜縣の地。

【三三】北原。涇陽の北原なり。

【三四】牙將。牙前の將、元帥の親兵を領統す。

公固に此に在るか。汝、我を紿くのみ。若し果して此に在らば、見るを得可きか』と。光瓚還り報ず。子儀曰はく、『今、衆寡、敵せず。力を以て勝ち難し。昔、回紇と、契約すること甚だ厚し。若かじ身を虜退きて已に長を爭ひ、相睽しからず、營を分ちて居る。子儀、之を知る。回紇、城西に在り。子儀、(三四)牙將李光瓚等をして往きて之に說かしめ、之と共に吐蕃を擊たんと欲す。回紇、信ぜずして曰はく、『郭

【三五】子儀、時に中書令たり、故に令公と傳呼す。

【三六】兵を擧げて唐を助けて安史を平げしを謂ふ。

【三七】畿縣。唐の京都の屬縣、附城の縣を赤と爲し、次赤と爲す。昭應・奉天・醴泉等の縣の如きは、次赤と爲す。餘は畿縣と爲す。

公固に此に在るか。汝、我を紿くのみ。若し果して此に在らば、見るを得可きか』と。光瓚還り報ず。子儀曰はく、『今、衆寡、敵せず。力を以て勝ち難し。昔、回紇と、契約すること甚だ厚し。若かじ身を虜退きて已に長を爭ひ、相睽しからず、營を分ちて居る。子儀、之を知る。回紇、城西に在り。子儀、(三四)牙將李光瓚等をして往きて之に說かしめ、之と共に吐蕃を擊たんと欲す。回紇、信ぜずして曰はく、『郭公固に此に在るか。汝、我を紿くのみ。若し果して此に在らば、見るを得可きか』と。光瓚還り報ず。子儀曰はく、『今、衆寡、敵せず。力を以て勝ち難し。昔、回紇と、契約すること甚だ厚し。若かじ身を虜退きて已に長を爭ひ、相睽しからず、營を分ちて居る。子儀、之を知る。回紇、城西に在り。子儀、(三四)牙將李光瓚等をして往きて之に說かしめ、之と共に吐蕃を擊たんと欲す。回紇、信ぜずして曰はく、『郭

【三五】子儀、時に中書令たり、故に令公と傳呼す。

【三六】兵を擧げて唐を助けて安史を平げしを謂ふ。

【三七】畿縣。唐の京都の屬縣、附城の縣を赤と爲し、次赤と爲す。昭應・奉天・醴泉等の縣の如きは、次赤と爲す。餘は畿縣と爲す。

公固に此に在るか。汝、我を紿くのみ。若し果して此に在らば、見るを得可きか』と。光瓚還り報ず。子儀曰はく、『今、衆寡、敵せず。力を以て勝ち難し。昔、回紇と、契約すること甚だ厚し。若かじ身を虜退きて已に長を爭ひ、相睽しからず、營を分ちて居る。子儀、之を知る。回紇、城西に在り。子儀、(三四)牙將李光瓚等をして往きて之に說かしめ、之と共に吐蕃を擊たんと欲す。回紇、信ぜずして曰はく、『郭

【三五】子儀、時に中書令たり、故に令公と傳呼す。

【三六】兵を擧げて唐を助けて安史を平げしを謂ふ。

【三七】畿縣。唐の京都の屬縣、附城の縣を赤と爲し、次赤と爲す。昭應・奉天・醴泉等の縣の如きは、次赤と爲す。餘は畿縣と爲す。

らん。今、吾、身を挺でて來る。汝が我を執へて之を殺すに聽す。我の將士、必ず死を致して汝と戰はん』と。藥葛羅曰はく、『懷恩、我を欺きて言へらく、(三八)「天可汗は已に晏駕し、令公も亦館を捐て、中國、主無し」と。我是を以て敢て之と與に來る、今知る、天可汗、(三九)上都に在り、令公復た兵を此に總べ、懷恩又天の殺す所と爲るを。我が曹豈に肯て令公と戰はんや』と。子儀因つて之に說き曰はく、『吾、懷恩の誤る所と爲り、公に負くこと誠に深し。今請ふ、公の爲めに力を盡して吐蕃を擊ち、以て過を謝せん。然れども懷恩の子は、可敦の兄弟なり。願はくは之を捨し、殺す勿れ』と。子儀、之を許す。回紇の覩る者、兩翼と爲りて稍前む。子儀の麾下も亦進む。子儀、手を揮つて之を却く。因つて酒を取り、其酋長と共に飮む。藥葛羅、子儀をして先づ酒を執りて誓を爲さしむ。子儀、地に(四一)酹して曰はく、『大唐の天子萬歲、回紇の可汗も亦萬歲、兩國の將相も亦萬歲。約に負く者有らば、身、陳前に殞ち、家族滅絕せん』と。

【三八】天可汗。貞觀中、四夷の君長、太宗に請うて天可汗と爲ししより、是後、夷人、率ね天子を謂つて天可汗と爲すなり。
【三九】上都。長安なり。
【四〇】吐蕃。唐の公主に尙し、舅甥の國たり。
【四一】酹。酒を以て地に沃ぐなり。

盃至る。藥葛羅も亦地に酹して曰はく、『令公の誓の如し』と。是に於て、諸酋長皆大に喜びて曰はく、『曩に二巫師を以て軍に從ふ。巫言ふ、「此行甚だ(四二)安隱なり。唐と戰はず、一大人を見て還らん」と。今果して然り』と。子儀、之に綵三千匹を遺る。酋長分ちて以て巫に賞す。子儀竟に與に約を定めて還る。吐蕃、之を聞き、夜、兵を引きて遁れ去る。回紇、其酋長石野那等六人を遣はし、入りて天子に見えしむ。藥葛羅、衆を帥ゐて吐蕃を追ふ。子儀、白元光をして、精騎を帥ゐ、之と俱にせしむ。癸酉、(四三)靈臺の西原に戰ひ、大に之を破る。吐蕃萬計を殺し、掠むる所の士女四千人を得たり。丙子、又、之を涇州の東に破る。丁丑、僕固懷恩の將張休藏等降る。辛巳、詔して親征を罷む。京城、嚴を解く。

初め肅宗、陝西節度使郭英乂を以て神策軍を領せしめ、內侍魚朝恩をして其軍を監せしむ。英乂入りて僕射と爲り、朝恩專ら之に將たり。上が陝に幸するに及び、朝恩、陝に在る兵を擧げて、神策軍と與に(四四)迎扈し、悉く神策軍と號す。天子、其營に幸す。京師平ぐに及び、朝恩遂に軍を以て禁中に歸り、自ら之に將たり。然れども尙ほ未だ(四五)北軍と齒するを得ず。是に至りて、朝恩、神策軍を以て上に從ひ、苑中に屯す。其勢寖く盛なり。分ちて左右廂と爲し、北軍の右に居る。

【四二】曩。穆と通ず。
【四三】靈臺。漢の鶉觚縣の地、天寶元年、名を靈臺と更む。涇州の東九十里に在り。今の甘肅省涇原道靈臺縣。吐蕃を破りし處は、靈臺縣の西五十里に在り。地、赤山嶺と名づく。
【四四】迎扈。奉迎扈從する也。
【四五】北軍。北門の六軍。

郭子儀、僕固名臣・李建忠等が皆懷恩の驍將なるを以て、逃れて外夷に入らんことを恐れ、之を招かんと請ふ。名臣は懷恩の姪なり。時に回紇の營に在り。上、勅して、舊將の・功有る者を幷せ、皆、其罪を赦し、回紇をして之を送らしむ。壬午、名臣、千餘騎を以て來り降る。子儀、開府儀同三司嘉容休貞をして、書を以て党項の帥鄭庭・郝德等を諭さしむ。皆、鳳翔に詣りて降る。

甲申、周智光、闕に詣りて捷を獻じ、再宿して鎭に歸る。智光、〔四六〕專殺の罪を負ひ、未だ治せず。上既に遣りて之を悔ゆ。

乙酉、回紇の胡祿都督等二百餘人、入りて見ゆ。前後の贈賚の繒帛十萬匹。府藏空竭す。百官の俸を稅し、以て之を給す。

【四六】專殺の罪。張麟及び杜冕の家屬を殺すの罪を謂ふ。

卷の第二百二十四

唐紀四十

代宗睿文孝武皇帝中の上

(一)永泰元年、閏十月乙巳、郭子儀・入朝す。子儀、(二)靈武初めて復し、百姓彫弊し、戎落未だ安んぜざるを以て、(三)朔方軍糧使三原の路嗣恭を以て之に鎭せしめんと請ふ。河西節度使(四)楊志烈既に死す。使を遣はして河西を巡撫せしめ・及び涼・甘・肅・瓜・沙等の州の長史を置かんと請ふ。上、皆、之に從ふ。

丁未、百官、(五)職田を納れ・軍糧に充てんと請ふ。之を許す。

戊申、戶部侍郎路嗣恭を以て朔方節度使と爲す。嗣恭、府を立つ。威令大に行はる。

己酉、(六)郭子儀、京師に還る。

【一】永泰元年。西紀七六五年。

【二】僕恩懷恩死し、始めて靈武を復す。

【三】軍糧使は、卽ち糧料使なり。

【四】楊志烈が死すること、前卷廣德二年に見ゆ。

【五】職田。職分田なり。官職の高下に應じて賜はる所の田。

【六】子儀、京師に朝し、今、還りて河中に鎭す。

初め劍南節度使嚴武、將軍崔旰を奏して(七)利州の刺史と爲す。時に蜀中新に亂れ、山賊、路に塞がる。旰討ちて之を平ぐ。武が再び劍南に鎭するに及び、山南西道節度使張獻誠に賂うて以て旰を求む。獻誠、旰をして疾に移して自ら解き武に詣らしむ。武、以て(八)漢州の刺史と爲し、兵を將ゐて吐蕃を西山に擊たしむ。連に其數城を拔き、地を擴ふこと數百里。武、七寶鞍を作り、旰を迎へて成都に入らしめ、以て之を寵す。(九)武・薨ず。行軍司馬杜濟、軍府の事に知たり。都知兵馬使郭英幹は、英乂の弟なり。都虞候郭嘉琳と共に、英乂を節度使と爲さんと請ふ。旰時に西山都知兵馬使たり。所部と共に、大將王崇俊を節度使と爲さんと請ふ。會〻朝廷已に英乂を除す。英乂是に由りて之を銜む。成都に至りて數日、卽ち崇俊を誣ふるに罪を以てして之を誅し、旰を召して成都に還らしむ。旰・辭するに吐蕃に備へ未だ歸る可からざるを以てす。英乂愈〻怒り、其餽餉を絕ちて以て之を困しむ。旰、轉じ徙りて深山に入る。英乂自ら兵を將ゐて之を拒ぎ守る』と聲言す。會〻大に雪ふり、山谷深さ數尺。士馬凍死する者甚だ衆し。旰、兵を出して之を擊つ。英乂大に敗る。餘兵を收め、纔に千人に及びて還る。英乂、政を爲すこと嚴暴驕奢にして、士卒を恤まず、衆心離れ怨む。玄宗の(一〇)蜀を離るるや、居る所の行宮を以て道士觀と爲し、仍ほ金

【七】利州。古の葭萌の邑。秦漢、葭萌の地と爲す。梁、黎州と爲す。隋さて又利州と改む。山南西道の巡屬なり。今の四川省嘉陵道廣元縣。

【八】漢州は漢の雒縣・什方・綿竹の地。唐の垂拱中、漢州を立つ。天寶中、德陽郡と爲す。乾元に復た州と爲す。今の四川省東川道廣漢縣。

【九】前卷四月に見ゆ。

【一〇】肅宗至德元載、玄宗、成都を離る。

を鑄て眞容を爲る。英乂、其竹樹茂美なるを愛し、奏して軍營と爲し、因つて眞容を徙し去り、自ら之に居る。旰・宣言す、『英乂・反す。然らずんば、何を以て眞容を徙し、自ら其處に居らん』と。是に於て所部五千餘人を帥ゐて成都を襲ふ。辛亥、城西に戰ふ。英乂大に敗る。旰遂に成都に入り、英乂、單騎にて(一一)簡州に奔る。普州の刺史韓澄、英乂を殺し、首を旰に送る。(一二)劍州の牙將柏茂琳・(一三)瀘州の牙將楊子琳・(一四)劍州の牙將李昌巏、各〻兵を擧げて旰を討つ。蜀中大に亂る。旰は衞州の人なり。華原の令顧繇・上言す、『元載の子伯和等、權を招き賄を受く』と。十二月戊戌、繇、坐して(一五)錦州に流さる。

安史の亂より、國子監の室堂・頹壞し、軍士多く借りて之に居る。祭酒蕭旰・上言す、『學校は遂に廢す可からず』と。

(一)大曆元年、春正月乙酉、勅して復た國子學生を補す。

丙戌、戶部尚書劉晏を以て、都畿河南淮南江南湖南荊南山南東道轉運常平鑄錢鹽鐵等使と爲し、侍郎第五琦を京畿關內河東劍南山南西道轉運等使と爲し、分ちて天下の財賦

【一一】簡州。漢の牛鞞縣の地、隋の仁壽三年、簡州の陽安・平泉・資州の資陽を分ちて簡州を置く。今の四川省東川道簡陽縣治。

【一二】邛州。漢の臨邛縣、今の四川省建昌道邛崍縣治。

【一三】瀘州。漢の江陽縣、今の四川省永寧道瀘縣治。

【一四】劍州。漢の廣漢の梓潼縣。唐の先天二年、劍州と爲す。今の四川省嘉陵道劍州縣治。

【一五】錦州。唐の垂拱二年、辰州麻陽縣の地を分ち、并せて山洞を開きて錦州を置く。京師に至るまで三千五百里。今の湖南省辰沅道麻陽縣の西。

【一】大曆元年。是年十一月方めて改元す。西紀七六六年。

を理めしむ。

(三)周智光、華州に至り、益〻驕横なり。之を召せども至らず。上、杜亮に命じ、張獻誠に山南に從ひ、以て之を避けしむ。智光、兵を遣はし、商山に於て之を邀ふれども、獲ず。智光、自ら罪重きを知り、乃ち亡命無賴の子弟を聚め、衆、數萬に至り、其剽掠を縱にし、以て其心を悅ばす。擅に關中の漕する所の米二萬斛を留む。藩鎭の貢獻、往往、其使者を殺して之を奪ふ。

二月丁亥朔、國子監に釋奠す。宰相に命じて(二)常參官を帥ゐ、魚朝恩をして、六軍の諸將を帥ゐ、往きて講を聽かしむ。子弟、皆、朱紫を服し、諸生と爲る。朝恩既に貴顯にして、乃ち經を講じ文を爲るを學び、僅に能く筆を執り、章句を辨ず。遽に自ら謂へらく、才、文武を兼ぬと。人、敢て之と抗するもの莫し。辛卯、有司に命じて、國子監を修めしむ。

元載、權を專らにし、事を奏する者其私を(四)攻訐せんことを恐れ、乃ち請ふ、『百官凡そ事を論ずるには、皆先づ長官に白し、長官、宰相に白し、然る後奏聞せん』と。仍ほ上旨を以て百官に諭して曰はく、『比日、諸司、事を奏すること煩多にして、言ふ所讒毀多し。故に長官・宰相に委ね、先づ其可否を定めしむ』と。刑部尚書顏眞卿、上疏して以爲はく、(五)『郎官御史は、陛下の耳目なり。今、事を論ずる者をして、先づ宰相に白さしむるは、是れ自ら其耳目を掩ふなり。陛下、羣臣が讒を爲すを患へば、何ぞ其言の虛實を察せざる。若し言ふ所果して虛ならば、宜しく之を誅すべし。果して實ならば、宜しく之を賞すべし。此を爲すを務めずして、天下をして「陛下、聽覽の煩はしきを厭ひ、此に託して辟と爲し、以て諫爭の路を塞ぐ」と謂はしむるは、臣竊に陛下の爲めに之を惜む。太宗、(六)門司式を著はして云ふ、「其の(七)門籍無き人、急奏有る者は、皆、門司をして仗家と與に引奏せしむ。闕碍するを得る無し」と。壅蔽を防ぐ所以なり。天寶以後、李林甫、相と爲り、深く言者を疾み、道路、目を以てし、上意、下に逮ばず、下情、上に達せず、蒙蔽(八)喑嗚し、卒に・蜀に幸するの禍を成し、(九)陵夷して今日に至る。其の從つて來る所の者漸なり。夫れ人主大に不諱の路を開くも、羣臣猶ほ敢て言を盡すもの莫し。況んや宰相・大臣をして裁して之を抑へしむるをや。則ち陛下の聞見する所の者、三數人に過ぎざらんのみ。天下の士、此より口を鉗ぎ舌を結ばん、陛下、復た言ふ者無きを見、天下に事の論ず可きもの無しと以爲はん。是れ林甫、復た今日に起るなり。昔、林甫、權を擅まにし、羣臣、宰相に諮らずして輒ち事を奏する者有れば、則ち託するに他事を以てし、陰に

【一】周智光が華州に還ること前卷前年に見ゆ。

【二】常參官は、常朝の日、常に朝參に赴く者なり。唐の制、文官五品以上、及び兩省の供奉官、監察御史、員外郎、太常博士は日〻に參す。常參官と號す。

【四】攻訐。せめあばく。

【五】郎官とは尚書省の曹二十四司の郎官。御史とは御史臺の三院御史なり。

【六】唐式三十三篇、尚書省諸曹及び祕書・太常・司農・光祿・太府・太僕・少府及び監門・宿衞・計帳を以て其篇目と爲す。

【七】唐の制、門籍は、流內は官僚姓名を記し、流外は年齒狀貌を記し、月に一たび其籍を易へ、遷解に非ざれば除かず。門籍無き者、急奏有るときは、門司をして仗家と與に引奏せしむ。仗家は宿衞五仗の執事者なり。

【八】喑嗚。語、明かならざるをいふ。

【九】陵夷。次第に衰頽することと。

之を中傷すと雖も、猶ほ敢て明かに百司をして事を奏するに皆先づ宰相に白さしめざりしなり。陛下儻し早く寤らずんば、漸く孤立を成さん。後、之を悔ゆと雖も、亦、及ぶ無からん』と。載、聞きて之を恨み、『眞卿・誹謗す』と奏す。乙未、(一〇)峽州の別駕に貶す。

己亥、大理少卿楊漪に命じ、好を吐蕃に修めしむ。

壬子、杜鴻漸を以て山南西道劍南東西川副元帥・劍南西川節度使と爲し、(一一)蜀の亂を平げしむ。

四鎭北庭行營節度使馬璘を以て邠寧節度使と爲す。卒に能く弓の重さ二百四十斤なるを引く者有り、(一二)三使都虞候と爲す。卒に能く弓の重さ二百四十斤なるを引く者有り、盜を犯し死に當る。璘、之を生かさんと欲す。秀實曰はく、『將、愛憎有り、而して法、一ならざれば、(一三)韓・彭と雖も、理を爲す能はず』と。璘、其議を善しとし、竟に之を殺す。璘、事を處するに、或は理に中らざれば、秀實、之を力爭す。璘、時に怒ること甚だしき有り。左右戰栗す。秀實曰はく、『秀實の罪、若し殺す可くんば、何ぞ怒を以て爲さん。罪無くして人を殺さば、恐らくは非道に涉らん』と。璘、衣を拂つて起つ。秀實、徐步して出づ。良久しくして、璘、酒を置きて秀實を召して之を謝す。是より、軍州の事、皆、秀實に咨りて後行ふ。璘、是に由りて、邠寧に在り、聲稱殊だ美なり。

【一】峽州。夷陵郡。京師の東南一千一百八十八里。今の湖北省荊南道宜昌縣の西北。
【二】蜀の亂。崔旰の亂なり。
【三】三使。四鎭は一なり、北庭は二なり、邠寧は三なり。
【三】韓・彭。韓信と彭越。

癸丑、山南西道節度使張獻誠を以て劍南東川節度使と爲す。崔旰を以て茂州の刺史と爲し、西山防禦使に充つ。三月癸未、獻誠、旰と梓州に戰ふ。獻誠、軍敗れ、僅に身を以て免る。旌節、皆、旰の奪ふ所と爲る。

夏五月、河西節度使楊休明、(一四)徙りて沙州に鎭す。

秋八月、國子監成る。丁亥、釋奠す。魚朝恩、易を執りて高座に升り、(一五)『鼎』、鍊を覆す』を講じ、以て宰相を譏る。王縉怒る。元載・怡然たり。朝恩、人に謂つて曰はく、『怒る者は常情、笑ふ者は測る可からざるなり』と。

【四】邛南。邛水以南なり。邛水は嚴道の邛崍山より出で、青衣江に入る。
【五】涼州淪陷するが故なり。
【六】易に曰はく、鼎、足を折り、公の餗を覆へすと。三公は鼎足のごとく君を承く。若くも其人に非ざるときは、足を折り美實を覆す。餗は鼎のもりもの、鼎の實なり。

杜鴻漸、蜀の境に至り、張獻誠敗れぬと聞きて懼れ、人をして先づ意を崔旰に達せしめ、許すに萬全を以てす。旰、辭を卑くし賂を重くし、以て之を迎ふ。鴻漸喜び、進みて成都に至り、旰を見、但だ接するに溫恭を以てし、一言の其の紀を干すを責むる無く、州府の事、悉く以て旰に委ぬ。又、數〻之を朝に薦め、因りて節制を以て旰に讓り・柏茂琳・楊子琳・李昌巎を以て各〻本州の刺史と爲さんと請ふ。上、已むを得ず、之に從ふ。壬寅、旰を以て成都の尹・西川節度行軍司馬と爲す。

甲辰、魚朝恩を以て內侍監を行ひ、國子監の事に判たらしむ。中書舍人京兆の常袞・上言す、(一七)『成均の任は、當に名儒を用ふべし。宜しく宦者を以て之を領せしむべからず』と。丁未、宰相以下に命じ、朝恩の上るを送らしむ。

京兆の尹黎幹、南山より、澗水を引き、漕渠を穿ち、長安に入る。功、竟に成らず。

冬十月乙未、(一八)上の生日に、諸道節度使、金帛・器服・珍玩・駿馬を獻じて壽と爲す。共に直緡錢二十四萬。常袞・上言して以爲はく、『節度使、能く男耕し女織るに非ず、必ず之を人に取る。怨を斂め媚を求むるは、長ず可からざるなり。請ふ之を却けん』と。上、聽かず。

京兆の尹第五琦の什一の稅法、民、其重きに苦しみ、流亡多し。十一月甲子、日南至す。赦し、(一九)改元す。悉く(二〇)什一の稅法を停む。

十二月癸卯、周智光、陝州の監軍張志斌を殺す。智光、素より陝州の刺史皇甫溫と協はず。志斌(二一)入りて事を奏す。智光、之を館す。志斌、其部下の・肅ならざるを責む。智光怒りて曰はく、『僕固懷恩は反せず。正に汝が輩が之を激するに由る。我も亦反せす。今日、汝が爲めに反す』と。叱し下して之を斬り、(二二)其肉を

【一七】成均は古の太學なり。垂拱元年、國子監を改めて成均と曰ふ。茲ぎて復た其舊に復す。常袞、國子監を謂つて成均と爲すは、亦猶ほ太學を言つて辟雍と爲すがごときなり。

【一八】上の生日。開元十四年十月十三日、上生る、其日を以て天興節と爲す。

【一九】大曆と改元す。

【二〇】什一の稅を行ふこと前卷前年に見ゆ。

【二一】陝州より入りて事を奏し、道、華州を過ぐ。

【二二】其肉を切りて以て食ふなり。

を臠食す。朝士、選人を擧ぐるに、智光の暴を畏れ、多く同州より竊に過ぐ。智光、將を遣はし兵を將ゐて、之を路に邀ふ。死する者甚だ衆し。戊申、詔して、智光に檢校左僕射を加へ、中使余元仙を遣はし、告身を持して之に授けしむ。智光・慢罵して曰はく、『智光、天下國家に大功有るに、平章事を與へずして、僕射を與ふ。且つ同華は地狹く、材を展ぶるに足らず。若し益すに陝・虢・商・鄜・坊・五州を以てせば、庶はくは猶ほ可ならんのみ』と。囚つて大臣の過失を歷數し、且つ曰はく、『此は長安を去ること百八十里、智光夜眠り、敢て足を舒べず。恐らくは長安城を踏破せん。天子を挾みて諸侯に令するに至りては、惟だ周智光のみ之を能くせん』と。元仙・股慄す。郭子儀、屢・智光を討たんと請ふ。上、許さず。

【一三】桂管。桂・昭・賀・富・藤・梧・潘・白・廉・繡・欽・橫・邕・融・柳・貴の十七州を領す。

【一四】內外引薦す。宦秀、內に引薦し、元載、外に引薦す。

郭子儀、河中の軍食常に乏しきを以て、乃ち自ら百畝を耕し、將校、是を以て差と爲す。是に於て士卒皆勸めずして而も耘す。是歲、河中、野に曠土無く、軍に餘糧有り。

隴右行軍司馬陳少遊を以て(二三)桂管觀察使と爲す。少遊は博州の人なり。吏と爲り彊敏にして、而も賄を好み、善く權貴に結ぶ。是を以て、進むを得たり。既に桂州を得、其道遠く瘴癘多きを惡む。宦官董秀、楓密を掌る。少遊、歲ごとに五萬緡を獻ぜんと請ひ、又、賄を元載の子仲武に納る。(二四)內外引薦す。數日にして、宣歙觀察使に改む。

二年、春正月丁巳、密に郭子儀に詔して、周智光を討たしむ。子儀、大將渾瑊・李懷光に命じて、渭上に軍せしむ。智光の麾下、之を聞き、皆離心有り。己未、智光の大將李漢惠、同州より、所部を帥ゐて子儀に降る。壬戌、智光を(一)澧州の刺史に貶す。甲子、華州の牙將姚懷・李延俊、智光を殺し、其首を以て來り獻ず。潍西節度使李忠臣、入朝し、華州を收むるを以て名と爲し、所部の兵を帥ゐて大に掠む。潼關よ り、(二)赤水に至るまで、二百里の間、財畜殆ど盡く。官吏、紙を衣る有り、或は數日、食はざる者あり。己巳、潼關の鎭兵二千人を置く。壬申、(三)劍南を分ち、東川觀察使を置き、遂州に鎭す。二月丙戌、郭子儀・入朝す。上、元載・王縉・魚朝恩等に命じ、互に其第に置酒せしむ。一會の費、十萬緡に至る。上、子儀を禮重し、常に之を大臣と謂ひて、名いはず。郭曖嘗て(四)昇平公主と言を爭ふ。曖曰はく、『汝、乃の父が天子たるに倚るか。我が父は天子を蔑んじて爲らず』と。公主恚り、車を奔らせて之を奏す。上曰はく、『此れ汝が知る所に非ず。彼は誠に是の如し、彼をして天子と爲るを欲せしめば、天下は豈に汝が家の有する所ならんや』と。慰諭して・歸らしむ。子儀、之を聞き、曖を囚へて入りて罪を待つ。上曰はく、(五)『鄙諺に之れ有り、「癡なら

【一】澧州。漢の零陽縣の地。隋、松州を置き、尋ぎて澧州と改む。京師の東南一千八百九十三里に在り。今の湖南省武陵道澧縣治。

【二】水經注に、渭水、東して鄠縣の北を過ぎ、又東して赤水と合すと。華州鄭縣に赤水鎭有り。

【三】東西川を合すること、前卷廣德二年に見ゆ。

【四】昇平公主。永泰元年、郭曖に下嫁すること、前卷に見ゆ。

【五】鄙諺。俚俗傳ふる所の言なり。

ず聾ならざれば、家翁と作らず」と。兒女子の閨房の言、何ぞ聽くに足らんや』と。子儀歸り、曖を杖つこと數十。

夏四月庚子、(六)宰相・魚朝恩に命じ、吐蕃と與唐寺に盟はしむ。

杜鴻漸、入朝して事を奏せんと請ひ、崔旰を以て西川の留後に知たらしむ。旰、復た政事に知たらしめ、復た政事に知たらしむ。秋七月丙寅、旰を以て西川節度使と爲し、杜濟を東川節度使と爲す。旰、厚く斂して以て寬を擢でて御史中丞に至り、寬の兄審、給事中に至る。

丁卯、魚朝恩・奏す、『先に賜ふ所の莊を以て(七)章敬寺と爲し、以て(八)章敬太后の冥福に資せん』と。是に於て、壯を窮め麗を極め、(九)都市の財を盡せども、用ふるに足らず。奏して(一〇)曲江及び華淸宮の館を毀ち、以て之に給す。費、萬億を逾ゆ。衞州の進士高郢・上書す。略に曰はく、『先の太后の聖德は、必ずしも一寺を以て輝を增さず。國家の永圖、寧ろ百姓を以て本と爲す無からんや。人を捨て寺を就すは、何の福をか之れ爲さん』と。又曰はく、『寺無きは猶ほ可なり。人無きは其れ可ならんや』と。又曰はく、

【六】宰相及び魚朝恩に命ずるなり。

【七】章敬寺。通化門外に在り。

【八】上の母吳后、章敬と謚す。

【九】財は材なり。都市の材とは、都市に積まれたる材木をいふ。

【一〇】長安の朱雀街東第五街、皇城の東第三街、昇道坊龍華寺の南に、流水の屈曲する有り、之を曲江と謂ふ。華淸宮は二百十五卷天寶六載に見ゆ。

『陛下當に宮室を卑しくし、夏禹を以て法と爲すべし。而るに塔廟を崇び梁武の風を踵がんや』と。又上書す。略に曰はく、『古の明王は、善を積んで以て福を致し、財を費して以て福を求めず、德を修めて以て禍を消し、人を勞して以て禍を禳はず。今興造急促にして、晝夜、息まず。力、逮ばざる者は、隨ふに榜笞を以てす。愁痛の聲、道路に盈つ。此を以て福を望むは、臣、然らざらんことを恐る』と。又曰はく、『陛下、正道を內心に廻らし、微助を外物に求め、左右の過計に徇ひ、皇王の大猷を傷ふ。臣竊に陛下の爲めに之を惜む』と。皆寢めて報せず。始め上、祠祀を好み、未だ甚だ佛を重んぜず。元載・王縉・杜鴻漸、相と爲り、三人皆佛を好む。縉尤も甚だしく、(一)輦血を食はす。鴻漸と與に、寺を造ることを窮り無し。上嘗て問ふに、『佛、報應を言ふは、果して有りと爲すか無きか』を以てす。載等、奏して以はく、『國家の運祚靈長なるは、宿に福業を植うるに非ずんば、何を以て之を致さん。福業已に定まれば、時に小災有りと雖も、終に害を爲す能はず。安史が悖逆方に熾にして、皆(二)子の禍有り、僕固懷恩が兵を稱げて內侮り、門を出でて病死し、回紇・吐蕃が大舉して深く入り、戰はずして退きし所以は、此れ皆人力の及ぶ所に非ず、豈に報應無しと言ふを得んや』と。上、是に由りて深く之を信ず。常に禁中に於て、僧百餘人を飯し、寇至る有れば、則ち僧をして仁王經を講じて以て之を禳はしめ、寇去れば則ち厚く賞賜を加ふ。胡僧不空、官、

【一】輦血。輦は臭菜なり。血は六畜を殺して之を取る。

【二】子の禍。安慶緒、祿山を殺し、史朝義、思明を殺すといふ。

【三】事並に前卷前年に見ゆ。

卿監に至り、爵、國公と爲り、禁闥に出入し、勢、權貴を移す。京畿の良田美利、多く僧寺に歸す。天下に勅し、僧尼を簿曳するを得る無からしむ。金閣寺を(一)五臺山に造り、銅を鑄金を塗りて瓦と爲す。費す所鉅億。縉、中書の符牒を給し、五臺の僧數十人をして、散じて四方に之き、利を求めて以て之を營よしむ。載等、上に侍する每に、從容として多く佛事を談ず。是に由りて、中外の臣民、流を承けて相化し、皆人事を廢して佛を奉じ、政刑日に紊る。

八月庚辰、(二)鳳翔等道節度使左僕射平章事李抱玉・入朝す。固く僕射を讓り、言辭確至なり。上、之を許す。癸丑、又、鳳翔節度使を讓る。許さず。

丁酉、杜鴻漸、千僧に飯す。蜀に使して恙無かりしを以ての故なり。

九月、吐蕃の衆數萬、靈州を圍む。遊騎、(三)潘原・宜祿に至る。郭子儀に詔し、河中より、甲士三萬を帥ゐ、涇陽に鎭せしむ。京師・戒嚴す。甲子、子儀移りて奉天に鎭す。

山獠、桂州を陷れ、刺史李良を逐ふ。

冬十月戊寅、朔方節度使路嗣恭、吐蕃を靈州城下に破る。斬首二千餘級。吐蕃引き去る。

十二月庚辰、盜、郭子儀の父の冢を發く。之を捕ふれども獲ず。人以爲へらく、魚朝恩、素より子

【一】五臺山。忻州五臺縣（山西省雁門道）に五臺山有り。

【二】李抱玉、陳郯澤潞鳳翔等道節度使を以て吐蕃を防ぐ。

【三】潘原。本、古の陰盤縣、天寶元年、名を潘原と更め、涇州に屬す。今の甘肅省涇原道平涼縣の東四十里。

儀を惡むと。其の之を使しむるを疑ふ。子儀、奉天より入朝す。朝廷、其の變を爲さんことを憂ふ。子儀、上に見ゆ。上、語りて之に及ぶ。子儀・流涕して曰はく、『臣久しく兵を將ゐ、暴を禁ずる能はず、軍士多く人の家を發く。今日、此に及ぶは、乃ち天譴なり、人事に非ざるなり』と。朝廷乃ち安んず。

是歲、(一七)復た鎭西を以て安西と爲す。

新羅王憲英・卒す。子乾運立つ。

三年、春正月乙丑、上、章敬寺に幸し、僧尼千人を度す。

(一)建寧王倓に贈りて齊王と爲す。

二月癸巳、商州兵馬使劉洽、防禦使殷仲卿を殺す。尋ぎて討ちて之を平ぐ。

甲午、郭子儀、故無くして軍中に馬を走らするを禁ず。(二)南陽夫人の乳母の子、禁を犯す。都虞候、之を杖殺す。諸子泣きて子儀に訴へ、且つ都虞候の橫を言ふ。子儀、叱して之を遣る。明日、事を以て僚佐に語り、而して歎息して曰はく、『子儀の諸子、皆、奴材なり。父の都虞候を賞せずして、母の乳母の子を惜む。奴材に非ずして何ぞ』と。

庚子、後宮獨孤氏を以て貴妃と爲す。

三月乙巳朔、日、之を食する有り。

夏四月戊寅、山南西道節度使張獻誠、疾を以て從父弟右羽林將軍獻恭を擧げて自ら代らしむ。上、之を許す。

壬寅、西川節度使崔旰・入朝す。

初め上、中使を遣はし、(三)李泌を衡山より徵す。既に至るや、(四)復た金紫を賜ひ、之が爲めに書院を(三)蓬萊殿の側に作る。上、時に(六)汗衫を衣、褲を蹋みて之に過る。(七)給舍より以上、及び方鎭の除拜、軍國の大事、皆之と議す。又、魚朝恩をして、白花屯に於て、泌と親舊と相見しむ。上、泌を以て門下侍郎・同平章事と爲さんと欲す。泌・固辭す。上曰はく、『機務の煩はしき、晨夕相見るを得ず。誠に・且く密近に居るに若かず。何ぞ必ずしも勑を署し、然る後宰相と爲さんや』と。後、端午に因り、王公・妃主、各〻服玩を獻ず。上、泌に謂つて曰はく、『先生、何ぞ獨り獻ずる所無き』と。對へて曰はく、『臣、禁中に居り、巾より履に至るまで、皆陛下の賜ふ所なり。餘す所は惟だ一身のみ。何を以て獻と爲さん』と。上曰はく、『朕が求むる所は、正に此に在るの

【一九】鎭西と改むること二百二十卷肅宗至德二載に見ゆ。

【一】倓が死すること、二百十九卷至德二載に見ゆ。

【二】南陽夫人。子儀の妻、南陽夫人に封ぜらる。

【三】李泌が衡山に歸ること、二百二十卷至德二載に見ゆ。

【四】復た金紫を賜ふ。泌、肅宗に靈武に從ひ、已に金紫を賜はる。既に衡山に歸り、其初服に反る。今復た之を賜ふ。

【五】蓬萊殿。紫宸殿の北に在り。蓬萊殿の北に太液池在り、池中に蓬萊山有り。

【六】汗衫。宴居の常服なり。

【七】給舍。給事中・中書舍人を謂ふ、皆、唐の正五品の官なり。

み』と。泌曰はく、『臣の身、陛下の有に非ずんば、誰か則ち之を有たん』と。上曰はく、(八)『先帝、宰相を以て卿を屈せんと欲す。而も得る能はざりき。今より既に其身を獻ず。當に惟だ朕が爲す所のままにして、卿の有たらざるべし』と。泌曰はく、『陛下、臣をして何を爲さしめんと欲する』と。上曰はく、『朕、卿が酒肉を食ひ・室家有り・祿位を受け・俗人と爲らんことを欲す』と。泌泣きて曰はく、『臣、粒を絕つこと二十餘年。陛下何ぞ必ずしも臣をして其志を變らしめんや』と。上曰はく、『泣くとも復た何の益あらん。卿、九重の中に在り。何に之かんと欲する』と。乃ち中使に命じ、泌の爲めに二親を葬らしむ。又、泌の爲めに盧氏の女を娶りて妻と爲し、資費皆縣官より出で、第を光福坊に賜ひ、泌をして數日、第中に宿し、數日、蓬萊院に宿せしむ。上、泌と語りて齊王倓に及び、厚く褒贈を加へんと欲す。泌、(九)岐薛の故事を用ひて太子を贈らんと請ふ。上泣きて曰はく、(一〇)『吾が弟、首として靈武の議を建て、中興の業を成せり。岐薛豈に此功有らんや。誠ぐ竭ー忠孝なるに、乃ち讒人の害する所と爲れり。朕に・尚ほ存せしめば、朕必ず以て大弟と爲ししならん。今當に崇ぶに帝號を以てし、吾が夙志を成すべし』と。乙卯、制して、倓に追謚して承天皇帝と曰ふ。庚申、(一一)順陵に葬る。

【八】二百十八卷肅宗至德元載七月に見ゆ。

【九】岐薛の故事。岐王範、惠文太子を贈られ、薛王業、惠宣太子を贈らる。皆、玄宗の朝に在り。

【一〇】事、二百十九卷肅宗至德元載に見ゆ。

【一一】順陵。咸陽縣咸陽原に在り。

(三)崔旰が入朝するや、弟寬を以て留後と爲す。瀘州の刺史楊子琳、精騎數千を帥ゐ、虛に乘じて成都に突入す。朝廷、之を聞き、旰に檢校工部尚書を加へ、名を寧と賜ひ、遣りて鎭に還らしむ。

六月壬辰、幽州兵馬使朱希彩・經略副使(一二)昌平の朱泚・泚の弟滔、共に節度使李懷仙を殺し、希彩自ら留後と稱す。閏月、成德軍節度使李寶臣、將を遣はし兵を將ゐて希彩を討たしむ。希彩の敗る所と爲る。朝廷、已むを得ず、之を宥す。庚申、王縉を以て盧龍節度使を領せしむ。丁卯、希彩を以て幽州留後を領せしむ。

崔寧、楊子琳と戰ひ、數、利あらず。秋七月、崔寧の妾任氏、家財數十萬を出して兵を募り、數千人を得、帥ゐて以て子琳を擊ち、之を破る。子琳走る。

乙亥、王縉、幽州に如く。朱希彩、兵を盛にし備を嚴にし、以て之を逆ふ。縉、晏然として行く。希彩、迎へ謁すること甚だ恭し。縉、終に制す可からざるを度り、軍を勞ふこと旬餘日にして還る。

回紇の可敦・卒す。庚辰、右散騎常侍蕭昕を以て弔祭使と爲す。回紇、昕を庭詰して曰はく、『我、唐に於て大功有り。唐、奈何ぞ信を失ひ、我が馬を市ふに、時に其直を歸さざる』と。昕曰はく、『回紇の功、唐已に之を報いたり。僕固懷恩が叛くや、回紇、之を助け、吐蕃と兵を連ねて入寇し、我

【三】是年四月、崔旰入朝す。

【一二】昌平。本、漢の軍都縣、後魏、名を昌平縣と改む。唐、幽州に屬す。今の京兆昌平縣の西十七里。

が郊畿に逼れり。(一四)懷恩が死するに及び、吐蕃走り、然る後回紇懼れて和を請へり。我が唐、前功を忘れず、惠を加へて之を縱せり。然らずんば、匹馬、歸らざりしならん。乃ち回紇、約に負くなり。豈に唐、信を失はんや』と。回紇慙ぢ、厚く禮して之を歸す。

丙戌、內より(一五)盂蘭盆を出して章敬寺に賜ふ。七廟の神座を設け、尊號を尨上に書す。百官、(一六)光順門に迎へ謁す。是より、歲ごとに以て常と爲す。

八月壬戌、吐蕃の十萬の衆、靈武に寇す。丁卯、吐蕃の尙贊摩の二萬の衆、邠州に寇す。京師・戒嚴す。邠寧節度使馬璘、擊ちて之を破る。

庚午、河東節度使同平章事辛雲京・薨ず。王縉を以て河東節度使を領せしむ。餘は故の如し。

九月壬申、郭子儀に命じ、兵五萬を將ゐて、奉天に屯し、以て吐蕃に備へしむ。

丁丑、(一七)濟王環・薨ず。

壬午、朔方の騎將白元光、吐蕃を擊ちて之を破る。

鳳翔節度使李抱玉、右軍都將臨洮の李晟をして、兵五千を將ゐて吐蕃を擊たしむ。晟曰はく、『力を以てすれば則ち五千は用ふるに足らず。謀を以てすれば則ち太だ多し』と。乃ち千人を將ゐ、大震關を出で、(一八)臨洮に至り、吐蕃の(一九)定秦堡を屠り、其積聚を焚き、堡帥慕容谷種を虜にして還る。吐蕃、之を聞き、靈州の圍を釋きて去る。戊戌、京師、嚴を解く。

【一四】事、前卷永泰元年に見ゆ。

【一五】盂蘭盆。七月望日を以て、素饌を具へて先を享し、竹を織りて盆盎を作り、紙錢を貯へ、盛るに一竹を以てして之を焚く、之を盂蘭盆と謂ふ。

【一六】光順門は紫宸門の西に在り。光順門內は明義殿・承乾殿なり。

【一七】濟。玄宗の子なり。

顯州の刺史李岵、事を以て滑亳節度使令狐彰に忤ふ。彰、節度判官姚奭をして、顯州を按行せしめ、因つて岵に代りて州事を領せしめ、且つ曰はく、『岵、代を受けずんば、卽ち之を殺せ』と。岵、之を知り、因つて將士を激怒し、奭を殺さしむ。奭と同じく死する者百餘人。岵走りて河南節度使田神功に汴州に依る。冬十月乙巳、彰・表して其狀を言ふ。岵も亦上表して自ら理す。上、給事中賀若察に命じ、往きて之を按せしむ。

丁卯、郭子儀、奉天より入朝す。

十一月丁亥、幽州留後朱希彩を以て節度使と爲す。

郭子儀、(二〇)河中に還る。元載以へらく、吐蕃の鎭の兵を以て邠寧に屯し、力、拒ぐ能はず。以て河中に鎭し、深く腹中無事の地に居ると。乃ち子儀及び諸將と議し、璘を徙して涇州に鎭せしめ、而して子儀をして朔方の兵を以て邠州に鎭せしめ、曰はく、『若し邊土荒殘せるを以て、軍費、給せずんば、則ち內地の租稅を以て、及び金帛を運び、以て之を助けん』と。諸將皆以て然りと爲す。十二月己酉、馬璘を徙して涇原節度使と爲し、(二一)邠寧慶三州を以て朔方に隸す。璘先づ往きて涇州に城き、

【一八】臨洮。洮州。

【一九】定秦堡。吐蕃、秦土を呑まんと志す、故に堡を洮州に築き、定秦を以て名と爲す。

【二〇】河中に還る。奉天より入朝し、回りて河中に還る。

【二一】朔方の兵、分ちて邠涇に屯すること、此に始まる。

都虞候段秀實を以て邠州留後に知たらしむ。(二)初め四鎮・北庭の兵、遠く中原の難に赴き、久しく羈旅し、數〻遷徙す。四鎮は汴・虢・鳳翔を歷、北庭は懷・絳・鼎を歷、然る後邠に至り、頗る勞瘁を積む。涇州に徙るに及び、衆皆怨み誹る。(三)刀斧兵馬使王童之、亂を作さんと謀り、期するに辛酉の(四)旦を以てし、警嚴して發せんとす。前夕、之を告ぐる者有り。秀實陽りて(五)掌漏者を召し、之を怒るに其の節を失ふを以てし、更毎に來り白さしめ、轄ち之を延ばすこと數刻。遂に四更にして曙く。童之及び秀實、之を討たんと欲す。而れども亂迹未だ露はれず、軍中其冤を疑はんことを恐る。告ぐる者又云ふ、『今夕、馬坊の草を焚き・火を救ふに因りて・亂を作すを謀らんと欲す』と。中夕、火果して起る。秀實(六)『行く者は皆止まれ。坐する者は起つ勿れ』と。各〻部伍を整へ、嚴に要害を守る。童之白す、『請ふ火を救はん』と。許さず。旦に及び、童之及び其黨八人を捕へ、皆之を斬り、令を下して曰はく、『後れて徙る者は族せん』と。流言する者は刑せん』と。遂に涇に徙る。

癸亥、西川、吐蕃の萬餘衆を破る。

平盧行軍司馬許杲、卒三千人を將ゐ、(七)濠州に駐まり、去らず、淮南を窺ふ意有り。淮南節度使崔圓、副使元城の張萬福をして、濠州の刺史を攝せしむ。呆聞き、卽ち卒を提げて去り、(八)當塗に止まる。是歲、上、萬福を召し、以て和州の刺史・行營防禦使と爲し、呆を討たしむ。萬福、州に至る。呆懼れ、移りて(九)上元に軍す。又、(一〇)北して楚州に至りて大に掠む。淮南節度使韋元甫、萬福に命じて之を追討せしむ。未だ淮陰に至らざるに、呆、其將康自勸の逐ふ所と爲る。自勸、兵を擁して繼ぎて掠め、淮に循うて東す。萬福、道を倍して追うて之を殺す。免るる者什に二三。元甫、將に厚く將士を賞せんとす。萬福曰はく、(一一)『官健常に虛しく衣糧を費し、事とする所無し。今方めて小功を立つ。過賞するに足らず。請ふ三分の一を川ひん』と。

四年、春正月丙子、郭子儀・入朝す。(一)魚朝恩、之を邀へ、章敬寺に遊ぶ。元載、其相結ばんことを恐れ、密に子儀の軍吏をして子儀に告げて曰はしむ、『朝恩、公に利あらざらんことを謀る』と。子儀、聽かず。吏亦諸將に告ぐ。將士、衷甲して以て從はんと請ふ者三百人。子儀曰はく、『我は國の大臣なり。彼、天子の命無くんば、安んぞ敢て我を害せん。若し

【一】事、二百十九卷至德元載に見ゆ。
【二】刀斧兵馬使は羣刀斧を領す。
【三】旦警嚴とは、將に旦ならんとするとき嚴鼓して以て衆を警むるなり。
【四】掌漏者。漏刻を守り報ずの卒。
【五】濠州。鍾離に治す、漢の當塗縣の地。隋、濠州と改む。今の安徽省淮泗道鳳陽縣の東少北二十里。
【六】當塗縣は、宋、太平州に屬す。本、漢の丹陽縣（今の江蘇省金陵道）の地。
【七】上元。楚の金陵、秦の秣陵、吳の建業、江左の建康。晉、秣陵を分ちて臨江縣を置く。太康の初め、江寧と改む。肅宗の上元二年に至り、今の名に更む。昇州に屬す。
【八】上元より江を渡り、北のかた楚州を掠むるなり。
【九】官健。兵農既に分れ、縣官、衣糧を發し、以て軍を養ふ。之を官健と謂ふは、猶ほ官の養ふ所の健兒と言ふがごとし。
【一〇】魚朝恩、章敬寺を建て、自ら以て功と爲す。子儀が入朝するに因りて、請うて之に遊び、以て其事を訪るなり。

命を受けて來らば、汝が曹、何を爲さんと欲する』と。乃ち家童數人を從へて往く。朝恩、之を迎へ、其從者の約なるに驚く。子儀、聞く所を以て告げ、且つ曰はく、『公の經營を煩はさんことを恐るるのみ』と。朝恩、膺を撫で手を捧げて流涕して曰はく、『公が長者なるに非ずんば、能く疑ふ無からんや』と。

壬午、李岵を夷州に流す。

乙酉、郭子儀、(三)河中に還る。

辛卯、李岵に死を賜ふ。

二月壬寅、京兆の好時・鳳翔の麟遊・普潤を以て神策軍に隸す。魚朝恩の請に從ふなり。

楊子琳既に敗れ、瀘州に還り、亡命を招聚し、數千人を得、江に沿うて東に下り、『入朝す』と聲言す。涪州守捉使王仙、兵を(三)黃草峽に伏す。子琳悉く之を擒にし、守仙を忠州に擊つ。守仙僅に身を以て免る。子琳遂に夔州の別駕張忠を殺し、其城に據る。荊南節度使衞伯玉、結びて以て援と爲さんと欲し、(四)夔州を以て之に許し、之が爲めに朝に請ふ。(五)陽曲の人劉昌裔、子琳に說き、使を遣はし、闕に詣りて罪を請はしむ。子琳、之に從ふ。乙巳、子琳を以て(六)峽州團練使と爲す。

【二】朝して還るなり。
【三】黃草峽は涪州の西に在り。
【四】夔州は荊南の巡屬。
【五】陽曲。今の山西省寧武道陽曲縣。
【六】峽州は夷陵郡。

初め(七)僕固懷恩・死するや、上、其の功有りしを憐み、其女を宮中に置き、養うて以て女と爲す。回紇、以て可敦と爲さんと請ふ。夏五月辛卯、冊して崇徽公主と爲し、回紇の可汗に嫁せしむ。壬辰、(一)兵部侍郎李涵を遣はして之を送る。涵、祠部郎中(八)虞鄉の董晉を奏して判官と爲す。六月丁酉、公主・辭し行き、回紇の牙帳に至る。回紇來り言つて曰はく、『唐、我に約し、馬を市ふを爲す。既に入るに、我に賄を歸ること足らず。我、使人に於てか之を取らん』と。涵懼れ、敢て對へず。晉を視る。晉曰はく、『吾、馬無きに非ず、而るに爾と市を爲すは、爾が賜たること、既に多からずや。爾の馬歲ごとに至り、(九)吾、皮を數へて資を歸る。邊吏、詰を致さんことを請ふや、天子、爾が勞有るを念ふ、故に詔を下し、侵犯を禁ず。諸戎、我が大國の爾の與なるを畏るるや、敢て校するもの莫し。爾の父子寧くして、畜馬蕃するは、我に非すして誰か之を使しめん』と。是に於て、其衆、皆、晉を環りて拜す。既にして又相帥ゐ、南面して序拜し、皆、兩手を擧げて曰はく、『敢て大國に意有らず』と。

戊申、王縉・表し、副元帥・都統行營使を讓る。

辛酉、郭子儀、河中より、邠州に遷る。其精兵皆自ら隨ふ。餘兵は、裨將をして之を將ゐ、分ちて河中・靈州を守らしむ。軍士久しく河中に家し、頗る・徙るを樂しまず、往往にして邠より逃れ歸る。

【七】前卷永泰元年に見ゆ。
【八】虞鄉は漢の解縣。今の山西省河東道虞鄉縣。
【九】其生死を計らずして皆馬の直を償ふを言ふ。

行軍司馬嚴郢、留府を領し、悉く捕得し、其渠帥を誅す。衆心乃ち定まる。

秋九月、吐蕃、靈州に寇す。丁丑、朔方留後常謙光、擊ちて之を破る。

河東兵馬使王無縱・張奉璋等、功を恃みて驕蹇なり。王縉が書生なるを以て之を易り、多く約束に違ふ。縉、詔を受けて兵を發し、(一〇)鹽州に詣りて防秋し、無縱・奉璋を遣はし、歩騎三千を將ゐて之に赴かしむ。奉璋、逗遛して進まず。無縱、佗事に托し、擅に太原城に入る。縉悉く擒にして之を斬り、其黨七人を幷す。諸將の悍戾なる者殆ど譴く。軍府始めて安し。

冬十月、常謙光奏す、『吐蕃、(二)鳴沙に寇す。首尾四十里』と。郭子儀、兵馬使渾瑊を遣はし、銳兵五千を將ゐて靈州を救はしめ、子儀自ら將として進みて慶州に至る。吐蕃退くと聞き、乃ち還る。

黄門侍郎同平章事杜鴻漸、疾を以て位を辭す。壬申、之を許す。乙亥、薨ず。鴻漸、病甚だしきや、僧をして髮を削らしめ、遺令して塔を爲りて以て葬らしむ。

丙子、左僕射裴冕を以て同平章事とす。初め元載、(三)新平の尉たるとき、冕嘗て之を薦む。故に載、擧げて以て相と爲す。亦、其老病にして制し易きを利とす。命を受くるの際、蹈舞して地に仆る。載、趨りて之を扶け、代りて謝詞を爲す。十二月戊戌、冕薨ず。

【一〇】鹽州。漢の五原郡の地。隋、鹽州を置き、五原縣に治す。

【二】鳴沙縣は靈州に屬す、本、漢の富平縣の地。

【三】新平縣は漢の上郡の白土縣。唐の鄜州の治所。今の陝西省關中道邠縣。

五年、春正月己巳、羌酋白對蓬等、各〻部落を帥ゐて內屬す。

覲軍容宣慰・置使左監門衞大將軍兼神策軍使內侍監魚朝恩、專ら禁兵を典り、寵任、比無し。上常に與に軍國の事を議し、勢、朝野を傾く。朝恩好みて席座に於て、恣に時政を談じ、宰相を陵侮す。元載、彊辯なりと雖も、亦、拱默して敢て應へず。神策都虞候劉希暹・都知兵馬使王駕鶴、皆、朝恩に寵有り。希暹、朝恩に說き、(一)北軍に於て獄を置き、坊市の惡少年をして、富室を羅告せしめ、誣ふるに罪惡を以てし、捕へて地牢に繫ぎ、訊掠して服を取り、其家貲を籍沒して軍に入れ、幷せて分ちて告捕者を賞す。地、禁密に在り、人、敢て言ふもの莫し。朝恩、事を奏する每に、必ず允さるるを以て期と爲す。朝廷の政事、豫らざる者有れば、輒ち怒りて曰はく、『天下の事、我に由らざる者有らんや』と。

朝恩の養子令徽、尙は幼にして、(三)內給使たり、綠を衣る。同列と爭ひ、歸りて朝恩に告ぐ。朝恩、明日、上に見えて曰はく、『臣の子、官卑く、儕輩の陵ぐ所と爲る。乞ふ之に紫衣を賜へ』と。上未だ應へざるに、有司已に紫衣を前に執る。令徽、之を服して拜謝す。上强ひて笑うて曰はく、『兒、紫衣を服し、宜しく心に稱ふべし』と。愈〻平かならず。元載、上の指を泄り知り、間に乘じて奏す、『朝恩、專恣にして不軌なり。請ふ之を除かん』と。上も亦、天下共に怨み怒るを知り、遂に

【一】北軍。左右神策軍、左右羽林軍、左右龍武軍、皆、之を北軍といふ。

【二】唐の制、內給使は常員無く、內侍省に屬し、凡そ官品無き者は、內給使と號し、諸門の進物の曆を掌る。

載をして方略を爲さしむ。朝恩、殿に入る毎に、常に射生將周皓をして、百人を將ゐしめて自ら衛り、又、其黨陝州節度使皇甫溫をして、兵を外に握らしめて以て援と爲す。載、皆、重賂を以て之を結ぶ。故に朝恩の陰謀密語、上、一一、之を聞く。而るに朝恩、之を覺らざるなり。辛卯、載、上の爲めに謀り、李抱玉を徙して山南西道節度使と爲し、溫を以て鳳翔節度使と爲す。外は其權を重くし、實は溫を內れて以て自ら助くるなり。載、又、請うて、(三)郿・虢・寶雞・鄠・盩厔を割きて抱玉に隷し、(四)興平・武功・天興・扶風を神策軍に隷す。朝恩、地を得るを喜び、殊えて載を以て虞と爲さず、驕橫なること故の如し。

壬辰、河南の尹張延賞に加へて東京留守と爲し、河南等道副元帥を罷め、其兵を以て留守に屬す。延賞は(五)嘉貞の子なり。

二月戊戌、李抱玉徙りて盩厔に鎭す。軍士・憤怒し、大に鳳翔の坊市を掠む。數日にして乃ち定まる。

劉希暹、頗る・上の意の異なるを覺り、以て魚朝恩に告ぐ。朝恩始めて疑ひ懼る。然れども上、之を見る毎に、恩禮益〻隆なり。朝恩も亦此を以て自ら安んず。皇甫溫、京師に至る。元載、之を留めて未だ遣らず。因つて溫及び周皓と與に、密に・朝恩を誅せんと謀る。既に計を定め、載、上に白す。上曰はく、『善く之を圖れ。反つて禍を受くる勿れ』と。三月癸酉、(六)寒食、

【三】郿虢二縣は皆鳳翔府に屬す。

【四】興平は舊、始平と曰ふ。景龍二年、名を金城と更む。至德二載、名を興平と更む。京兆府に屬す。

【五】張嘉貞は開元中、相と爲る。

【六】寒食。荊楚歲時記に、冬至の後一百四日、一百五日、一百六日、火を斷つ、之を寒食と謂ふと。

上、酒を置き、貴近を禁中に宴す。載、中書省を守る。宴罷み、朝恩將に營に還らんとす。上、之を留めて事を議し、因つて其異圖を責む。朝恩自ら辯ず。語頗る悖慢なり。皓、左右と與に、擒にして之を縊殺す。外、知る者無し。上、詔を下して、朝恩の觀軍容等使を罷む。內侍監は故の如し。詐りて云はく、『朝恩、詔を受け、乃ち自ら縊る』と。尸を以て其家に還し、錢六百萬を賜うて以て葬らしむ。丁丑、劉希暹・王駕鶴に御史中丞を加へ、以て北軍の心を慰安す。丙戌、京畿の繫囚を赦し、命じて盡く魚恩の黨與を釋す。且つ曰はく、『北軍の將士は、皆朕の爪牙なり。竝に宜しく舊に仍るべし。朕、今親ら禁旅を御す。憂へ懼るる有る勿れ』と。

己丑、度支使及び關內等道轉運常平鹽鐵使を罷め、其度支の事は、宰相に委ねて之を領せしむ。

(七)皇甫溫に勅し、還りて陝に鎭せしむ。

元載既に魚朝恩を誅し、上の寵任益〻厚し。載遂に志氣驕溢し、毎に衆中に大言し、自ら謂へらく、文武の才略有り、古今、及ぶもの莫しと。權を弄し智を舞はし、政、賄を以て成り、僭侈、度無し。吏部侍郎楊綰、選を典りて平允なり。性介直にして、載に附かず。嶺南節度使徐浩、貪りて佞なり。南方の珍貨を傾けて以て載に賂ふ。載、綰を以て國子祭酒と爲し、浩を引きて之に代らしむ。浩は越州の人なり。載、(八)丈人有り、宣州より來り、載に從つて官を求む。載、其人を度るに、事に

【七】既に魚朝恩を誅し、復た溫を以て鳳翔に鎭せしめず。

【八】丈人。尊老の稱、蓋し父の執なり。

任ずるに足らず。但だ河北の一書を賜りて之を遣る。丈人、悦ばず、行きて幽州に至り、私に書を發きて之を視るに、書に一言無く、惟だ名を署するのみ。丈人大に怒れども、已むを得ず、試みに(九)院僚に謁す。(一〇)判官、載の書有るを聞き、大に驚き、立ちどころに節度使に白し、大校を遣はし、箱を以て書を受け、之を上舍に館す。留めて宴すること數日、辭し去る。絹千匹を贈る。其威權、人を動かすこと此の如し。

夏四月庚子、湖南兵馬使臧玠、觀察使崔瀼を殺す。(一一)澧州の刺史楊子琳、兵を起して之を討ち、賂を取りて還る。

潛原節度使馬璘、屢〻『本鎭荒殘し、以て軍を贍らす無し』と訴ふ。上、李抱玉に諷し、鄭・潁の二州を以て之に讓らしむ。乙巳、璘を以て鄭潁節度使を兼ねしむ。

庚申、王縉、太原より入朝す。

癸未、左羽林大將軍辛京果を以て湖南觀察使と爲す。

荊南節度使衞伯玉、母の喪に遭ふ。六月戊戌、殿中監王昂を以て之に代らしむ。伯玉、大將楊鈞等に諷し、昂を拒みて己を留めしむ。甲寅、詔して、伯玉を起復し、荊南に鎭せしむること故の如し。

秋七月、(一二)京畿饑う。米斗ごとに千錢。

【九】院僚。使院の僚屬なり。
【一〇】判官。節度判官なり。
【一一】楊子琳、陝州より澧州に遷る。
【一二】京畿。唐、京兆・同・華・商・邠・岐を以て京畿と爲す。

劉希暹、(一三)內常に自ら疑ひ、不遜の語有り。王鴛鶴、以て聞す。九月辛未、希暹に死を賜ふ。吐蕃、(一四)永壽に寇す。

冬十一月、郭子儀、(一五)入朝す。

上、悉く元載の爲す所を知り、其の政を任ずること日久しきを以て、始終を全くせんことを欲し、獨り見ゆるに因りて深く之を誡む。載、猶ほ懲めず。上、是に由りて稍之を惡む。載、李泌が上に寵有るを以て之を忌み、言はく、『泌常に親故と與に、北軍に宴し、魚朝恩と親善なりき。宜しく其謀を知るべし』と。上曰はく、『北軍は泌の(一六)故吏なり。故に朕之をして就きて親故を見しむ。朝恩の誅、泌も亦謀に預れり。卿、以て疑と爲す勿れ』と。載、其黨と與に、之を攻めて已まず。會〻江西觀察使魏少遊、參佐を求む。上、泌に謂つて曰はく、『元載、卿を容れず。朕今卿を魏少遊の所に匿さん。朕が意を決して載を除くを俟ち、當に信報有るべし。卿、束裝して來る可し』と。乃ち泌を以て(一七)江西判官と爲し、且つ少遊に屬し、善く之を待たしむ。

【一三】內常に自ら疑ふ。希暹、魚朝恩に黨附す。朝恩死す、故に常に自ら疑ふ。
【一四】永壽縣は邠州に屬す。古の豳の地。漢には漆縣と爲す。唐の武德、新平を分ちて永壽を置く。今の陝西省豳中道永壽縣の南。
【一五】邠より入朝す。
【一六】李泌、肅宗に從つて、靈武より鳳翔に至り、軍謀大事、泌、皆預り決す。故に言ふ、北軍の將校皆其故吏なりと。
【一七】江西判官。江西觀察判官なり。

六年、春二月壬寅、河西隴右山南西道副元帥兼澤潞山南西道節度使李抱玉・上言す、『凡そ掌る所の兵は、當に自ら訓練すべし。今、河隴より、扶文に達し、綿亙二千餘里、撫御すること至つて難し。若し(一)吐蕃、岷隴に道して倶に下らんには、臣、汧隴を保固せば、則ち梁岷を救はず、兵を扶文に進めば、則ち寇、關輔に逼らん。首尾、贍らず、進退、從る無からん。願はくは更に能臣を擇び、委ぬるに山南を以てし、臣をして專ら隴坻に備ふるを得しめんことを』と。詔して、之を許す。

郭子儀、邠州に還る。

嶺南の蠻酋梁崇牽、自ら平南十道大都統と稱し、(二)容州に據り、西原蠻張侯・夏永等と與に、兵を連ねて城邑を攻陷す。前の(三)容管經略使元結等、皆、(四)蒼梧に寄治す。經略使王翃、藤州に至り、私財を以て兵を募り、數月ならざるに、賊帥歐陽珪を斬り、馳せて(五)廣州に詣り、節度使李勉を見、兵を請うて以て容州を復せんとす。勉、以て難しと爲す。翃曰はく、『大夫、如し未だ兵を出すに暇あらずんば、但だ乞ふ、諸州に移牒し、「千兵を出して援と爲す」と揚言せよ。冀はくは聲勢を藉りて、亦、功を成す可からん』と。勉、之に從ふ。翃乃ち(六)義州の刺史陳仁璀・(七)藤州の刺史李曉庭等と與に、盟を結びて賊を討つ。翃募りて三千餘人を得、賊の數萬の衆を破り、容州を攻めて之を拔き、梁崇牽を擒にす。前後大小百餘戰、盡く容州の故地を復す。分ちて諸將に命じ、(八)西原蠻を襲はしめ、鬱林等の諸州を復す。是より先、(九)番禺の賊帥馮崇道・桂州の叛將朱濟、時に皆險に據りて亂を爲し、十餘州を陷る。官軍、之を討ち、連年、克たず。李勉、其將李觀を遣はし、翃と力を併せて攻討せしめ、悉く之を斬る。三月、五嶺皆平ぐ。

河北・旱し、米斗ごとに千錢。

夏四月己未、澧州の刺史楊子琳・入朝す。上、之を優接し、名を猷と賜ふ。

庚申、(一〇)典內董秀を以て內常侍と爲す。

吐蕃、和を請ふ。庚辰、兼御史大夫吳損を遣はし、吐蕃に使せしむ。

成都司錄李少良、上書し、元載の姦贓陰事を言ふ。上、少良を客省に置く。少良、上の語を以て友人韋頌に告ぐ。殿中侍御史陸珽、以て載に告ぐ。載、之を奏す。上怒り、少良・頌・珽を御史臺の獄に下す。御史・奏す、『少良・頌・珽、凶險にして比周し、君臣を離間す』と。五月戊申、勅して京兆に付

【一】吐蕃云云。蕃兵入寇し、道を分ちて岷隴二州に向つて下るを言ふ。

【二】容州。普寧縣に治す。漢の合浦縣の地。今の廣西省蒼梧道容縣。

【三】容管。辨・白・牢・欽・禺・湯・瀼・巖・古等の州を領す、桂管の西南に在り。

【四】武德四年、靜州の蒼梧・豪靜を分ちて梧州を置く。今の廣西省蒼梧道蒼梧縣。

【五】嶺南節度使は廣州に治し、兼ねて五管を統ぶ、故に之に詣りて兵を請ふ。

【六】義州。卽ち漢の蒼梧郡猛陵縣の地。今の廣西省蒼梧道岑溪縣の東二十里。

【七】藤州。鐔津縣に治す、今の廣西省蒼梧道藤縣。

【八】西原蠻は廣容の南、邕桂の西に居り、地、道州武岡に接し、峒穴に依阻し、綿亙數千里。

【九】番禺。漢の縣、唐、廣州を帶ぶ。今、廣東省粵海道。

【一〇】典內。唐百官志に、太子內坊局令は、從五品下。初め內坊は東宮に隷す。開元二十七年、內侍省に隷して局と爲し、典內を改めて令と曰ひ、丞を置き、坊事及び導客を掌る。內常侍は正五品下。

し、皆杖死す。

秋七月丙午、元載・奏す、『凡そ別勅、文武六品以下の官を除するには、乞ふ吏部・兵部をして檢勘するを得る無からしめん』と。之に從ふ。時に載が奏擬する所、多く・法度に遵はず。有司敢て駁する所と爲らんことを恐るるが故なり。

八月丁卯、淮西節ル使李忠臣、兵二千を將ゐて、上、益〻元載が爲す所を厭ひ、士大夫の・阿附せざる者を得て腹心と爲し・漸く載の權を收めんことを思ふ。丙子、內より制書を出し、浙西觀察使李栖筠を以て御史大夫と爲す。宰相、知らず。載、是に由りて稍〻けらる。

九月、吐蕃、(一)青石嶺を下り、那城に軍す。郭子儀、人をして之を諭さしむ。明日、引き退く。

是歲、尙書右丞韓滉を以て戶部侍郎・判度支と爲す。兵興りてより以來、所在の賦斂、度無く、倉庫の出入、汎無く、國用虛耗す。滉、人と爲り廉勤にして、簿領に精しく、賦斂出入の法を作る。下を御すること嚴急にして、吏、敢て欺かず。亦、連歲豐穰にして・邊境寇無きに値ふ。是より、倉庫の蓄積始めて充つ。滉は(二)休の子なり。

【一】防秋。秋高く馬肥ゆれば、吐蕃數〻入寇す。唐、歲ごとに關東の兵を調し、京西に屯して以て之を防がしむ。之を防秋と謂ふ。

【二】青石嶺。原州の西に在り。那城は卽ち漢の朝那の故城、原州花石川に在り。

【二】韓休。開元中、相と爲り、直聲有り。而して滉は强幹を以て聞ゆ。

七年春正月甲辰、回紇の使者、擅に(一)鴻臚寺を出で、人の子女を掠む。所司、之を禁ず。所司を毆擊す。三百騎を以て、(二)金光・(三)朱雀門を犯す。是日、宮門皆閉づ。上、中使劉清潭を遣はして之を諭さしむ。乃ち止む。

三月、郭子儀・入朝す。丙午、邠州に還る。

夏四月、吐蕃の五千騎、靈州に至る。尋ぎて退く。

五月乙未、天下に赦す。

秋七月癸巳、回紇、又、擅に鴻臚寺を出で、長安の令邵說を逐ひ、(四)含光門街に至り、其馬を奪ふ、說、它の馬に乘りて去り、敢て爭はず。

(三)盧龍節度使朱希彩、旣に位を得、朝廷を悖慢し、將卒を殘虐す。孔目官李懷瑗、衆の怒に因り、間を伺うて之を殺す。衆未だ從ふ所を知らず。經略副使朱泚、城北に營す。其弟滔、牙內の兵を將ゐ、潛に・百餘人を遣はして衆中に於て大言して曰はしむ、『節度使は朱副使に非ざれば不可なり』と。衆皆之に從ふ。泚遂に留後を權知し、使を遣はして狀を言ふ。冬十月辛未、泚を以て檢校左常侍・幽州盧龍節度使と爲す。

十二月辛未、永平軍を滑州に置く。

【一】鴻臚寺。朱雀街の西第二街北來第一坊に在り。又北は卽ち西內宮城なり。

【二】金光門。長安城の西面の中門。

【三】朱雀門。宮城の南門なり。

【四】西內宮城の外は皇城と爲す。南面の三門、西なるを含光門と爲す。

【五】朱希彩が李懷仙を殺して自立すること、前卷三年に見ゆ。

八年、春正月、昭義節度使相州の刺史薛嵩・薨す。子平、年十二。將士、脅して以て帥と爲す。平僞りて之を許す。既にして其叔父嵩に讓る。夜、父の喪を奉じ、逃れて鄉里に歸る。壬午、制して、嵩を以て留後に知たらしむ。

二月壬申、永平節度使令狐彰・薨ず。彰、滑・亳の離亂の後を承け、軍を治め農を勸め、府庫充實す。時に藩鎭率ね皆跋扈す。獨り彰のみ、貢賦未だ嘗て闕かず。歲ごとに兵三千を遣はし、京西に詣りて防秋せしめ、自ら糧食を贍し、道路の供饋、皆、受けず、過ぐる所秋豪も犯さず。疾亟かなるや、掌書記(一)高陽の齊映を召し、與に後事を謀る。映、彰に勸む、『代人を請ひ、子を遣はして私第に歸らしめよ』と。彰、之に從ひ、遺表して稱す、『昔、魚朝恩、史朝義を破るや、滑州を掠めんと欲せしが、臣、聽かざりき。是に由りて隙有り。朝恩が誅せらるるに及びて、臣疾に寢ぬるに値ふ。是を以て未だ入朝するを得ず、生死愧負す。臣今必ず起たじ。倉庫・斉牧、先づ已に封籍せり。軍中の將士、州縣の官吏、按堵して命を待つ。伏して見るに、吏部尚書劉晏・工部尚書李勉は、大事を委ぬ可し。願はくは速かに以て臣に代らしめよ。臣の男建等は、今勒して京都の私第に歸るや、將士、建を立てんと欲す。建、死を誓つて・從はず、家を擧げて西に歸る。三月丙子、李勉を以て永平節度使と爲す。

【一】高陽。漢の縣、涿郡に屬す。唐には瀛州に屬す。

【二】美原。咸亨二年、富平・華原及び同州の蒲城を分ち、故の土門縣を以て美原縣を置く。陝西省關中道富平縣東北。

【三】奏優。郵驛往來し、車馬薪芻糧用を供給するに、皆闕乏無く、餘縣に優るなり。

吏部侍郎徐浩・薛邕は、皆元載・王縉の黨なり。浩(三)美原の尉たり。浩、京兆の尹杜濟に屬するに、虛しく知驛の(三)奏優を以てし、又、邕に屬して長安の尉に擬す。愾、稟に參ず。御史大夫李栖筠、其狀を劾奏す。禮部侍郎萬年の于劭等に勅し、之を按せしむ。劭・奏す、『邕の罪は赦の前に在り。應に原除すべし』と。上怒り、夏五月乙酉、浩を(四)明州の別駕に、邕を(五)歙州の刺史に貶し、丙戌、濟を(六)杭州の刺史に、郗を(七)桂州の長史に貶す。朝廷稍肅なり。

辛卯、(八)鄭王邈・薨ず。昭靖太子を贈る。

回紇、乾元より以來、歲ごとに和市を求む。一馬毎に、四十縑に易へ、動もすれば數萬匹に至る。馬皆駑瘠にして用無し。朝廷、之に苦しむ。市ふ所、多く其數を盡す能はず。回紇、遣を待ちて繼ぎて至る者、常に鴻臚に絕えず。是に至りて、上、其意を悅ばせんと欲し、命じて盡く之を市はしむ。秋七月辛丑、回紇・辭ー歸る。賜遺及び馬の價を載するに、共に車千餘乘を用ふ。

八月己未、吐蕃の六萬騎、靈武に寇し、秋稼を踐みて去る。

辛未、幽州節度使朱泚、弟滔を遣はし、五千の精騎を將ゐ、涇州に詣りて防秋す。安祿山が反せしより、幽州の兵、未だ嘗て川を爲さず。滔至るや、上大に喜び、勞賜裒た厚し。

【四】明州。京師の東南四千一百里。

【五】歙州。京師の東南三千六百六十七里。

【六】杭州。京師の東南三千五百五十六里。

【七】桂州。京師まで水陸路四千七百八十里。

【八】邈は上の次子なり。

壬申、回紇復た使者赤心を遣はし、馬萬匹を以て來りて互市を求む。

九月壬午、循州の刺史哥舒晃、嶺南節度使呂崇賁を殺し、嶺南に據りて反す。

癸未、晉州の男子(九)郇模、麻を以て髮を(一〇)辮し、竹筐葦席を持し、東市に哭す。人、其故を問ふ。對へて曰はく、『願はくは三十字を獻ぜん。一字を一事と爲す。若し言、取る所無くんば、請ふ席を以て尸を裹み、筐中に貯へ、野に棄てよ』と。京兆、以て聞す。上、召し見て新衣を賜ひ、(一一)客省に館す。其の團と言ふは、諸州の團練使を罷めんことを請ふなり。監とは、諸道の監軍使を罷めんことを請ふなり。

魏博節度使田承嗣、安史父子の爲めに祠堂を立て、之を四聖と謂ひ、且つ相と爲らんことを求む。上、內侍孫知古をして、使を奉ずるに因り、諷して・之を毀たしむ。冬十月甲辰、承嗣に同平章事を加へ、以て之を褒す。

靈州、吐蕃の萬餘の衆を破る。吐蕃の衆十萬、涇邠に寇す。郭子儀、朔方兵馬使渾瑊を遣はし、步騎五千を將ゐて之を拒がしむ。庚申、(一二)宜祿に戰ふ。瑊、(一三)黃萯原に登りて虜を望み、命じて險に據りて拒馬を布き、以て其馳突に備へしむ。宿將史抗・溫儒雅等、意、瑊を輕んじ、其命を用ひず。瑊、召して・虜を擊たしむれば、則ち已に醉へり。拒

【九】郇。古の國名。後世、國を以て姓と爲す。

【一〇】辮。くみあむ也。

【一一】時に右銀臺門に於て客省を置く。或は四方の、計を奏して未だ去らざる者、上書して事を言ひ旨に忤ふ者、及び蕃客の未だ報ぜられざる者、皆、其中に館す。

【一二】宜祿。本、漢の鶉觚縣の地。邠州の西六十里に在り。今の陝西省關中道長武縣。

【一三】黃萯。草の名。蓋し地に黃萯草多し。因つて以て原に名づく。

馬を見て曰はく、『野戰には烏んぞ此を用ふるを爲さん』と。命じて之を撤せしめ、騎兵を叱して虜の陳を衝く。入る能はずして返る、虜躡いて之に乘ず。官軍大に敗る。士卒死する者什に七八。居民、吐蕃の掠むる所と爲るもの千餘人。甲子、馬璘、吐蕃と(一四)鹽倉に戰ひ、又敗る。璘、虜の隔つる所と爲り、暮に逮びて未だ還らず。涇原兵馬使焦令諶等、敗卒と門を爭うて入る。或るひと行軍司馬段秀實に勸む、『城に乘りて拒守せよ』と。秀實曰はく、『大帥未だ在る所を知らず。當に前みて虜を擊つべし。豈に苟くも自ら全くするを得んや』と。令諶等を召して之を讓めて曰はく、『軍法に、大將を失へば、麾下皆死すと。諸君、其死を忘るるか』と。令諶等惶懼し、拜して命を請ふ。秀實乃ち城中の兵の未だ戰はざる者を發し、悉く出でて東原に陳せしめ、且つ散兵を收め、將に力戰せんとする狀を爲す。吐蕃、之を畏れ、稍却く。既に夜にして、璘乃ち還るを得たり。郭子儀、諸將を召して謀りて曰はく、『敗軍の罪は我に在り、諸將に在らず。然れども朔方の兵、精しきこと天下に聞ゆ。今、虜に敗らる。何の策か以て恥を雪ぐ可き』と。對ふるもの莫し。渾瑊曰はく、『敗軍の將は、當に復た議に預るべからず。然れども、願はくは一言せん。今日の事、惟だ瑊の罪を理めよ。不ずんば則ち再び任ぜられよ』と。子儀、其罪を赦し、兵を將ゐて朝那に趣かしむ。虜既に官軍を破り、汧隴を掠めんと欲す。鹽州の刺史李國臣曰はく、『虜、勝に乘ず。必ず郊畿を犯さん。我、其後を掎せば、虜必ず返顧せん』と。乃ち兵を引きて

【一四】鹽倉。涇州の城西に在り。

(一五)秦原に趣き、鼓を鳴らして西す。虜、之を聞き、(一六)百城に至りて返る。渾瑊、之を隘に邀へ、盡く復た其の掠むる所を得。馬璘、亦、精兵を出し、虜の輜重を潘原に襲ひ、數千人を殺す。虜遂に遁れ去る。

乙丑、江西觀察使路嗣恭を以て哥舒晃を討たしむ。

初め元載、嘗て西州の刺史と爲り、河西・隴右の山川の形勢を知る。是時、吐蕃數〻寇を爲す。載、上に言つて曰はく、『四鎮・北庭、既に治まり、涇州、險要の守る可き無し。隴山・高崚にして、南は(一七)秦嶺に連なり、北は大河に抵る。今、國家の西境、潘原を盡す。而して吐蕃、摧沙堡に戍す。(一八)原州、其中間に居り、隴山の口に當り、其西は皆監牧の故地にして、草肥え水美に、(一九)平涼、其東に在り。獨り一縣を耕さば、軍食を給す可からん。故壘尚ほ存すれども、吐蕃、棄てて居らず。每歲盛夏、吐蕃斎牧す。青海、塞を去ること甚だ遠し。若し間に乘じて之を築かば、二旬にして畢る可からん。京西の軍を移して涇州に戍せしめ、之が根本と爲し、(二〇)石門・木峽を守り、漸く隴右を開き、進みて安西に達し、吐蕃の腹心に據らば、則ち朝廷、枕を高くす可からん』と。幷せて地形を圖して之を獻ず。密に人を遣はして隴山に出で、功用を商度せしむ。會〻汴宋節度使田神功・入朝す。上、之に問ふ。對へて曰はく、『軍を行り敵を料るは、宿將も難しとする所なり。陛下奈何ぞ一書生の語を用ひ、國を擧げて之に從はんと欲するか』と。載尋ぎて罪を得、事遂に寢む。

有司以はく、『回紇の赤心、馬多し。請ふ千匹を市はん』と。郭子儀以爲へらく、此の如くせば、其の意に逆ふこと太甚しからんと。自ら請うて一歲の俸を輸り、國の爲めに之を市はんとす。上、許さず。十一月戊子、命じて六千匹を市はしむ。

【一五】秦原。秦州清水縣に、秦亭有り、秦の谷非子の封ぜられし所の地なり。
【一六】百城。涇州靈臺縣の百里城。
【一七】秦嶺。卽ち商嶺。
【一八】唐の原州は古い高平に治し、隴道の要に當る。
【一九】平涼縣は原州に屬す。西南は卽ち隴山の六盤關なり。
【二〇】原州の西南に木峽關有り、州境に又、石門關有り。

卷の第二百二十五

唐紀四十一

代宗睿文孝武皇帝中の下

(一)大曆九年、春正月壬寅、(二)田神功、京師に薨ず。

澧朗鎮遏使楊猷、澧州より、江に沿うて下り、擅に境を出で、鄂州に至る。詔して、入朝するを聽す。猷遂に漢江を泝りて上る。(三)復州・郢州、皆、城を閉ぢて自ら守る。山南東道節度使梁崇義、兵を發して之に備ふ。二月辛未、(四)徐州の軍亂る。刺史梁乘、城を逾えて走る。諫議大夫吳損、(五)吐蕃に使す。之を留むること累年。竟に病みて虜中に死す。

庚辰、汴宋の兵の防秋する者千五百人、庫財を盜み、潰え歸る。田神功が薨せしが故なり。己丑、神功の弟神玉を以て汴宋留後に知たらしむ。

【一】大曆九年。西紀七七四年。

【二】田神功が朝すること、前卷前年に見ゆ。

【三】復郢二州は、皆、漢に濱す。此時、蓋し山南東道の巡屬たり。

【四】徐州。彭城に治す。

【五】損が出で使すること前卷六年に見ゆ。

癸巳、郭子儀・入朝し、上言す、『朔方は國の北門なり。中間、戰士耗散し、什に纔に一有り。今吐蕃、河隴の地を兼ね、(六)羌渾の衆を雜へ、勢强きこと十倍す。願はくは更に諸道に於て、各〻粳卒を發し、四五萬を成さん。則ち勝を制するの道必せん』と。

三月戊申、皇女永樂公主を以て、魏博節度使田承嗣の子華に妻はせんことを許す。上の意、其心を固結せんことを欲す。而して(七)承嗣益〻驕慢なり。

澧朗鎭遏使楊猷を以て(八)洮州の刺史・隴右節度兵馬使と爲す。

夏四月甲申、郭子儀、(九)辭して邠州に還り、復た上の爲めに邊事を言ひ、涕泗交〻流るるに至る。

壬辰、天下に赦す。

五月丙午、(一〇)楊猷、澧州より入朝す。

涇原節度使馬璘・入朝す。將士に諷し、己が爲めに表して平章事を求めしむ。丙寅、璘を以て左僕射と爲す。

六月、鷹龍飾度仙朱泚、弟滔を遣はし、表を奉じ・入朝せんと請ひ、且つ自ら步騎五千を將ゐて防秋せんと請ふ。上、之を許す。仍ほ爲めに先づ大第を京師に築き、以て之を待つ。

【六】羌渾。羌は党項の屬、渾は吐谷渾なり。

【七】狼子野心、恩を以て結ぶ可からず。

【八】洮州は時に已に吐蕃に陷る。楊猷、刺史な將領するのみ。

【九】子儀、邠より入朝し、今還る。

【一〇】是年正月、楊猷已に澧州を離れ、江に沿ひ流に泝り、今方に京師に至る。

癸未、興善寺の胡僧不空・卒す。開府儀同三司・司空を贈り、爵肅國公を賜ふ。謚して大辯正廣智不空三藏和尚と曰ふ。

京師・旱す。京兆の尹黎幹、土龍を作りて雨を祈り、自ら巫覡と與に更〻舞ふ。月を彌りて・雨ふらず。又、文宣王に禱る。上、之を聞き、命じて土龍を撤せしめ、膳を減じ川を節す。秋七月戊午、雨ふる。

朱泚・入朝し、(一一)蔚州に至りて疾有り。諸將、還りて間ゆるを俟ちて行かんと請ふ。泚曰はく、『死せば則ち尸を輿にして前まん』と。諸將、敢て復た言はず。九月庚子、京師に至る。(一二)士民の觀る者堵の如し。辛丑、泚及び將士を(一三)延英殿に宴す。犒賞の盛なること、近時未だ有らず。壬寅、回紇、擅に鴻臚寺を出で、白晝、人を殺す。有司、之を擒にす。上、釋きて・問はず。

甲辰、郭子儀・李抱玉・馬璘・朱泚に命じ、分ちて諸道の防秋の兵を統べしむ。

冬十月壬申、(一四)信王瑱・薨ず。乙亥、梁王璿・薨ず。

魏博節度使田承嗣、昭義の將吏を誘ひ、亂を作さしむ。

【一一】此れ幽州より西して山を出で、後、太原路を取りて入朝するなり。蔚州より西南のかた代州に至るまで四百六十里。

【一二】安史の亂後、河北の諸帥、兵を阻みて朝せず。朱泚が長安に來る、士民、以て美事と爲す。

【一三】延英殿。宣政殿前の西上閤門の西を延英門と爲す。延英門の左は卽ち延英殿なり。

【一四】二王は皆玄宗の子。信は州を以て國の名と爲す。

十年、春正月丁酉、昭義兵馬使裴志清、留後薛嶠を逐ひ、其衆を帥ゐて承嗣に歸す。承嗣、『救援す』と聲言し、兵を引きて相州を襲ひ、之を取る。嶠、洺州に奔る。上表して、入朝せんと請ふ。之を許す。

辛丑、郭子儀・入朝す。

壬寅、(一)壽王瑁・薨ず。

乙巳、朱泚・表す、『請ふ闕下に留まり、弟滔を以て幽州盧龍留後に知たらしめん』と。之を許す。

昭義の裨將薛擇、(二)相州の刺史と爲り、薛雄、衞州の刺史と爲り、薛堅、洺州の刺史と爲る。皆、薛嵩の族なり。戊申、上、內侍魏知古に命じ、魏州に如き、田承嗣を諭さしめ、各〻封疆を守らしむ。承嗣、詔を奉ぜず。癸丑、大將盧子期を遣はし、洺州を取らしめ、楊光朝をして、衞州を攻めしむ。

乙卯、西川節度使崔寧・奏す、『吐蕃の數萬を西山に破り、斬首萬級、捕虜數千人』と。

丙辰、詔す、『諸道の兵、逃亡する者有るも、制勅を承くるに非ざれば、輒ち召募するを得る無し』と。

二月乙丑、田承嗣、衞州の刺史薛雄を誘ふ。雄、從はず。盜をして之を殺し、其家を屠らしむ。盡く(三)相衞四州の地に據り、自ら長吏を置き、其精兵良馬を掠め、悉く魏州に歸り、魏知古に逼りて、與に共に磁相二州を巡り、其將士をして、耳を割き面を剺き、承嗣を帥と爲さんと請はしむ。

辛未、皇子述を立てて(四)睦王と爲し、逾を郴王と爲し、連を恩王と爲し、遘を鄜王と爲し、迅を隨王と爲し、造を忻王と爲し、暹を韶王と爲し、運を嘉王と爲し、遇を端王と爲し、遹を循王と爲し、通を恭王と爲し、達を原王と爲し、逸を雅王と爲す。

丙子、華州の刺史李承昭を以て、昭義留後に知たらしむ。

(五)河陽三城使常休明、苛刻にして恩少し。其軍士の防秋する者歸る。休明、城を出でて之を勞ふ。防秋の兵、城內の兵と、謀を合はせて之を攻む。休明、東都に奔る。軍士、兵馬使王惟恭を奉じて帥と爲し、大に掠むること數日。乃ち定まる。上、監軍冉庭蘭に命じて之を慰撫せしむ。

三月甲午、陝州の軍亂れ、兵馬使趙令珍を逐ふ。觀察使李國清、禁ずる能はず、辭を卑くして徧く將士を拜し、乃ち脫れ去るを得たり。軍士大に庫物を掠む。會〻淮西節度使李忠臣、入朝して陝を過ぐ。上、忠臣に命じて之を按ぜしむ。將士、忠臣の兵威を畏れ、敢て動かず。忠臣、(六)棘圍を設け、軍士に令して名を匿して庫物を投ぜしむ。一日

【一】瑁も亦玄宗の子。

【二】相衞洺は本皆昭義の巡屬なり。

【三】相衞は已に承嗣に陷り、磁洺は未だ降らずと雖も、而も承嗣已に其地に據る。相衞二州、此より魏博に屬す。

【四】諸公子、皆、州を以て王國の名と爲す。

【五】河陽縣は懷州に屬す。顯慶二年、分ちて河南府に屬す。城、大河に臨み、長橋、水に架す。此城は後魏の北中城なり。東西魏、兵爭し、又、中潭及び南城を築く、之を河陽の三城といふ。

【六】棘圍云云。棘を設けて四圍に之を周らし、掠むる所の庫物を其中に投ぜしむ。

に萬緡を獲たり。盡く以て其徒兵に給して賞と爲す。

乙巳、薛嵩・常休明、皆、闕に詣りて罪を請ふ。上、釋きて問はず。

初め成德節度使李寶臣・淄靑節度使李正己、皆、其の女を娶り、魏州に在り、承嗣の子維と毬を擊ち、馬驚き、誤りて維に觸れ、死す。承嗣怒り、寶正を囚へ、以て寶臣に告ぐ。寶臣、『敎勅すること謹まず』と謝し、杖を封じて承嗣に授け、之を撻たしむ。承嗣遂に寶正を杖殺す。是に由りて兩鎭交ゝ惡し。承嗣が命を拒むに及び、寶臣・正己、皆上表し、之を討たんと請ふ。上も亦其の隙に因りて承嗣を討たんと欲す。夏四月乙丑、勅して、承嗣を貶して(七)永州の刺史と爲し、仍ほ河東・成德・幽州・淄靑・淮西・永平・汴宋・河陽・澤潞の諸道に命じ、兵を發して前みて魏博に臨ましめ、若し承嗣尙ほ或は稽違せば、卽ち進討せしめ、罪、承嗣及び其姪悅に止まり、自餘の將士・弟姪は、苟くも能く自ら拔かば、一切、問はざらしむ。時に朱滔方に恭順にして、寶臣及び河東節度使薛兼訓と與に、其北を攻め、正己、淮西節度使李忠臣等と與に、其南を攻む。五月乙未、承嗣の將霍榮國、(八)磁州を以て降る。丁未、李正己、(九)德州を攻めて之を拔く。李忠臣、永平・河陽・懷澤の步騎四萬を統べ、進みて衞州を攻む。六月辛未、田承嗣、其將裴志情等を遣はし、冀州を攻めしむ。志情、其衆を以て李寶臣に降る。

【七】永州。漢の零陵郡。今の湖南省衡陽道零陵縣。

【八】磁州。本、漢の廣平縣の地。隋、郡を廢し滏陽縣に於て磁州を置き、滏陽に治す。今の直隸省大名道磁縣。

【九】德州、此より平盧軍に屬す。

甲戌、承嗣自ら將として(一〇)冀州を圍む。寶臣、(一一)高陽軍使張孝忠をして、精騎四千を將ゐて之を禦がしむ。寶臣の大軍繼ぎて至る。承嗣、輜重を燒きて遁る。(一二)孝忠は本奚なり。田承嗣、諸道の兵四合し・並將多く叛くを以てしてはして表を奉じ、身を束ねて朝に歸せんと請ふ。

辛巳、郭子儀、(一三)邠州に還る。子儀嘗て奏し、州縣の官一人を除せんと す。報せず。僚佐相謂つて曰はく、『令公の勳德を以て、之を聞き、僚佐に謂つて從はれず。何ぞ宰相の・體を知らざる』と。子儀、之を聞き、僚佐に謂つて曰はく、『兵興りてより以來、方鎭の武臣多く跋扈す。凡そ求むる所有れば、朝廷當に委曲に之に從ふ。此れ它無し。乃ち之を疑ふなり。今、子儀が奏する所の事、人主、其の行ふ可からざるを以てして之を貿くなり。諸君、賀す可し、又何ぞ怪しまん』と。聞く者皆服す。

【一〇】冀州。信都縣に治す。

【一一】高陽軍は當に瀛州高陽縣に置けるなるべし。

【一二】張孝忠は奚の人、世ゝ乙失洛部の酋長なり。

【一三】入朝して所鎭に還る。

【一四】臨涇。漢の縣、安定郡に屬す。隋の大業の初め、湫谷縣と改む。尋ざて復た臨涇縣と曰ふ。唐、涇州に屬す。今の甘肅省涇原道鎭原縣。

己丑、田承嗣、其將盧子期を遣はし、磁州に寇す。

九月戊申、回紇、白晝、市人を刺して腸出づ。有司、之を執へ、首年の獄に繫ぐ。其酋長赤心、馳せて縣獄に入り、獄吏を斫傷し、囚を劫して去る。上、亦、問はず。

壬子、吐蕃、(一四)臨涇に寇す。癸丑、隴州及び普潤に寇し、大に人畜を掠めて去る。百官、往往、家

屬を遣り、城を出で竄匿せしむ。丙辰、鳳翔節度使李抱玉・奏す、『吐蕃を(一五)義寧に破る』と。

李寶臣・正己、(一六)棗强に會し、進みて貝州を圍む。田承嗣、兵を出して之を救ふ。兩軍、各〻士卒を饗す。成德は賞厚く、平盧は賞薄し。既に罷め、平盧の士卒、怨言有り。正己、其の變を爲さんことを恐れ、兵を引きて退く。寶臣も亦退く。李忠臣、之を聞き、衞州を釋き、南して河を度り、(一七)陽武に屯す。寶臣、朱滔と與に、滄州を攻む。承嗣の從父弟庭玠、之を守る。寶臣、克つ能はず。

吐蕃、涇州に寇す。涇原節度使馬璘、之を百里城に破る。戊午、盧龍節度使朱泚に命じ、出でて奉天行營に鎭せしむ。

冬十月辛酉朔、日、之を食する有り。

盧子期、磁州を攻む。城幾ど陷らんとす。李寶臣、昭義留後李承昭と、共に之を救ひ、大に子期を(一八)清水に破り、子期を擒にし、京師に送り、之を斬る。河南の諸將、又大に田悅を(一九)陳留に破る。田承嗣懼る。初め李正己、使を遣はし、魏州に至る。承嗣、之を囚す。是に至り、禮して之を遣る。使を遣はし、盡く境內の戶

【一五】義寧。隴州華亭縣に、大曆八年、義寧軍を置く。

【一六】棗强縣は前漢、淸河郡に屬す。魏隋以來、冀州に屬す。今の直隸省大名道棗强縣の東南三十里。

【一七】陽武縣は鄭州に屬す。本、原武城。武德四年、陽武縣を置く。北のかた衞州に至るまで五十餘里。今の河南省河北道陽武縣。

【一八】新唐書田承嗣傳には、淸水は臨水に作る。晉、臨水縣を滏口の右に置き、廣平郡に屬す。後魏及び隋、魏郡に屬す。唐の初め省く。永泰元年、薛嵩表し、臨水の故城に於て、昭義縣を置き、磁州に屬す。

【一九】陳留。漢の縣。後魏、廢す。隋の開皇六年、復た置く。時に汴州に屬す。

口甲兵穀帛の數を籍し、以て之に與へて曰はく、『承嗣、今年、八十有六。(二〇)溘死せんこと日無し。諸子不肖、悅も亦孱弱なり。凡そ今日、有する所は、公の爲めに守るのみ。豈に以て公の師旅を辱むるに足らんや』と。使者を庭に立たせ、南に向つて拜して書を授く。又、正己の像を圖し、香を焚きて之に事ふ。正己悅び、遂に兵を按じて・進まず。是に於て河南諸道の兵、皆、敢て進まず。承嗣既に南顧の虞無く、意を北方に專らにするを得たり。上、李寶臣の功を嘉し、中使馬承倩を遣はし、詔を齎して之を勞はしむ。將に還らんとするとき、寶臣、其館に詣り、之に百縑を遺る。承倩、詬詈して道中に擲出す。寶臣、(二一)其左右に慙づ。兵馬使王武俊、寶臣に說きて曰はく、『今、公、軍中に在り、新に功を立てたるに、豎子尙ほ爾り、況んや寇平ぐの後、一幅の詔書を以て、召されて闕下に歸らば、一の匹夫なるのみ。承嗣を釋して以て己が資と爲すに如かじ』と。寶臣、遂に・寇を玩ぶの志有り。承嗣、范陽は寶臣の鄕里にして・心常に之を欲するを知り、因つて石を刻し讖を作りて云はく、『二帝・功を同じくして勢萬全なり。田を將て侶と爲して幽燕に入る』と。密に(人ヲシテ)寶臣の境內に瘞めしめ、望氣者をして、『彼に玉氣有り』と言はしむ。寶臣、掘りて之を得たり。又、客をして之に說きて曰はしむ、『公と朱滔と、共に滄州を取る。之を得ば則ち地、國に歸し、公の有する所に非じ。公能く承嗣の罪を捨さば、請ふ滄州を以て公に歸せん。仍ほ願はくは公に從つて范陽を取り、

【二〇】溘死。溘は奄なり。莊子に曰はく、溘然として死すと。

【二一】承倩が詈辱するが爲めに、顧みて左右を見て自ら慙づるなり。

以て自ら効さん。公、精騎を以て前驅し、承嗣、歩卒を以て之に繼がば、克たざる慮からん』と。寶臣喜びて謂へらく、『事、符識に合す』と。遂に承嗣と謀を通じ、密に范陽を圖る。承嗣も亦兵を境上に陳す。寶臣、滔の使者に謂つて曰はく、『聞く、朱公は儀貌、神の如しと。願はくは像を畫きて之を覩るを得ん』と。滔、之を與ふ。寶臣、射堂に置き、諸將と共に之を觀て曰はく、『眞に神人なり』と。滔、(一)瓦橋に軍す。寶臣、精騎二千を選び、通夜馳すること三百里、之を襲ふ。戒めて曰はく、『貌の・射堂の如き者を取れ』と。時に兩軍方に睦まじ。滔、變有るを虞らず、狼狽して出で戰うて敗る。會、它服を衣て・免るるを得たり。寶臣、勝に乘じて范陽を取らんと欲す。滔、雄武軍使昌平の劉怦をして、留府を守らしむ。寶臣、備有るを知り、敢て進まず。承嗣、幽・恆の兵の交はるを聞き、卽ち軍を引きて南に還り、(人ヲ)寶臣に謂つて曰はしむ、『河內、警有り。公に從ふに暇あらず。石上の識文は、吾戲に之を爲せるのみ』と。寶臣慙ぢ怒りて退く。寶臣旣に朱滔と隙有り、張孝忠を以て(二)易州の刺史と爲し、精騎七千を將ゐて以て之に備へしむ。

丙寅、貴妃獨孤氏薨ず。丁卯、貞懿皇后と追謚す。

十一月丁酉、田承嗣の將吳希光、瀛州を以て降る。

嶺南節度使路嗣恭、流人孟琯・敬晃を擢でて將と爲し、哥舒晃を討たしむ。琯、大軍を以て北衝に當り、晃、間道より輕く入る。丁未、廣州に克ち、哥舒晃及び其黨萬餘人を斬る。嗣恭が晃を討つや、容管經略使王翊、將を遣はし、兵を將ゐて之を助けしむ。西原の賊帥覃閒、虛に乘じて容州を襲ふ。翊、兵を伏せ、擊ちて之を擒にす。

十二月、回紇の千騎、夏州に寇す。州將梁縈宗、之を(二)烏水に破る。郭子儀、兵三千を遣はし、夏州を救はしむ。回紇遁れ去る。

元載・王縉奏す、『魏州、鹽貴し。請ふ鹽の其境に入るを禁じ、以て之を困しめん』と。上、許さず して曰はく、『承嗣、朕に負くも、百姓何の罪かあらん』と。

田承嗣、入朝せんと請ふ。李正己、屢、之が爲めに上表し、其自ら新にするを許さんことを乞ふ。

十一年、春正月壬辰、諫議大夫杜亞を遣はし、魏州に使して宣慰せしむ。

辛亥、西川節度使崔寧奏す、『吐蕃の四節度及び突厥・吐谷渾・氐羌の羣二十餘萬を破り、斬首萬餘級』と。

二月庚辰、田承嗣、復た使を遣はして上表し、入朝せんと請ふ。上、乃ち詔を下し、承嗣の罪を赦し、其官爵を復し、家屬と與に入朝するを聽し、其所部の・辭命を拒む者、一切、問はず。

(一) 瓦橋。今の直隸省保定道雄縣の南、易水の上に在り。唐、瓦橋關を置く。

(二) 易州は東のかた幽州に至まで二百一十四里。

(二) 烏水。夏州朔方縣（今の陝西省榆林道橫山縣の西）に在り。

辛巳、(一)朔方の五城の戍兵を增し、以て回紇に備ふ。

三月戊子、河陽軍亂れ、監軍冉庭蘭を逐うて城を出し、大に掠むること三日。庭蘭、備を成して入り、亂者數十人を誅す。乃ち定まる。

五月、汴宋留後田神玉・卒す。都虞候李靈曜、兵馬使濮州の刺史孟鑑を殺し、北のかた田承嗣に結びて援と爲す。癸巳、永平節度使李勉を以て、(二)汴宋等八州留後を兼ねしむ。乙未、靈曜を以て濮州の刺史と爲す。靈曜、詔を受けず。六月戊午、靈曜を以て汴宋留後と爲し、使を遣はして宣慰す。

秋七月、田承嗣、兵を遣はし、(三)滑州に寇し、李勉を敗る。吐蕃、石門に寇し、(四)長澤川に入る。

八月丙寅、盧龍節度使朱泚に同平章事を加ふ。

李靈曜、既に留後と爲り、益〻驕慢なり。悉く其黨を以て管內八州の刺史・縣令と爲し、河北の諸鎭に效はんと欲す。甲申、淮西節度使李忠臣・永平節度使李勉・河陽三城使馬燧に詔して、之を討たしむ。淮南節度使陳少游・淄青節度使李正己、皆、兵を進めて靈曜を擊つ。汴宋兵馬使攝節度副使李僧惠は、靈曜の謀主なり。宋州の牙門將劉昌、僧神表を遣はし、潛に僧惠に說かしむ。僧惠召して、計を問ふ。昌、之が爲めに泣きて逆順を陳ぶ。僧惠乃ち汴宋の牙將高遷・石隱金と與に、神表を奉じて京師に詣り、靈曜を討たんと請はしむ。

九月壬戌、僧惠を以て宋州の刺史と爲し、隱金を鄆州の刺史と爲し、遷を曹州の刺史と爲す。乙丑、李忠臣・馬燧、鄭州に軍す。靈曜、兵を引きて逆へ戰ふ。兩軍、其至るを意はず、退きて(五)滎澤に軍す。淮西の軍士、潰え去る者什に五六。鄭州の士民、皆驚き走りて東都に入る。忠臣將に淮西に歸らんとす。燧、固く執りて可かずして曰はく、『順を以て逆を討つ、何ぞ克たざるを憂へん。奈何ぞ自ら功名を棄てん』と。壁を堅くして動かず。忠臣、之を聞き、稍く散卒を收む。數日にして皆集まり、軍勢復た振ふ。戊辰、李正己・奏す、『鄆・濮の二州に克つ』と。壬申、李僧惠、靈曜の兵を雍丘に敗る。冬十月、李忠臣・馬燧、進みて靈曜を擊つ。忠臣は汴南に行き、燧は汴北に行き、屢〻靈曜の兵を破る。壬寅、陳少遊の前軍と合し、靈曜と大に汴州の城西に戰ふ。靈曜敗れ、城に入りて固守す。癸卯、忠臣等、之を圍む。田承嗣、田悅を遣はし、兵を將ゐて靈曜を救はしむ。永平・淄青の兵を(六)匡城に敗る。勝に乘じ、進みて汴州に軍し、城北の數里に營す。丙午、忠臣、裨將李重倩を遣はし、輕騎數百を將ゐて、夜其營に入らしむ。縱橫に貫穿し、數十人を斬りて還る。營中大に駭く。忠臣・燧、因つて大軍を以て之に乘じ、鼓譟して入る。悅の衆、戰はずして潰

【一】朔方、先に三受降城を統べ、振武・豐安・定遠を并せて六城と爲す。時に三受降城は振武軍使に屬す。朔方は豐安・定遠・新昌・豐寧・保寧を統ぶ、之を塞下の五城と謂ふ。

【二】八州。汴・宋・曹・濮・兗・鄆・徐・泗。

【三】滑州は永平節度の治所。

【四】長澤川。後魏、關熙郡を置く。隋、郡を廢して長澤縣と爲す。夏州に屬す。吐蕃、原州に寇し、遂に北して夏州の境に入るなり。長澤縣は今の陝西省榆林道靖邊縣の東。

【五】滎澤。隋、滎陽縣を分ちて滎澤縣を置く。唐、鄭州に屬す。州の北四十里に在り。

【六】匡城。漢の長垣縣。隋の開皇十六年、名を更む。時に滑州に屬す。

ゆ。悅、身を脫して北に走る。將士死する者相枕藉し、勝げて數ふ可からず。靈曜、之を聞き、門を開きて夜遁る。汴州、平ぐ。重倩は本奚なり。丁未、靈曜、(七)韋城に至る。永平の將杜如江、之を擒にす。燧、忠臣の暴戾なるを知り、己の功を以て之に讓り、汴城に入らず、軍を引きて西して板橋に屯す。忠臣、城に入り、果して其功を專らにす。宋州の刺史李僧惠、之と功を爭ふ。忠臣、會に因りて之を擊殺す。又、劉昌を殺さんと欲す。昌、遁逃し、免るるを得たり。甲寅、李勉、李靈曜を械送し、京師に至り、之を斬る。

十二月丁亥、李正己・李寶臣、竝に同平章事を加ふ。

涇原節度使馬璘、疾亟かなるや、行軍司馬段秀實を以て節度の事に知たらしめ、付するに後事を以てす。秀實、兵を嚴し、以て非常に備ふ。丙申、璘・薨ず。軍中奔り哭する者數千人、門屏に喧咽す。秀實、悉く・入るを聽さず。押牙馬頔に命じ、喪事を內に治めしめ、李漢惠をして、賓客に外に接せしめ、妻妾子孫は堂に位し、宗族は庭に位し、將佐は前牙に位し、士卒は營伍に哭し、百姓は各〻其家を守る。衢路に(八)離立し偶語する有れば、輒ち執へて之を囚す。喪を護して從行する者に非ざれば、遠く送るを得る無し。祭を致し拜哭するに、皆儀節有り、喪を送る近遠、皆定處有り。違ふ者は軍法を以て事に從ふ。都虞候史廷幹・兵馬使崔珍・十將張景華、喪に因りて亂を作さんと謀る。秀實、之を知り、廷幹を奏して入りて宿衞せしめ、珍を徙して靈臺に屯せしめ、景華を外職に補す。(九)一人を戮せずして、軍府晏然たり。璘の家、富有にして筭無く、第を京師に治め、(一〇)勳貴に甲たり。中堂は二十萬緡を費し、它室は減ずる所幾くも無し。(一一)其子孫、行無く、家貲尋ぎて盡く。

戊戌、昭義節度使李承昭、表して・疾篤しと稱し、澤潞行軍司馬李抱眞を以て磁刑兩州留後を兼知せしむ。

庚戌、淮西節度使李忠臣に同平章事を加へ、仍ほ(一二)汴州の刺史を領し、汴州に治せしむ。

十二年、春三月乙卯、兵部尙書同平章事鳳翔懷澤潞秦隴節度使李抱玉・薨ず。弟抱眞、仍ほ懷澤潞留後を領す。

癸亥、河東行軍司馬鮑防を以て河東節度使と爲す。防は襄州の人なり。

田承嗣、竟に・入朝せず、又、李靈曜を助く。上復た命じて之を討たしむ。承嗣乃ち復た上表して罪を謝す。上も亦之を如何ともする無し。庚午、悉く承嗣の官爵を復し、仍ほ・必ずしも入朝せざらしむ。

【七】韋城。隋、白馬縣を分ちて韋城縣を古の韋國の墟に置く、故に韋城と曰ふ。時に滑州に屬す。滑州の東南五十里に在り。

【八】離立。竝びて立つ也。

【九】胡三省曰はく、高仙芝が師を大食に喪ひしより、段秀實始めて史に見はる。其後、李嗣業が難に赴かざるを責め、滏水の潰に、河淸を保ちて以て歸師を濟し、邠州に在りて、郭晞の暴橫の卒を誅し、馬璘と議論するに阿らず、喪を治むるに及び、曲防周慮、以て軍府を安んず。最後に朱泚を笏擊し、身を以て國に徇ず。其事業風節、卓然として唐の諸將の中に表出すと。

【一〇】勳貴。功勳を以て貴顯を致せるもの。

【一一】貨を殖して厭く無きものは、適〻以て不肖の子孫の資と爲す。

【一二】李忠臣、李靈曜を破り、汴州を得たり、卽ち以て之に與ふ。

中書侍郎同平章事元載、專横にして、黄門侍郎同平章事王縉、之に附く。二人倶に貪なり。載の妻王氏、及び子伯和・仲武、縉の弟妹、及び尼の出入する者、爭うて賄賂を納る。又、政事を以て羣吏に委ぬ。士の進を求むる者、其子弟及び主書卓英倩等に結ばざれば、自ら達するに由無し。上、含容すること累年、載・縉、悛めず。上、之を誅せんと欲すれども、左右の漏泄せんことを恐れ、與に言ふ可き者無し。獨り左金吾大將軍吳湊と與に之を謀る。(一)湊は上の舅なり。會〻『載・縉、夜醮し、不軌を爲さんと圖る』と告ぐる者有り。庚辰、上、延英殿に御し、湊に命じ、載・縉を(三)政事堂に收へしめ、又、仲武及び卓英倩等を收へて獄に繫ぎ、吏部尚書劉晏に命じ、御史大夫李涵等と、同じく之を鞫せしむ。(四)問端、皆、禁中に出づ。仍ほ中使を遣はし、詰るに陰事を以てせしむ。載・縉皆罪に伏す。是日、先づ左衞將軍知内侍省事董秀を禁中に杖殺し、乃ち載に自盡を萬年縣に賜ふ。載、主者に請ふ、『願はくは快く死するを得ん』と。主者曰はく、『相公須く少しき汚辱を受くべし。惟しむ勿れ』と。乃ち(五)穢衊を脱し、其口を塞ぎて之を殺す。王縉、初め亦自盡を賜ふ。劉晏、李涵等に謂つて曰はく、『故事に、重刑は覆奏す。況んや大臣をや。且つ法に(六)首從有り。宜しく更に進止を稟すべし』と。涵等、之に從ふ。上乃ち縉を(七)梧州の刺史に貶す。載の妻王氏は、忠嗣の女なり。及び子伯和・仲武・季能、皆、誅に伏す。有司、載の家財を籍す。胡椒、八百石に至る。它物、是に稱ふ。

夏四月壬午、太常卿楊綰を以て中書侍郎と爲し、禮部侍郎常袞を門下侍郎と爲し、竝に同平章事とす。綰、性清儉簡素なり。制下るの日、朝野相賀す。郭子儀、方に客を宴す。之を聞き、坐中の聲樂五分の四を減ず。京兆の尹黎幹、騶從甚だ盛なり。卽日、之を省き、止だ十騎を存す。中丞崔寬、第舍宏侈なり。亟かに之を毀撤す。

癸未、吏部侍郎楊炎・諫議大夫韓洄・包佶・起居舍人韓會等を貶す。皆、載の黨なり。炎は鳳翔の人なり。載、常に文學才望有る者一人を引き、之を親厚し、異日、以て己に代らしめんと欲す。故に炎、貶に及ぶ。洄は滉の弟、會は南陽の人なり。上初め盡く炎等を誅せんと欲す。吳湊、諫救すること百端、始めて官を貶せらるに伏す。有司、載の家財を籍す。胡椒、八百石に至る。它物、是に稱ふ。

夏四月壬午、太常卿楊綰を以て中書侍郎と爲し、禮部侍郎常袞を門下侍郎と爲し、竝に同平章事とす。綰、性清儉簡素なり。制下るの日、朝野相賀す。郭子儀、方に客を宴す。之を聞き、坐中の聲樂五分の四を減ず。京兆の尹黎幹、騶從甚だ盛なり。卽日、之を省き、止だ十騎を存す。中丞崔寬、第舍宏侈なり。亟かに之を毀撤す。

癸未、吏部侍郎楊炎・諫議大夫韓洄・包佶・起居舍人韓會等を貶す。皆、載の黨なり。炎は鳳翔の人なり。載、常に文學才望有る者一人を引き、之を親厚し、異日、以て己に代らしめんと欲す。故に炎、貶に及ぶ。洄は滉の弟、會は南陽の人なり。上初め盡く炎等を誅せんと欲す。吳湊、諫救すること百端、始めて官を貶せらるに伏す。

丁酉、吐蕃、(八)黎・雅州に寇す。西川節度使崔寧、擊ちて之を破る。

(初)元載、仕進する者多く京師を樂しむを以て、其の(メ)己に逼るを惡み、乃ち制して、俸祿、外官に厚くして京官に薄くす。京官、自ら給する能はず、常に外官に假つて乞貸す。楊綰・常袞・奏す、『京官の俸太だ薄し』と。己酉、詔して京官の俸を加ふ。歲ごとに約十五萬六千餘緡。五月辛亥、詔して、都團練使より外、悉く諸州の團練守捉使を罷む。又、諸使に令して、軍事の要急に非ざれば、擅に

【一】吳湊は、章敬皇后の弟なり。

【二】醮。神を祭ること。

【三】政事堂は東省に在り、門下に屬す。中宗より後、堂を中書省に徙す。

【四】問端。門頭なり。訊問の個條なり。

【五】穢衊。よごれたるしたぐつ。

【六】首とは罪首を謂ひ、從は從坐を謂ふ。

【七】梧州。晉には永嘉郡と爲し、隋には處州と改む、尋ぎて梧州と爲す。梧蒼山に因りて名と爲す。京師の東南四千二百七十八里。

【八】黎州。武后の大足元年、雅州の漢源・飛越・瀘州の陽山を以て黎州を置く。

剌史を召し及び其職務を停め・人を差して權攝するを得る無からしむ。又、諸州の兵を定め、皆、常數有り。其召募し、家糧・春冬衣を給する者は、之を官健と謂ひ、士人を差點し、春夏は農に歸り、秋冬は追集し、身糧醬菜を給する者は、之を團結と謂ふ。兵興りてより以來、州縣の官、俸給、一ならず。重ぬるに元載・王縉が情に隨ひ私に徇ふを以てし、剌史の月給、或は千緡に至り、或は數十緡。是に至りて、始めて節度使より以下・主簿尉に至るまでの俸祿を定め、多きを捨して寡きを益し、上下、敍有り、法制粗ぼ立つ。

庚午、上、中使を遣はし、元載の祖父の墓を發き、棺を斲り尸を棄て、其家廟を毀ち、其木主を焚かしむ。戊寅、卓英倩等皆杖死す。英倩が事を用ふるや、弟英璘、鄉里に橫なり。英倩が獄に下るに及び、英璘遂に險に據りて亂を作す。上、禁兵を發して之を討つ。乙巳、金州の剌史孫道平、擊ち

上方に楊綰に倚り、弊政を釐革せしむ。會、綰、疾有り、秋七月己巳、薨ず。上、之を痛悼すること甚だしく、羣臣に謂つて曰はく、『天、朕が太平を致すを欲せず。何ぞ朕が楊綰を奪ふの速かなるや』と。

八月癸未、東川節度使鮮于叔明に姓を李氏と賜ふ。

元載・王縉が相たるや。上、日ごとに賜ふに內廚の御饌を以てし、十人を食ふ可し。遂に故事と爲す。

癸卯、常袞、朱泚と與に上言す、(九)『餐錢已に多し。乞ふ賜饌を停めん』と。之を許す。袞、又、(一〇)堂封を辭せんと欲す。同列、可かずして止む。時人、袞を譏りて以爲はく、『朝廷、祿を厚くするは、賢を養ふ所以なり。不能ならば當に位を辭すべし、當に祿を辭すべからず』と。

臣光曰はく、君子は、食人に浮ぐるを恥づ。袞が祿を辭するは、廉恥ここに存す。夫の位を固くし祿を貪る者に與ぶれば、猶ほ愈らずや。(一一)詩に云はく、『彼の君子は、素餐せず』と。袞の如き者は、亦未だ以て深く譏る可からざるなり。

楊綰・常袞、(一二)湖州の剌史顏眞卿を薦む。上、卽日、召し還す。甲辰、以て刑部尙書と爲す。綰・袞、又、淮南の判官汲の人關播を薦む。播でて(一三)都官員外郎と爲す。

九月辛酉、四鎭北庭行營兼涇原鄭潁節度副使段秀實を以て節度使と爲す。秀實、軍令簡約にして、威惠有り、身を奉ずること淸儉にして、室に姬妾無く、公會に非ざれば、未だ嘗て酒を飮み樂を聽かず。吐蕃の八萬の衆、原州の北(一四)長澤監に軍す。己巳、(一五)方渠を破り、拔谷に入る。郭子儀、神將李

【九】餐錢。蓋し所謂食料錢なり。

【一〇】堂封は宰相の封邑なり。唐の制、堂封は歲に三千六百緡、興元の後、纔に千一百。德宗尋ぎて舊に復す。

【一一】詩の伐檀の辭。

【一二】大曆元年、眞卿、元載を攻むるを以て、峽州の別駕に貶せられ、尋ぎて吉州の司馬と爲り、撫湖二州の剌史に遷る。

【一三】都官郎は刑部に屬す。

【一四】蓋し長澤川に、唐、舊、馬監を置きたるなり。

【一五】方渠。漢の縣、北地郡に屬す。時に慶州に屬す。今の甘肅省涇原道環縣。

懷光をして之を救はしむ。吐蕃退く。庚午、吐蕃、坊州に寇す。

冬十月乙酉、西川節度使崔寧・奏す、『大に吐蕃を(一六)望漢城に破る』と。是より先、秋霖し、(一七)河中府の池鹽多く敗る。戶部侍郎判度支韓滉、鹽戶の・稅を減せんことを恐れ、丁亥、奏す、『雨、多しと雖も、鹽を害せず。仍は瑞鹽の生ずる有り』と。上、其の然らざるを疑ひ、諫議大夫(一八)義興の蔣鎭をして、往きて之を視しむ。

吐蕃、鹽・夏州に寇し、又、(一九)長武に寇す。郭子儀、將を遣はし、拒ぎて之を却く。

(二〇)永平軍押牙匡城の劉洽を以て宋州の刺史と爲し、仍ほ宋・泗二州を以て永平軍に隸す。

京兆の尹黎幹・奏す、『秋霖、稼を損す』と。韓滉、『幹、實ならず』と奏す。上、御史に命じて按視せしむ。丁未、還り、『損する所凡そ三萬餘頃』と奏す。(二一)渭南の令劉澡、(二二)度支に阿附し、『縣境の苗獨り損せず』と稱す。御史趙計が奏すること澡と同じ。上曰はく、『霖雨(二三)薄博なり。豈に渭南獨り無きを得んや』と。更に御史朱敖に命じて之を視しむ。三千餘頃を損す。上、歎息すること之を久しくして曰はく、『縣令は人を字ふの官なり。損せずとも、猶ほ應に損せりと言ふべし。丙辰、蔣鎭還りて奏して言ふ、『瑞鹽、實に韓滉の言ふ所の如し』と。仍ほ上表して賀し、『請ふ、史臣に宣付し、錫ふに嘉名を以てせん』といふ。上、之に從ひ、(二四)號を寶應靈慶池と賜ふ。時人、之を醜とす。

十二月丙戌、(二五)朱泚、涇州より、京師に還る。

丁亥、崔寧・奏す、『吐蕃の十餘萬の衆を破り、斬首八千餘級』と。

庚子、朱泚を以て隴右節度使を兼ね、河西澤潞行營に知たらしむ。

平盧節度使李正己、先に淄・青・齊・海・登・萊・沂・密・德・棣・十州の地有り。李靈曜の亂に及び、諸道、兵を合はせて之を攻め、得る所の地、各〻己が有と爲す。正己、又、曹・濮・徐・兗・鄆・五州を得、因つて青州より、徙りて鄆州に治し、其子前の淄州の刺史納をして青州を守らしむ。正己、刑を用ふること嚴峻にして、所在敢て偶語せず。然れども法令齊一に、賦均しくして輕し。兵十萬を擁し、東方に雄據す。鄰藩皆之を畏る。是時、田承嗣、魏・博・相・衞・洺・貝・

【一六】望漢城。吐蕃、城を西山に築き、以て蜀を望む。因つて望漢城と名づく。

【一七】河中府の管下なる安邑・解縣に皆鹽池有り。

【一八】義興。漢の陽羨縣の地、晉、義興郡及び縣を置く。隋、郡を廢し縣を存し、常州に屬す。今の江蘇省蘇常道宜興縣。

【一九】長武。邠州宜祿縣に長武城有り。時に郭子儀、李懷光を遣はし、長武城を築かしむ。原首に據り、涇水に臨み、通道を俯瞰す。吐蕃、是より敢て輕々しく犯さず。

【二〇】永平軍は滑州に治す。

【二一】渭南縣は、唐の初め華州に屬す、時に雍州に屬す。

【二二】韓滉に阿附するを謂ふ。

【二三】薄博。あまねくひろし。

【二四】南浦。後魏、朐腮縣を分ちて漁泉縣を置く。隋改めて南浦と曰ふ。唐、萬州を帶ぶ。今の四川省東川道萬縣。

【二五】號を賜ふ者は安邑の池なり。

【二六】朱泚、幽州より入朝し、遂に京師に留まる。因つて遣りて防秋せしめて還る。

(二七)澶・七州に據り、李寶臣、恆・易・趙・定・深・冀・滄・七州に據り、各、衆五萬を擁し、梁崇義、襄・鄧・均・房・復・郢・六州に據り、衆二萬有り、相與に根據蟠結し、朝廷に奉事すと雖も、而も其法令を用ひず、官爵刑殺、皆自ら之を專らにす。上、寬仁にして、一に其の爲す所に聽す。朝廷或は一城を完め、一兵を增せば、輒ち怨言有り、以て猜貳と爲す。常に之が爲めに役を罷む。而して自ら境內に於て、壘を築き兵を繕むること、虛日無し。是を以て、中國に在りて名は藩臣なりと雖も、而も實は蠻貊・異域の如し。

十三年、春正月辛酉、勅して、白渠の支流の(一)碾磑を毀ちて以て田に溉がしむ。昇平公主、二磑有り。入りて上に見え、之を存せんと請ふ。上曰はく、『吾、以て蒼生を利せんと欲す。汝、吾が意を識らば、當に衆の先と爲るべし』と。公主、卽日、之を毀つ。

戊辰、回紇、太原に寇す。河東の(三)押牙(三)泗水の李自良曰はく、『回紇は精銳にして、遠く來りて鬪を求む。與に鋒を爭ひ難し。如かじ、二壘を歸路に築き、兵を以て之に戍せんには。虜至らば、壁を堅くして與に戰ふ勿く、彼の師老いて自ら歸らば、乃ち軍を出して之に乘じ、二壘、其前に抗し、大軍、其後に蹙らば、捷たざる無からん』と。留後鮑防、從はず、大將焦伯瑜等を遣はして逆へ戰はしむ。癸酉、虜に(四)陽曲に遇ふ。大に敗れて還る。死する者萬餘人。回紇、兵を縱ちて大に掠む。二月、代州都督張光晟、擊ちて之を(五)羊武谷に破る。乃ち引き去る。上、亦、回紇の入寇の故を問はず。之を待つこと初めの如し。

己亥、吐蕃、其將馬重英を遣はし、衆四萬を帥ゐて靈州に寇し、(六)塡漢・御史・尙書の三渠の水口を奪ひ、以て屯田を斃る。

三月甲戌、回紇の使、還りて河中を過ぐ。(七)朔方の軍士、其輜重を掠め、因つて大に坊市を掠む。

夏四月甲辰、吐蕃、靈州に寇す。朔方留後常謙光、擊ちて之を破る。

六月戊戌、隴右節度使朱泚、猫と鼠と同じく乳して相害せざる者を獻じ、以て瑞と爲す。常袞、百官を帥ゐて賀を稱す。中書舍人崔祐甫、獨り・賀せずして曰はく、『物、常に反するを妖と爲す。猫、鼠を捕ふるは、乃ち其職なり。今、同じく乳するは妖なり。何ぞ乃ち賀するを爲さん。宜しく法吏の・奸を察せず・邊吏の・寇を禦がざる者を戒め、以て天意を承くべし』と。上、之を嘉す。祐甫は(八)汴の子なり。秋七月、祐甫を以て吏部の選事に知たらしむ。祐甫數公事を以て常袞と爭ふ。是に由りて之を惡む。

【一】碾磑。水車をいふ。
【二】押牙。唐の節度使、都押牙を置く。牙前の重職なり。
【三】泗水縣は兗州に屬す、漢の卞縣なり。隋の時、西界を分ちて汶陽縣と爲し、卞縣の古城に於て泗水縣を置く。
【四】陽曲。漢の舊縣。後漢の末、太原の北四十五里に移す。後魏、南のかた陽曲の故城に移す。
【五】代州崞縣に陽武寨有り。
【六】三渠。塡漢渠・御史渠・尙書渠を謂ふ。
【七】朔方の軍士の留まりて河中に屯する者。
【八】崔沔は開元の名臣。

戊午、郭子儀・奏して以はく、『回紇猶ほ塞上に在り。邊人・恐懼す。請ふ邠州の刺史渾瑊を遣はし、兵を將ゐて(九)振武軍に鎭せしめん』と。之に從ふ。回紇始めて去る。

辛未、吐蕃の將馬重英の二萬の衆、鹽・慶・二州に寇す。郭子儀、朔方都虞候李懷光を遣はし、擊ちて之を却く。

八月乙亥、成德節度使(一〇)李寶臣、姓を張に復せんと請ふ。之を許す。

吐蕃の二萬の衆、(一一)銀・麟州に寇し、党項の雜畜を略す。郭子儀、李懷光を遣はし、擊ちて之を破る。

上、(一二)貞懿皇后を悼念して・已まず、內殿に殯し、累年、葬るに忍びず。丁酉、始めて(一三)莊陵に葬る。

九月庚午、吐蕃の萬騎、(一四)青石嶺を下り、涇州に逼る。郭子儀・朱泚に詔し、段秀實と共に之を却けしむ。

冬十二月丙戌、吏部尚書轉運鹽鐵等使劉晏を以て左僕射と爲す。(一五)三銓及び使職を知ること故の如し。

郭子儀・入朝し、判官京兆の杜黃裳に命じ、留務を主らしむ。李懷光、

【九】振武軍は單于都護府城內に在り。秦漢の雲中郡城なり。陰山の陽、黃河の北に在り。

【一〇】李寶臣が姓を賜はること、二百二十二卷寶應元年に見ゆ。

【一一】銀州は今の陝西省榆林道米脂縣の西北八十里。麟州は同省同道神木縣の北四十里。

【一二】貞懿皇后。獨孤の妃なり。十年、薨ず。

【一三】莊陵。京兆の三原縣の西北五里に在り。

【一四】青石嶺。涇州保定縣の西に在り。

【一五】三銓。凡そ選に文武有り、文選は吏部、之を主り、武選は兵部、之を主り、皆三銓と爲し、尚書・侍郎分ちて之を主る。尚書は其一を掌り、侍郎は其二を分つ。

陰に・子儀に代らんと謀り、矯めて詔書を爲り、大將溫儒雅等を誅せんと欲す。黃裳、其詐を察し、以て懷光を詰る。懷光、汗を流し罪に服す。是に於て、諸將の制し難き者、黃裳、子儀の命を矯め、皆之を外に出す。軍府乃ち安し。

給事中杜亞を以て江西觀察使と爲す。上、(一六)江西判官李泌を召して入り見えしめ、語るに元載の事を以てし、曰はく、『卿と別れて八年、乃ち能く此賊を誅せり。太子が其陰謀を發せしに賴る。然らずんば、幾ど卿を見ざらんとせり』と。對へて曰はく、『臣、昔日、固より嘗て之を言へり。陛下、輕ば則ち之を去れ。含容太だ過ぐ、故に此に至れり』と。上曰はく、『事亦應に十全なるべし。輕しく發す可からず』と。上因つて言ふ、『朕、面のあたり卿を路嗣恭に屬せり。而るに嗣恭、載の意を取り、卿を奏して虞州の別駕と爲す。嗣恭初め嶺南を平げ、琉璃盤の徑尺なるを獻ず。朕、以て至寶と爲せり。載の家を破るに及び、嗣恭が載に遺る所の琉璃盤の徑尺なるを得たり。其至るを俟ち、當に卿と與に之を議すべし』と。泌曰はく、『嗣恭、人と爲り、小心にして善く人に事へ、權勢を畏れ、吏事に精勤し、而も大體を知らず。昔、縣令と爲り、(一七)能名有り。陛下未だ之を知るに暇あらず、而して載の用ふる所と爲る。故に之が爲めに力を盡す、陛下、誠に知りて之を用ひば、彼亦陛下の爲めに力を盡さん。虞州

【一六】李泌出でて江西に佐たること前卷五年に見ゆ。

【一七】能名有り。路嗣恭、始め劍谷と名づく。蕭嵩の令と爲る。連りに神烏姑臧二縣に徙る。考績、天下の最たり。玄宗以爲へらく、漢の魯恭を嗣ぐ可しと、因つて名を賜ふ。

の別駕は、臣自ら之を欲せり。其罪に非ざるなり。且つ嗣業、(一八)新に大功を立つ。陛下豈に一の琉璃盤を以て之を罪するを得んや』と。上の意乃ち解く。嗣業を以て兵部尚書と爲す。

郭子儀、朔方節度副使張曇が性剛率なるを以て、其の武人なるを以て己を輕んずと謂ひ、之を銜む。(一九)孔目官吳曜、子儀の任ずる所と爲り、因りて之を構ふ。子儀怒り、『曇、軍衆を扇動す』と誣奏し、之を誅す。掌書記高郢、之を力爭す。子儀、聽かず、奏して郢を(二〇)猗氏の丞に貶す。既にして僚佐多く病を以て去らんことを求む。(二一)子儀、之を悔い、悉く之を朝に薦め、曰はく、『吳曜、我を誤る』と。遂に之を逐ふ。

常袞、上に言つて曰はく、『陛下、久しく・李泌を用ひんと欲す。昔、漢の宣帝、人を用ひて公卿と爲さんと欲すれば、必ず先づ試に人を理めしむ。請ふ且く以て刺史と爲し、周く人間の利病を知らしめ、(二二)政を報ずるを俟ちて之を用ひよ』と。

十四年、春正月壬戌、李泌を以て澧州の刺史と爲す。

二月癸未、魏博節度使田承嗣薨ず。子十一人有り。其姪中軍兵馬使悅を以て才と爲し、軍事に知たらしめ、而して諸子、之に佐たり。甲申、悅を以て魏博留後と爲す。

淮西節度使李忠臣、貪殘にして色を好む。將吏の妻女の美なる者は、多く逼りて之に淫す。悉く軍政を以て妹壻節度副使張惠光に委ぬ。惠光、勢を挾みて暴横なり。軍州、之に苦しむ。忠臣復た惠光の子を以て牙將と爲す。暴横なること其父よりも甚だし。左廂都虞候李希烈は、忠臣の族子なり。衆の服する所と爲る。希烈、衆心の怨み怒るに因り、三月丁未、大將丁暠等と與に、惠光父子を殺し、而して忠臣を逐ふ。忠臣、單騎にて京師に奔る。上、(一)其の功有るを以て、檢校司空・同平章事を以て京師に留まらしむ。希烈を以て蔡州の刺史・淮西留後と爲す。永平節度使李勉を以て、汴州の刺史を兼ね、汴・潁・二州を領し、(二)徙りて汴州に鎭せしむ。

辛酉、容管經略使王翃を以て河中の少尹・知府事・河東副元帥留後と爲す。部將凌正、暴横なり。翃、之を抑ふ。正、其徒と與に、夜に乘じて亂を作さんとす。翃、之を知り、故らに漏水を縮むること數刻、以て其期を差ふ。賊驚きて潰え走る。正を擒にして之を誅す。軍府乃ち安し。

成德節度使張寶臣、既に・(三)姓を復するを請ひ、又、自ら安んせず、更に・姓を賜はらんことを請ふ。夏四月癸未、復た姓を李と賜ふ。

【八】卽ち嶺南を平ぐるの功を謂ふ。

【九】諸鎭州に、皆、孔目官有り、以て衆事を綜理す、吏職なり。一孔一日皆綜理する所なるを言ふ也。

【一〇】猗氏縣は河中府に屬す。

【一一】郭子儀、過ちて能く改む。

【一二】太公、齊を治め、五月にして政を報じ、伯禽、魯を治め、三年にして政を報ず。今、此語を用ふるなり。

【一】吐蕃、京師に寇するや、忠臣、諸鎭に先だちて赴き援く。又、李靈曜を平ぐるの功有り。

【二】永平軍は、本、滑州に治す。

【三】去年、寶臣、姓を張に復せんことを請ふ。

五月癸卯、上始めて疾有り。辛酉、制して、皇太子をして國を監せしむ。是夕、上、(四)紫宸の內殿に崩ず。遺詔して、郭子儀を以て家宰を攝せしむ。癸亥、德宗、位に卽く。諒陰の中に在り、動、禮法に遵ふ。嘗て(五)韓王迥を召して食し、(六)馬齒の羹を食し、(七)鹽酪を設けず。常衮、性剛急、政を爲すこと苛細にして、衆心に合はず。時に羣臣、朝夕(八)臨す。衮、哭して委頓す。從吏或は之を扶く。中書舍人崔祐甫、指して以て衆に示して曰はく、『臣、君の前に哭するに、扶禮有るか』と。衮聞きて益〻之を恨む。會〻羣臣の喪服を議す。衮以爲はく、『禮に、臣は君の爲めに斬衰すること三年。(九)漢文の權制すら、猶ほ三十六日とす。高宗以來、皆、漢の制に遵へり。玄宗・肅宗の喪に及び、始めて服すること二十七日とす。今、遺詔して云はく、「天下の吏人、三日にして服を釋け」と。古者卿大夫は、君に從つて服す。皇帝、二十七日にして除く。在朝の羣臣も、亦當に之の如くすべし』と。祐甫以爲はく、『遺詔には、朝臣・庶人の別無し。朝野內外、天下に非ざるは莫し。凡そ百執事、孰か吏人に非ざらん。皆應に服を釋くべし』と。相與に力爭し、聲色陵厲なり。衮、堪ふる能はずと。乃ち奏す、『祐甫、情に牽つて禮を變ず、請ふ潮州の刺史に貶せん』と。上以爲へらく太だ重しと。閏月壬申、祐甫を貶して河南の少尹と爲す。初め肅宗の世、天下の務殷にして、宰相常に數人有り、更るがはる直して事を決す。或は休沐して各〻私第に歸れば、直事者に詔して、代りて其名を署して之を奏せしむ。是より、踵ぎて故事と爲す。時に郭子儀・朱泚、軍功を以て宰相と爲ると雖も、皆、朝政に預らず。衮、獨り政事堂に居り、二人に代りて名を署し、祐甫を奏す。祐甫旣に貶せられ、二人、表して・其の罪に非ざるを言ふ。上問ふ、『卿向に「貶す可し」と言ひ、今「罪に非ず」と云ふは、何ぞや』と。二人、『初めより知らず』と對ふ。上初めて位に卽き、衮を以て欺罔すと爲し、大に駭く。甲辰、百官・表を經し、(一〇)月華門に序立す。制有り、衮を貶して(一一)潮州の刺史と爲し、祐甫を以て門下侍郎・同平章事と爲す。聞く者震悚す。祐甫、(一二)昭應に至りて還る。旣にして羣臣の喪服、竟に衮の議を用ふ。上時に諒陰に居り、庶政皆祐甫に委ね、言ふ所允さざるは無し。初め至德以後、天下、兵を用ひ、諸將競うて功賞を論ず。故に官爵、濫なる無き能はず。永泰以來に及び、天下稍平かなり。而して元載・王縉、政を秉り、四方、賄を以て官を求むる者、門に相屬く。大なる者は、載・縉に出で、小なる者は卓英倩等に出で、皆、欲する所の如くにして去る。常衮が相と爲るに及び、其弊を革め・僥幸を杜絕せんことを思ふ。四方奏請すれども、一切、與へず。而して甄別する所無く、賢愚同じく滯る。崔祐甫、之に代り、時望を收めんと欲し、推薦引拔すること、常に虛日無し。相と作りて未だ二百日ならざるに、官

【四】紫宸殿は東內宣政殿の北、蓬萊殿の南に在り。上崩ずるとき年五十二。
【五】迥。德宗の弟なり。
【六】馬齒。莧なり。
【七】酪は乳酪なり。
【八】臨。哭するなり。
【九】事、十五卷前漢の文帝喪の七年に見ゆ。

【一〇】宣政殿の前に兩廡あり、兩廡に各〻門有り、其東なる者は日華と曰ふ、日華の東は門下省なり。西廊に門有り、月華と曰ふ、月華の西は中書省なり。
【一一】潮州は京師を去ること五千餘里。
【一二】昭應縣は、本、新豐縣。昭應宮の北に治す。

を除すること八百人。前後相矯め、終に其適を得ず。上嘗て祐甫に謂つて曰はく、『人或は卿を謗る、用ふる所多く親故に渉ると。何ぞや』と。對へて曰はく、『臣、陛下の爲めに百官を選擇し、敢て詳愼せずんばあらず。苟くも平生未だ之を識らずんば、何を以て其才行を諳じて之を用ひん』と。上、以て然りと爲す。

臣光曰はく、臣聞く、人を用ふるには、親疎新故の殊なる無く、惟だ賢不肖を之れ察するを爲すと。其人未だ必ずしも賢ならざるに、親故を以てして之を取るは、固より公に非ざるなり。苟に賢なるに、親故を以てして之を捨つるも、亦、公に非ざるなり。夫れ天下の賢は、固より一人の能く盡す所に非ざるなり。若し必ず、素識り其才行を熟するを待ちて而して之を用ふれば、遺す所亦多し。古の相たる者は則ち然らず。之を擧ぐるに衆を以てし、之を取るに公を以てす、衆「賢なり」と曰はば、己、其詳を知らずと雖も、姑く之を用ひ、其の功無きを待ちて、然る後之を退け、功有れば則ち之を進む。擧ぐる所其人を得れば則ち之を賞し、其人に非ざれば則ち之を罰す。進退賞罰、皆、衆人の共に然りとする所なり。己、豪髪の私を其間に置かず。苟に是心を推して以て之を行はば、又何ぞ賢を選れ官を曠しくするの病むに足らんや。

詔して、四方の貢獻の急ならざる者を罷省す。又、〔三〕梨園使及び樂工三百餘人を罷む。留むる所の者は、悉く太常に隸す。

郭子儀、司徒・中書令を以て河中の尹・靈州大都督・單于鎭北大都護・關內河東副元帥・朔方節度・關內支度〔四〕鹽池六城水運大使・押蕃部及び營田及び河陽道觀察等使を領し、權任既に重く、功名復た大なり。性寬大にして、政令、煩る・肅ならず。代宗、其權を分たんと欲すれども、之を難り、久しく・決せず。甲申、詔して、子儀を尊びて〔五〕尙父と爲し、太尉兼中書令を加へ、實封を增して滿二千戶とし、月ごとに千五百人の糧・二百馬の食を給す。子弟・諸壻、官を遷る者十餘人。領する所の副元帥・諸使、悉く之を罷む。其裨將河東朔方都虞候李懷光を以て河中の尹・邠寧慶晉絳慈隰節度使と爲し、朔方留後兼靈州長史常謙光を以て靈州大都督・西受降城定遠天德鹽夏豐等軍州節度使と爲し、振武軍使渾瑊を單于大都護・東中二受降城振武鎭北綏銀麟勝等軍州節度使と爲し、其任を分ち領せしむ。

丙戌、詔して曰はく、『澤州の刺史李鷟、慶雲圖を上る。朕、時和し年豐なるを以て嘉祥と爲し、賢を進め忠を顯はすを以て良瑞と爲す。〔六〕卿雲・靈芝・珍禽・奇獸・怪艸・異木の如きは、何ぞ人に益あらんや。天下に布告し、今より此れ有りとも、上獻するを得る無からしめよ』と。內莊宅使・上言す、『諸州に官租有り、萬四千餘斛』と。上、分ちて所在に給し・軍儲に充てしむ。是より先、諸國屢、馴象

【二】梨園の事、二百十一卷玄宗開元二年に始まる。梨園は、光化門の北に在り。光化門は、禁苑南面西頭の第一門なり。

【四】河中靈夏に、皆、鹽池有り。朔方塞下に六城有り。

【五】尙父。太公望、周の師尙父たり。尙ぶ可く父とす可く天子の師なるを謂ふ。

【六】卿雲。慶雲なり。

を獻ず、凡そ四十有二。上曰はく、『象、豢養を費し、而して物の性に違ふ。將た安にか之を用ひん』と。命じて(一七)荊山の陽に縱つ。又、宮女數百人を出す。是に於て中外皆悅ぶ。淄青の軍士、(一九)兵を投じて相顧みて『明主出づ。吾が屬猶ほ反せんや』と曰ふに至る。

戊子、淮西留後李希烈を以て節度使と爲す。

辛卯、河陽鎭遏使馬燧を以て河東節度使と爲す。河東、(二〇)百井の敗を承け、騎士單弱なり。燧悉く牧馬・厮役を召し、數千人を得、之を敎ふること數月、皆、精騎と爲る。甲を造るに、必ず長短三等と爲し、其の衣る所に稱ひ、以て進趨に便にす。又、戰車を造り、行けば則ち兵甲を載せ、止まれば則ち營陳を爲し、或は險を塞ぎ、以て奔衝を遏む。器械、精利ならざるもの無し。居ること一年、選兵三萬を得。忝州の人張建封を辟して判官と爲し、李自良を代州の刺史に署し、之に委任す。

兵部侍郎黎幹、狡險諛佞にして、宦官特進劉忠翼と相親善なり。忠翼は、本名淸譚、寵を恃みて貪縱なり。二人、皆、衆の惡む所と爲る。時の人或は言ふ、『幹・忠翼、嘗て代宗に勸め、獨孤貴妃を立て皇后と爲し、妃の子韓王迥を太子と爲さんとせり』と。上、位に卽くや、幹、密に輦に乘りて忠翼に詣りて事を謀る。事覺はる。丙申、幹・忠翼、竝に名を除きて長流せらる。藍田に至りて死を賜はる。

戶部侍郎判度支韓滉を以て太常卿と爲し、吏部尙書劉晏を以て度支を判せしむ。是より先、晏・滉、分ちて天下の財賦を掌る。晏は江南・山南・江淮・嶺南を掌り、滉は關內・河東・劒南を掌る。是に至りて晏始めて之を兼ぬ。上、素より滉の掊克すること過甚なるを聞く、故に其の利權を罷む。尋ぎて出して(二一)晉州の刺史と爲す。至德の初め、(二二)第五琦始めて鹽を榷し、以て軍用を佐く。劉晏が之に代るに及び、法益〻精密なり。初め歲ごとに錢を入るること六十萬緡、末年、入る所、十倍を逾ゆ。而れども人、厭苦せず。大曆の末、一歲の入る所を計るに、總べて一千二百萬緡にして、而して鹽利、其太半に居る。鹽を以て漕傭を爲し、江淮より(二三)渭橋に至る。率ね萬斛ごとに傭七千緡。淮より以北に、巡院を列置し、能吏を擇びて之を主らしめ、州縣を煩はさずして事を集す。

六月己亥朔、天下に赦す。

西川節度使崔寧・永平節度使李勉、竝に同平章事たり。

詔して、天下の冤滯、州府、爲めに理めざれば、(二四)三司使に詣るを聽す。中丞・舍人・給事中・各、一人を以て、日〻に朝堂に於て、詞を受け推決せしむ。尙ほ未だ盡きざる者は、(二五)登聞鼓を撾つを聽

【一七】荊山。此れ禹貢のいはゆる汧及び岐を導き、荊山に至るといふ者なり。唐には京兆富平縣(今の陝西省關中道)の界に屬す。

【一八】貙。貍に似て蒼黑、前足無く、善く鼠を捕ふといふ。

【一九】兵。武器をいふ。

【二〇】去年の鹵防の敗を謂ふ。一に栢井に作る、井州の城北四十里に在り。

【二一】晉州。臨汾縣に治す。古の平陽なり。京師の東北七百二十五里。

【二二】事、二百一十九卷至德元載に見ゆ。

【二三】此れ東渭橋なり。

【二四】三司使。卽ち御史中丞・中書省舍人・門下省給事中なり。三人は各〻一司官を以て朝堂に來りて詞を受く、故に之を三司と謂ふ。五代の時の理財の三司使に非ざるなり。

【二五】登聞鼓。唐の時、登聞鼓、西朝堂の前に在り。

す。今より、復た寺觀を置かんと奏し及び僧尼を度せんと請ふを得る無からしむ。是に於て、登聞鼓を撾つ者甚だ衆し。右金吾將軍裴謖、上疏して以爲はく、『訟者の爭ふ所は、皆細故なり。若し天子、一一、之を親らせば、則ち安んぞ吏理を用ひんや』と。上乃ち悉く之を有司に歸す。

制す、『應ゆる山陵の制度、務めて優厚に從ひ、當に裕藏を竭して以て其費を供すべし』と。刑部員外郎令狐垣、上疏して諫む。其略に曰はく、『臣伏して遺詔を讀むに、務めて儉約に從へり。若し制度優厚なるは、豈に顧命の意ならんや』と。上、答詔す。略に曰はく、『唯だ朕の病に中るのみに非ず、抑〻亦朕の美を成す。敢て義を聞きて徙らざらんや』と。垣は〔二六〕德棻の玄孫なり。

庚子、皇子誦を立てて〔二七〕宣王と爲し、謨を舒王と爲し、諒を虔王と爲し、詳を肅王と爲す。乙巳、皇弟迺を立てて益王と爲し、倓を蜀王と爲す。丙午、先天の故事を擧げ、六品以上の淸望官は、供奉侍衞の官に非ずと雖も、日〻に二人をして更るがはる直して待制せしめ、以て顧問に備ふ。

庚戌、朱泚を以て鳳翔の尹と爲す。

代宗、宦官を優寵し、使を四方に奉ずる者、其求取するを禁ぜず。嘗て中使を遣はし、妃の族に賜ふ。還りて、得る所を問ふに頗る少し。代宗、悅ばず、以爲へらく、我が命を輕んずと。妃慚れ、

【二六】令孤德棻は太宗に事ふ。
【二七】皆、州の名なり以て王國の名と爲す。

遽に私物を以て之を償ふ。是に由りて、中使、公に賂遺を求め、忌憚する所無し。宰相嘗て錢を閣中に貯ふ。一物を賜ひ一旨を宣する每に、徒らに還る者無し。出で使して歷る所の州縣に、移文して貨を取ること、賦稅と同じく、皆重載して歸る。上素より其弊を知る。中使邵光超を遣はし、李希烈に旌節を賜ふ。希烈、之に僕馬及び維七百匹・〔二八〕黃茗二百斤を贈る。上、之を聞きて怒り、光超を杖つこと六十にして之を流す。是に於て、中使の未だ歸らざる者、皆、潛に・得る所を山谷に棄て、之に與ふと雖も、敢て受くるもの莫し。

甲子、神策都知兵馬使右領軍大將軍王賀鶴を以て〔二九〕東都園苑使と爲し、司農卿白琇珪を以て之に代らしめ、名を志貞と更む。賀鶴、禁兵を典ること十餘年、權、中外に行はる。上、其の變を生ぜんことを恐る。崔祐甫、賀鶴を召して與に語り、留連すること之を久しくす。琇珪已に事を視る。

李正己、上の威名を畏れ、表して錢三十萬緡を獻ず。上、之を受けんと欲すれども、欺かれんことを恐れ、之を却くるには則ち辭無し。崔祐甫請ふ、『使を遣はして淄青の將士を慰勞し、因つて正己が獻ずる所の錢を以て之に賜ひ、將士をして人人上の恩を戴かしめん。又、諸道、之を聞かば、朝廷の・貨財を重んせざるを知らん』と。上悅びて之に從ふ。正己、大に慙ぢ服す。天下以爲へらく、太平の治、庶幾はくは望む可からん』と。

【二八】著。茶の晩く取りたる者なり。
【二九】東都園苑使は唐の初めの苑總監の職なり。

秋七月戊辰朔、日、之を食する有り。

禮儀使吏部尚書顏眞卿・上言す、『上元中、政、(三〇)宮壺に在り、始めて祖宗の謚を增せり。玄宗の末、姦臣、命を竊み、累聖の謚、加へて十一字に至る者有り。按ずるに、周の文武、文を稱すれば武を稱せず、武を言へば文を稱せず。豈に盛德の優ならざる所ならんや。蓋し羣臣、其至れる者を稱するが故なり。故に謚多きも褒と爲さず、少きも貶と爲さず。今、累聖の謚號太だ廣く、古制に踰ゆる有り。請ふ中宗より以上、皆、(三一)初謚に從ひ、睿宗は聖眞皇帝と曰ひ、玄宗は孝明皇帝と曰ひ、肅宗は宣皇帝と曰ひ、以て文を省き質を尚び、名を正しくし本を敦くせん』と。上、百官に命じて集議せしむ。儒學の士、皆、眞卿の議に從ふ。獨り兵部侍郎袁傪、官、兵を以て進む。奏して言ふ、『陵廟の玉冊木主、皆已に刊勒せり。輕しく改む可からず』と。事遂に寢む。陵中の玉冊の刻する所は乃ち初謚なるを知らざるなり。

初め代宗の世、事多く留滯す。四夷の使者、及び四方の奏計、或は連歲、遣らず。乃ち(三二)右銀臺門に於て、客省を置き以て之を處き、及び上書して事を言ひ、職を失ひて未だ敍せざるもの、亦其中に寘き、動もすれば十歲を經、常に數百人有り。幷に部曲畜產、動もすれば千を以て計る。度支廩給し、其費甚だ廣し。上、悉く命じて、拘者を疏理して之を出し、事竟る者は之を遣り、當に敍すべき者は之を任せしむ。歲に穀萬九千二百斛を省く。

壬申、元載・馬璘・劉忠翼の第を毀つ。初め天寶中、貴戚の第舍、奢麗を極むと雖も、而も垣屋の高下、猶ほ制度を存す。然れども李靖の家廟、已に楊氏の馬廐と爲る。安史の亂後に及び、法度墮弛し、大臣將帥、競うて第舍を治め、各、其力を窮めて而る後止む。時の人、之を木妖と謂ふ。上素より之を疾む。故に其尤なる者を毀ち、仍ほ馬氏に命じて、其園を獻せしめ、(三三)宮司に隸す。之を(三四)奉成園と謂ふ。

癸酉、常貢の宮中の服用錦千匹・服玩數千事を減ず。

庚辰、詔して、回紇諸胡の・京師に在る者、各、其服を服し、華人に效ふを得る無からしむ。是より先、回紇の・京師に留まる者、常に千人、商胡の僞服して雜居する者、又、之に倍す。縣官日ゝに(三五)饔餼を給す。貲產を殖し、第舍を開き、市肆の美利、皆、之に歸し、日ゝに貪橫を縱にす。吏、敢て問はず。或は(三六)榷酒して利を收むるを罷む。

辛卯、天下の(三七)榷酒して利を收むるを罷む。故に之を禁ず。

【三〇】宮壺は宮中の道なり。咸亨五年八月十五日、上元と改元す。是日、高祖・太宗を追尊す。政、宮壺に在りとは、武后が政を專らにするを謂ふなり。

【三一】初謚。高祖太武皇帝、太宗文皇帝、高宗天皇大帝、中宗孝和皇帝。

【三二】右銀臺門は東內宮城の西面に在り。

【三三】宮司。宮禁の園籞を掌る者なり。

【三四】奉成園。安邑坊に在り。丹鳳門より南出の東街の第六坊を安邑坊と爲す。

【三五】饔餼。熟を饔と曰ひ、生を餼と曰ふ。

【三六】華服。中華の服。

【三七】榷酒。唐の初め、酒禁無し。乾元元年、京師、酒貴し。肅宗、廣食方に細くるを以て、乃ち京師の酤酒を禁じ、期するに麥熟するを以てす。二年、饑う、復た酤を禁ず。廣德二年、天下の酤を定め、戶ごとに月を以て稅を收む。

上が東宮に在るや、國子博士河中の張涉、侍讀たり。位に卽くの夕、涉を召して禁中に入らしめ、事、大小と無く、皆、之に咨る。明日、(三八)翰林に置きて學士と爲す。親重すること比無し。乙未、涉を以て右散騎常侍と爲す。仍ほ學士たり。

【三八】翰林院は銀臺門內に在り。藝能技術を以て召見する者の處る所なり。

卷の第二百二十六

唐紀四十二

代宗睿文孝武皇帝の下

(一)大曆十四年、八月甲辰、(二)道州の司馬楊炎を以て門下侍郎と爲し、懷州の刺史喬琳を御史大夫と爲し、竝に同平章事とす。(三)上方に精を勵まして治を求め、不次に人を用ひ、相を崔祐甫に卜す。祐甫、炎の器業を薦む。上も亦素より其名を聞く。故に遷謫の中より之を用ふ。琳は太原の人、性・粗率にして、詼諧を喜び、它の長無し。張涉と善し。涉、其才の大用す可きを稱す。上、涉の言を信じて之を用ふ。聞く者、駭愕せざるは無し。

代宗の世、吐蕃數〻使を遣はして和を求む。而れども寇盜すること息まず。代宗、悉く其使者を留むること、前後八輩、老死に至るまで歸るを得ざる者有り、其人を俘獲し、皆(四)江嶺に配す。上、德を以て之を懷けんと欲す。乙巳、隨州の司馬韋

【一】大曆十四年。西紀七七九年。

【二】大曆十二年、楊炎、元載に黨するを以て貶せらる。

【三】上。德宗なり。

【四】江は大江の南を謂ひ、嶺は五嶺の外を謂ふ。

倫を以て太常少卿と爲し、吐蕃に使せしめ、悉く其俘五百人を集め、各(五)襲衣を賜うて之を遣る。

(六)協律郎沈既濟、選擧の議を上りて以爲はく、『選用の法は、三科のみ。曰はく德なり、曰はく才なり、勞なり。今、選曹、皆、これに及ばず。考校の法、皆、(七)書判簿歷・言詞俯仰に在るのみ。夫れ安行徐言は、德に非ざるなり。麗藻芳翰は、才に非ざるなり。累資積考は、勞に非ざるなり。此を執りて以て天下の士を求むるは、固より未だ盡きず。今、人未だ土著せず。鄕閭に本づく可からず。鑒、獨り明かならず。吏部に專らにす可からず。臣謹みて古今を詳酌し、謂へらく、五品以上、及び羣司の長官は、宜しく宰臣をして進敍せしめ、吏部・兵部をして參議すを得しむべし。其六品以下、或は僚佐の屬は、州府の辟用を許し、其牧守將帥、或は選用すること公に非ざれば、則ち吏部・兵部、察して之を擧ぐるを得、其私冒を罪し、愼みて擧げざる者、小は譴黜を加へ、大は刑典を正し、成を責め任を授けば、誰か敢て勉めざらん。夫れ是の如くならば、則ち賢者は奬めずして自ら進み、不肖者は抑へずして自ら退かん。衆才竝び進まば、官、治まらざる無からん。今、選法、皆、才を吏部に擇び、能を州郡に試みる。若し才職、稱はず、案劾して任ふる無からんに、刺史を責めば、則ち曰はん、「官を命ずること吏曹に出づ、敢て廢せざるなり」と。侍郎を責めば、則ち曰はん、「書判資考を量りて之を授く。其往を保せざるなり」と。令史を責めば、則ち曰はん、「由歷出入を按じて之を行ふ。其它を知らざるなり」と。黎庶徒らに弊え、誰か其咎に任せん。若し牧守自ら用ひば、則ち罪將に焉に逃れんとする。必ず州郡の濫ならんには、獨り一刺史を換へ易からん。今、選法、皆、才を吏部に擇び、能を州郡に試みる。若し才職、稱はず、案劾して任ふる無からんに、刺史を責めば、則ち曰はん、「書判資考を量りて之を授く。其往を保せざるなり」と。令史を責めば、則ち曰はん、「由歷出入を按じて之を行ふ。其它を知らざるなり」と。黎庶徒らに弊え、誰か其咎に任せん。若し牧守自ら用ひば、則ち罪將に焉に逃れんとする。必ず州郡の濫ならんには、獨り一刺史を換へ易からん。侍郎を更ふと雖も、益無きなり。蓋し人物浩浩として、得て知る可からず。法、之をして然らしむ。主司の過に非ず。今、諸道節度・都團練・觀察・租庸等の使、判官・副將より以下、皆自ら擇ばしむ。縱ひ其間或は情故有りとも、大に其例を擧ぐれば、十猶ほ七全なり。則ち吏を辟するの法、已に今に試みる。但だ未だ州縣に及ばざるのみ。利害の理、較然として觀る可し。鄙に諸使の僚佐をして、盡く選曹に受けしめば、則ち安んぞ能く方隅の重きを鎭し、財賦の殷を理めんや』と。既濟は吳の人なり。

初め(八)衡州の刺史曹王皐、治行有り。(九)湖南觀察使辛京杲、之を疾み、陷るるに法を以てし、(一〇)潮州の刺史に貶す。時に楊炎、道州に在り、其直なるを知り、入りて相たるに及び、復た擢でて衡州の刺史と爲す。始め、皐が誣に遭うて(一一)治に在るや、太妃老いて將に驚きて戚まんとするを念ひ、出づれば則ち囚服して辯に就き、入れば則ち笏を擁し(一二)魚を垂る。卽きて潮に貶せらるるや、遷を以

【五】襲衣。衣一襲なり。衣一稱を一襲と爲す。

【六】協律郎。律呂を和し、四時の氣八風五音の節を辯ずるを掌る、太常寺に屬す。

【七】唐、人を擇ぶの法、四有り、曰く身、言、書、判。身は其體貌雄偉なるを取り、言は其言詞辨正なるを取り、書は其楷法辯美なるを取り、判は其文理優長なるを取る。簿歷は其の資考殿最を著はす所以。俯仰は諸を身言の間に觀る。

【八】衡州。衡陽縣に治す、湖南觀察に屬す。

【九】大曆五年、辛京杲、湖南觀察使たり。

【一〇】黜を貶ろを貶と爲す。

【一一】治に在るとは、獄吏、其事を治し、皐、囚服を以て列に在るを謂ふなり。

【一二】魚。金魚袋をいふ。

て入り賀す。是に及びて、然る後、跪き謝して實を告ぐ。皐は(三)明の玄孫なり。

朔方邠寧節度使李懷光、既に郭子儀に代る。邠府の宿將史抗・溫儒雅・龐仙鶴・張獻明・李光逸、功名素より懷光の右に出で、皆、怏怏として・服せず。懷光、兵を發して防秋し、長武城に屯す。軍期・進退、時に令に應ぜず。監軍翟文秀、懷光に勸め、奏して・宿衞せしむ。既に營を離るるや、人をして追捕せしめ、誣ふるに它の罪を以てし、且つ曰はく、(四)『黃黃の敗、職として爾に之れ由る』と。ことごとく之を殺す。

九月甲戌、淮西を改めて淮寧と曰ふ。

西川節度使同平章事崔寧、(五)蜀に在ること十餘年、地險に兵彊きを恃み、恣に淫侈を爲す。朝廷、之を患ふれども、易ふる能はず。是に至りて入朝す。司空・兼山陵使を加ふ。南詔王閣羅鳳・卒す。子鳳迦異、前に死す。孫異牟尋ぎて立つ。冬十月丁酉朔、吐蕃と南詔と、兵十萬を合はせ、三道より入寇し、一は茂州に出で、一は(六)扶文に出で、一は(七)黎雅に出で、曰はく、『吾、蜀を取りて以て東府と爲さんと欲す』と。崔寧、京師に在り、留むる所の諸將、禦ぐ能はず。虜連に州縣を陷る。刺史、城を棄てて走り、士民、山谷に竄匿す。上、之を憂へ、寧を趣して鎭に歸らしむ。寧已に辭にして、寧、之を據有し、朝廷、其外府を失ふこと十四年。寧、入朝すと雖も、全師尙ほ守り、其後貢賦入らず。蜀無きと同じ。且つ寧、本、諸將と等夷なり。亂に因りて位を得、威令行はれず。今之を遣はすと雖も、必ず恐らくは功無からん。若し其れ功有らば、則ち義、奪ふ可からず。是れ蜀の地敗れば固より之を失ひ、勝つとも亦得ざるなり。願はくは陛下熟察せよ』と。上曰はく、『然らば則ち奈何せん』と。對へて曰はく、『請ふ寧を留め、朱泚が領する所の范陽の兵數千人を發し、禁兵を雜へ、往きて之を擊たしめん。何ぞ克たざるを憂へん。因りて親兵を其腹中に內るるを得ば、蜀將必ず敢て動かざらん。然る後更に他の帥に授け、千里の沃壤をして復た國の有と爲らしめん。是れ小害に因りて大利を收むるなり』と。上曰はく、『善し』と。遂に寧を留む。初め馬璘、涇原都知兵馬使李晟の功名を忌み、入りて宿衞せしむ。右神策都將と爲す。上、禁兵四千人を發し、晟をして之を將ゐしめ、以て蜀を救ふ。東川、兵を出し、(九)江油より(一〇)白坭に趨き、山南の兵と合し、吐蕃・南詔を擊ちて之を破る。范陽の兵、追うて(一一)七盤に及び、又之を破り、遂に維・茂二州に克つ。李晟追うて(一二)大

【三】曹王明は太宗の子。
【四】黃黃の敗の事、二百二十四卷九年に見ゆ。
【五】永泰元年、崔旰、成都に入り、是に至るまで十四年。
【六】扶文。文州は漢の陰平の地、隋、曲水縣と爲す。義寧三年、武都の曲水・正西・長松を分ちて文州を置く。扶州は古の鄧至の地、後周天和中、扶州を置く。並に今の甘肅省渭川道文縣の地。
【七】黎雅。黎州の地、漢、越巂郡界に屬す。隋、漢源縣を置く。武后大足元年、黎州を置く。黎州は漢の陰平の地、隋、曲水縣と爲す。義寧三年、武都の曲水・正西・長松を分ちて文州を置く。扶州は古の鄧至の地、後周天和中、扶州を置く。並に今の甘肅省渭川道文縣の地。
【八】邠隴は邠寧隴右二縣の兵なり。
【九】江油。漢・魏、無人の地と爲す。晉始めて平武縣を置く。隋改めて江油縣と爲す。龍州を帶ぶ。
【一〇】白坭。利州の管下景谷縣の西北に白坭鎭城有り。
【一一】七盤縣は巴州に屬す。武后久視元年、置く。
【一二】大度河は雅州盧山縣に在り。

度河外に擊ち、又之を破る。吐蕃・南詔・飢寒し、崖谷に隕ち、死する者八九萬人。吐蕃悔い怒り、誘導使の來る者を殺す。異牟尋ぎて懼れ、(三三)苴咩城を築く。延袤十五里。徙りて之に居る。吐蕃、之を封じて日東王と爲す。

上、法を用ふること嚴に、百官震慄す。山陵近きを以て、人の屠宰を禁ず。郭子儀の(三四)隷人、潛に羊を殺し、載せて以て城に入る。右金吾將軍裴諝、之を奏す。或るひと諝に謂つて曰はく、『郭公、社稷の大功有り。君獨り之が地を爲さざるか』と。諝曰はく、『此れ乃ち吾、之が地を爲す所以なり。上新に位に卽き、以爲へらく、羣臣、之に附く者、過を發き、以て郭公の威權の畏るるに足らざるを明かにするなり。此の如くにして、上、天子を尊び、下、大臣を安んずるは、亦可ならずや』と。己酉、睿文孝武皇帝を(三五)元陵に葬る。廟を代宗と號す。將に發引せんとするとき、上、之を送り、輼輬車が馳道に當らずして稍(三六)丁未の間を指すを見る。其故を問ふ。有司對へて曰はく、『陛下、本命、午に在り。敢て衝かざるなり』と。上、哭して曰はく、『安んぞ靈駕を枉げて身の利を謀る有らんや』と。命じて轅を改め午に直りて行かしむ。肅宗・代宗、皆、陰陽鬼神を喜び、事、大小と無く、必ず之を卜祝に謀る。故に王璵・黎幹、皆、左道を以て、進むを得。上雅より之を信ぜず。山陵に但だ(三七)七月の期を取り、事集りて發し、復た日を擇ばず。

十一月丁丑、晉州の刺史韓滉を以て蘇州の刺史・浙江東西觀察使と爲す。喬琳、衰老して耳聾ふ。上或は時に訪問するに、應對、次を失ひ、謀議する所、復た疎闊なり。壬午、琳を以て工部尙書と爲し、政事を罷む。上、是に由りて(三八)張涉を疎んず。

楊炎既に崔寧を留め、二人是に由りて交ゝ惡し。炎、託するに北邊は須く大臣の鎭撫すべきを以てし、癸巳、京畿觀察使崔寧を以て都護・朔方節度使と爲し、坊州に鎭せしむ。荊南節度使張延賞を以て西川節度使と爲す。又、靈鹽節度都虞候醴泉の杜希全を以らしめ、代州の刺史張光晟を單于振武等城綏銀麟勝州留後に知たらしめ、延州の刺史李建徽を鄜坊丹州留後に知たらしむ。時に寧既に出でて鎭す。當に更に留後を置くべからず。炎、寧の權を奪ひ・且つ其の爲す所を窺はんと欲し、三人をして皆自ら事を奏するを得しめ、仍ほ之を諷し、寧の過失を伺はしむ。

十二月乙卯、宣王誦を立てて皇太子と爲す。舊制に、天下の金帛は、皆、左藏・(三九)太府に貯へ、四時、其數を上り、比部、其出入を覆す。第五

【三三】苴咩城。瀘州より、南のかた瀘水を渡り、六百五十里、羊苴咩城に至る。

【三四】隷人は僕隷の屬。

【三五】元陵。京兆の富平縣の西北二十五里檀山に在り。

【三六】丁未の間云云。車、丁未の間を指すときは、行きて道外に出づ。蓋し門を出で、斜に道西に就かんと欲す、道の中間に當りて行かざるのみ。

【三七】禮に、天子は七月にして葬る。

【三八】喬琳は、涉の處むる所なり。

【三九】太府は廣藏財貨の出納を掌る。比部は句會を掌る。唐の制、天下の財賦、皆左藏・太府に納め、四時、數を以て尙書に聞す。比部、其出入を覆校す。

琦が度支鹽鐵使と爲るに及びて、時に京師、豪將多く、求取、節無し。琦、制する能はず。乃ち奏して盡く(三〇)大盈內庫に貯へ、宦官をして之を掌らしむ。天子も亦取給を以て便と爲す。故に久しく出さず。是に由りて、天下の公賦を以て人君の私藏と爲し、有司、復た其多少を窺ひ其(三一)贏縮を校ふるを得ざること、殆ど二十年。宦官の其事を領する者三百餘員、皆、其中を蠶食し、蟠結根據し、牢として動かす可からず。楊炎、上の前に頓首して曰はく、『財賦は國の大本、生民の命にして、重輕安危、之に由らざるは靡し。是を以て、前世、皆、重臣をして其事を掌らしむるも、猶ほ或は耗亂して集らず。今獨り中人を使ひ、出入盈虛、大臣、皆、知るを得ず。政の蠹敝、此よりも甚だしきは莫し。請ふ之を出して以て有司に歸し、宮中の歲用幾何なるかを度り、數を量りて奉入し、敢て乏しき有らざらしめん。此の如くして然る後以て政を爲す可し』と。上、卽日、詔を下し、凡そ財賦は皆左藏に歸し、一に舊式を用ひ、歲ごとに數中に於て、精好なる者三五千匹を擇び、進めて大盈に入れしむ。炎、片言を以て人主の意を移す。議者、之を稱す。

丙寅晦、日、之を食する有り。

湖南の賊帥王國良、山に阻りて盜を爲す。上、(三二)都官員外郎關播を遣はして之を招撫せしむ。辭し行くとき、上問ふに政を爲すの要を以てす。對へて曰はく、『政を爲すの本は、必ず有道の賢人を求め、之と與に理を爲す』と。上曰はく、『朕比以に詔を下して賢を求め、又、使臣を遣はして廣く搜訪を加へしむ。庶幾はくは以て理を爲す可からんか』と。對へて曰はく、『詔を下して・求むる所、及び使者の薦むる所は、惟だ文詞干進の士を得るのみ、安んぞ有道の賢人の肯て牒に隨うて擧選するもの有らんや』と。上悅ぶ。

崔祐甫、疾有り、上、肩輿にて中書に入らしむ。或は休假して第に在れば、大事は中使をして咨決せしむ。

(一)德宗神武孝文皇帝一

(三)建中元年、春正月丁卯朔、改元す。羣臣、尊號を上りて聖神文武皇帝と曰ふ。天下に赦す。始めて楊炎の議を用ひ、黜陟使に命じ、觀察刺史と與に、百姓の丁產を約し、等級を定めしめ、改めて(三)兩稅法を作り、(四)比來の新舊の徵科の色目、一切之を罷め、二稅の外に、輒ち一錢を率する者は、枉法を以て論ず。唐の初めの賦斂の法は、租庸調と曰ふ。田有れば則ち租有り、身有れば則ち庸有り、戶有れば則ち調有り。玄宗の末、版籍浸く壞れ、多く其實に非ず。至德の兵起るに及び、所在の賦斂、(五)迫趣して辦を取り、復た常準無し。賦斂の司、

【一〇】大盈庫。玄宗の朝に始まる。

【一一】贏縮。餘りあると足らざると。

【一二】唐の都官郎は、俘隷の簿錄を掌り、衣糧醫藥を給し、而して其訴寃を理す。

【一】德宗。諱は适、代宗の長子なり。

【二】建中元年。西紀七八〇年。

【三】楊炎、兩稅法を作り、夏輸は六月を過ぐる無く、秋輸は十一月を過ぐる無く、大曆十四年の墾田の數を視て定と爲す。

【四】比來。近來なり。

【五】趣。促なり。

數を增し、而して相統攝する莫く、各〻意に隨つて科を增し、自ら色目を立て、新故相仍り、紀極を知らず。民の富める者丁多ければ、率ね官と爲り僧と爲り、以て課役を免る。而して貧しき者丁多ければ、伏匿する所無し。故に上戶は優にして下戶は勞す。吏、因緣して蠶食し、旬輸月送し、困弊に勝へず、率ね皆逃徙して浮戶と爲る。其の土著するものは、百に四五も無し。是に至りて、炎、建議して兩稅法を作り、先づ州縣の每歲應に費用すべき所及び上供の數を計り、而して人に賦し、出づるを量りて以て入るを制し、(六)戶は主客と無く、見居を以て簿を爲り、人は丁中と無く、貧富を以て差と爲し、行商を爲す者は、在所の州縣、三十の一を稅し、(七)居者と均しく僥利無からしむ。居人の稅は、秋夏兩たび之を徵す。其租庸調、雜徭は悉く省き、皆、度支に總統す。上、其言を用ひ、赦令に因りて之を行ふ。

初め左僕射劉晏、吏部尚書と爲り、楊炎、侍郎と爲り、相悅ばず。(八)元載が死するは、晏、力有り。上が位に卽くに及び、晏久しく利權を典り、衆頗る之を疾み、多く上言す、『轉運使は罷む可し』と。又、『晏嘗て密に表し、代宗に勸め、獨孤妃を立てて皇后と爲さんとす』と(九)風言する者有り。楊炎、宰相と爲り、元載の爲めに仇を報いんと欲す。因つて上の爲めに流涕して言ふ、『晏、(一〇)黎幹・劉忠翼と同じく謀れり。臣、宰相と爲り、討つ能はず。罪、萬死に當る』と。崔祐甫言ふ、『茲事曖昧なり。陛下已に曠然として大赦す。當に復た虛語を究尋すべからず』と。炎乃ち建言す、『尚書省は國政の本なり。比、諸使を置き、其權を分ち奪ふ。今宜しく舊に復すべし』と。上、之に從ふ。(一一)甲子、天下に詔して、錢穀は皆(一二)金部・倉部に歸せしめ、晏の轉運租庸靑苗鹽鐵等使を罷む。

二月丙申朔、(一三)黜陟使十一人に命じ、分ちて天下を巡らしむ。是より先、魏博節度使田悅、朝廷に事へて猶ほ恭順なり。河北黜陟使洪經綸、時務を曉らず、悅の軍の七萬人なるを聞す。符下りて、其四萬を罷め、農に還らしむ。悅、陽に命に順ひ、符の如く之を罷む。旣にして應に罷むべき者を集め、之を激怒して曰はく、『汝が曹久しく軍中に在り。今、一旦、黜陟使の罷むる所と爲る。將に何に資りて以て自ら衣食せんとするか』と。衆大に哭す。悅乃ち家財を出し、以て之に賜ひ、各〻をして部伍に還らしむ。是に於て、軍士皆悅を德として朝廷を怨む。

崔祐甫、疾を以て、多く事を視ず。楊炎獨り太政に任じ、專ら恩讎を復するを以て事と爲す。奏して(一四)元載の遺策を用ひ、原州に城き、又、兩京關內の丁夫を發し、豐州の(一五)陵陽渠を浚へ、以て屯田

【六】州縣に主戶客戶有り。天寶三載、民十八以上を中男と爲し、二十三以上を成丁とす。

【七】居行、皆、僥倖の利無きを言ふ。

【八】事、前卷大曆十三年に見ゆ。

【九】風言。風聞に得て之を言ふ者を謂ふなり。

【一〇】幹・忠翼、大曆十四年に死す、事、前卷に見ゆ。

【一一】甲子。當に甲午に作るべし。

【一二】金部は天下の庫藏出納の數、京市・互市・和市・宮市の交易の事を掌る。倉部は天下の庫儲の出納租稅祿糧食廩の事を掌る。

【一三】黜陟使は始めて太宗の貞觀八年に置く。

【一四】元載の策、二百二十四卷代宗大曆八年に見ゆ。

【一五】陵陽渠。豐州九原縣に在り。

を興さんと欲す。上、中使を遣はし、涇原節度使段秀實に詣り、訪ふに利害を以てせしむ。秀實以爲はく、『今邊備尙ほ虛し。未だ宜しく事を興して以て寇を召くべからず』と。炎怒り、以て己を沮むと爲し、秀實を徵して司農卿と爲す。丁未、邠寧節度使李懷光、四鎭北庭行營涇原節度使を兼ね、軍を原州に移さしめ、四鎭北庭留後劉文喜を以て別駕と爲す。京兆の尹嚴郢奏す、『按するに朔方の五城、舊沃饒の地に屯せり。喪亂より以來、人功、及ばず。因つて荒廢を致し、十に一をも耕さず。若し力、墾闢す可くんば、渠を浚ふるを俟たず。今、兩京關輔の人を發し、豐州に於て渠を浚へ田を營むは、得る所を計るに、費す所を補はず、而して關輔の人、流散を免れざらん。是れ幾旬を虛しくし、而して軍儲に益無きなり』と。疏奏す。報せられず。既にして陵陽渠、竟に成らず。之を棄つ。

癸丑、澤潞留後李抱眞を以て節度使と爲す。

楊炎、原州に城きて以て（一七）秦原を復せんと欲す。李懷光に命じ、前に居りて督作し、朱泚・崔寧をして、各、萬人を將ゐて其後を翼けしむ。詔して涇州に下して（一八）城具を爲らしむ。涇の將士怒りて曰はく、『吾が屬、國家の西門の（一九）屛たること、十餘年。始め邠州に居り、甫めて耕桑を營み、地著の安んぜざるに因り、涇州に據り、詔を受けず。と爲らんことを求め、『不ずんば則ち朱泚』といふ。上疏し、復た段秀實が帥北庭行營涇原節度使を兼ね、懷光に代らしむ。

三月、翰林學士左散騎常侍張涉、前の湖南觀察使辛京杲の金を受け、事覺はる。上怒り、法に寘かんと欲す。李忠臣、檢校司空同平章事を以て朝請を奉じ、上に言つて曰はく、『陛下貴きこと天子と爲り、而して（二〇）先生、財に乏しきを以て法を犯せり。臣愚を以て之を觀るに、先生の過に非ざるなり』と。上の意解く。辛未、涉を放ちて田里に歸らしむ。辛京杲、私忿を以て部曲を杖殺す。有司奏す、『京杲の罪、死に當る』と。上、將に之に從はんとす。李忠臣曰はく、『京杲、死に當ること久し』と。上、其故を問ふ。忠臣曰はく、『京杲の諸父兄弟皆戰死し、獨り京杲のみ今に至るまで尙ほ存す。臣故に以爲へらく死に當ること久しと。』上、憫然として、京杲を諸

【一七】忠州は京師の南二千一百二十二里。
【一八】秦原。秦州・原州をいふ。
【一九】城具。築城の具なり。
【二〇】屛。蔽なり。

き有り、（二一）徙りて涇州に屯し、荊榛を披きて軍府を立て、坐席未だ暖かならざるに、又（二二）之を塞外に投せり。吾が屬何の罪ありて此に至るや』と。李懷光、始めて邠寧の帥と爲り、卽ち（二三）溫儒雅等を誅し、軍令嚴峻なり。涇原を兼ぬるに及び、諸將皆懼れて曰はく、『彼の（二四）五將何の罪ありて戮と爲れる。今又此に來る。吾が屬、能く憂無からんや』と。劉文喜、衆心の安んぜざるに因り、涇州に據り、詔を受けず。と爲らんことを求め、『不ずんば則ち朱泚』といふ。上疏し、復た段秀實が帥北庭行營涇原節度使を兼ね、懷光に代らしむ。癸亥、朱泚を以て四鎭

【二一】涇州に徙ること二百二十四卷大曆三年に見ゆ。
【二二】先に原州を棄てて守らず、故に之を塞外に投ずと云ふ。
【二三】事、上の大曆十四年に見ゆ。
【二四】五將。史抗・溫儒雅・龐仙鶴・張獻明・李光逸。
【二五】張涉、先に東宮に侍讀たり、故に李忠臣、言つて以て先生と爲す。

王傅に左遷す。忠臣、機に乘じて人を救ふこと、此類多し。

楊炎、度支轉運使を罷む。金部・倉部に命じて之に代らしむ。既にして(三五)省職久しく廢れ、耳目、相接せず、能く振擧するもの莫く、天下の錢穀、總領する所無し。癸巳、復た諫議大夫韓洄を以て戶部侍郎・判度支と爲し、金部郎中萬年の杜佑を以て江淮水陸轉運使を權せしめ、皆、舊制の如くす。

劉文喜、又、詔を受けず、自ら旌節を邀めんと欲す。夏四月乙未朔、涇州に據りて叛き、其子を遣はして吐蕃に質とし、以て援を求む。上、朱泚・李懷光に命じて之を討たしめ、又、神策軍使張巨濟に命じ、禁兵二千を將ゐて之を助けしむ。

吐蕃始め(三六)韋倫が其俘を歸すを聞き、之を信せず。部落に還り、『新天子、宮人を出し、禽獸を放ち、英威聖德、中國に洽し』と稱するに及びて、吐蕃大に悅び、道を除ひ倫を迎ふ。贊普卽ち使を發し、倫に隨うて入貢し、且つ(三七)贈贈を致す。癸卯、京師に至る。上、之を禮接す。既にして蜀將・上言す、『吐蕃は豺狼なり。獲る所の俘は歸す可からず』と。上曰はく、『戎狄、塞を犯せば則ち之を擊ち、服すれば則ち之を歸す。擊ちて以て威を示し、歸して以て信を示す。威信、立たずんば、何を以て遠きを懷けん』と。(三八)悉く命じて之を歸さしむ。

【三五】尙書省の諸司、其職を失ふこと已に久しきを謂ふ。

【三六】帝初めて位に卽き、德を以て吐蕃を懷けんと欲し、倫を遣はして代宗の朝に獲る所の俘を歸す。

【三七】代宗の贈贈を致すなり。

【三八】又、悉く劍南の獲る所の俘を歸すなり。

(三九)代宗の世、元日・冬至・端午・生日毎に、州府、常賦の外に於て、競うて貢獻を爲す。貢獻多き者は則ち之を悅ぶ。武將・姦吏、此に緣りて下民を侵漁す。癸丑、(四〇)上の生日に、四方貢獻す。皆、受けず。李正己・田悅、各(四一)繒三萬匹を獻ず。上、受けず。五月戊辰、韋倫を以て太常卿と爲す。乙酉、復た倫を遣はして吐蕃に使せしむ。倫、上自ら(四二)載書を爲り・吐蕃と盟はんと請ふ。楊炎以爲へらく敵に非ずと。請ふ、郭子儀の輩と與に載書を爲り、以て聞し、上をして畫可せしむるのみにせんと。之に從ふ。

朱泚等、劉文喜を涇州に圍み、其出入を杜ぎ、而して壁を閉ぢて・與に戰はず。之を久しくして・拔けず。天方に旱し、餽運を徵發し、內外騷然たり。朝臣の上書し、文喜を赦して以て疲人を蘇らせんと請ふ者、勝げて紀す可からず。上、皆、聽さずして曰はく、『微孽、除かずんば、何を以て天下に令せん』と。文喜、其將劉海賓をして入りて奏せしむ。海賓、上に言つて曰はく、(四三)『臣は乃ち陛下の藩邸の部曲なり。豈に肯て叛臣に附かん。必ず陛下の爲めに、其首を梟して以て獻ぜん。但だ文喜が今求むる所の者は、節のみ。願はくは陛下姑く之を與へよ。文喜必ず怠らん。則ち臣の計、施すを得ん』と。上曰はく、(四四)『名器は人に假す可からず。爾能く效を立てば

【三九】代宗より五代に迄るまで、正・至・端午・降誕に、皆、貢獻有り、之を四節進奉と謂ふ。

【四〇】上、天寶元年四月十九日に生る、節の名を置かず。

【四一】繒。幷絲の繒なり。

【四二】載書。盟誓の書。

【四三】帝初め雍王を以て天下兵馬元帥たり、史朝義を討つ、凡そ行營に在るもの、皆部曲なり。

【四四】孔子の言。

固に善し。我が節は得可からざるなり』と。海賓をして歸りて以て文喜に告げしめ、而して之を攻むること初めの如し。御膳を減じ、以て軍士に給し、城中の將士の、當に奉服を受くべき者、賜予すること故の如し。是に於て、衆、上の意の移す可からざるを知る。時に吐蕃方に唐に睦ましく、爲めに兵を發せず。城中勢窮まる。庚寅、海賓、諸將と共に文喜を殺して首を傳ふ。而して原州、竟に・城くを果さず。上が位に卽きてより、李正己、內、自ら安んぜず、參佐を遣はし、入りて事を奏せしむ。會〔三五〕涇州の捷奏至る。上、文喜の首を觀しめて歸す。正己益〻懼る。

六月甲午朔、門下侍郎同平章事崔祐甫・薨ず。

術士桑遵茂・上言す、『陛下、數年を出でずして、暫く・宮を離るるの厄有らん。臣、奉天を望むに、天子の氣有り、宜しく其城を高大にし、以て非常に備ふべし』と。辛丑、京兆に命じて、丁夫數千を發し、六軍の士を雜へて、奉天城を築かしむ。

〔三五〕唐に功有り。安史を平げしないふ。

初め回紇、風俗朴厚にして、君臣の等、甚だ異ならず。故に衆志專一に、勁健にして敵無し。〔三六〕唐に功有るに及び、唐、賜遺すること甚だ厚し。登里可汗、始めて自ら尊大にし、宮殿を築きて以て居り、婦人、粉黛文繡の飾有り。中國、之が爲めに虛耗し、而して虜の俗も亦壞る。代宗の崩ずるに及び、上、中使梁文秀を遣はし、往きて哀を告げしむ。登里驕りて・禮を爲さず。九姓胡の・回紇に附ける者、登里に說きて以はく、『中國は富饒なり。今、喪に乘じて之を伐たば、大利有る可からん』と。登里の從父兄なり。諫めて曰はく、『唐は大國なり。我に負く無し。吾、前年、〔三七〕太原を侵し、羊馬數萬を獲たり。大捷と謂ふ可し。而も道遠く糧乏しくして、歸る比ほひ、士卒、〔三八〕徒行する者多し。今、國を擧げて深く入り、萬一、捷たずんば、將に安に歸せんとするか』と。登里、聽かず。頓莫賀、人心の・南寇を欲せざるに乘じ、兵を擧げて擊ちて之を殺し、九姓胡二千人を幷せ、自立して合骨咄祿毗伽可汗と爲り、其臣聿達干を遣はし、梁文秀と俱に入見し、藩臣と爲らんことを願はしめ、髮を垂れて・翁らず、以て詔命を待つ。乙卯、京兆の少尹〔三九〕

〔三六〕太原云云。事、前卷代宗大曆十三年に見ゆ。

〔三七〕道遠く糧乏しきが爲めに、士卒、馬を殺して之を食ふ、故に徒行するもの多し。

〔三八〕臨漳縣は相州に屬す。本、鄴縣の地、東魏の孝靜帝、鄴縣を分ち、鄴城中に臨漳縣を置く。今、河南省河北道。

〔三九〕武岡縣は漢の零陵郡都梁縣の地。晉、武岡縣を置く。今、湖南省湘江道。

〔四〇〕荊南節度使は荊州に治す。黔中觀察使は黔州に治す。江南西道觀察使は洪州に治す。桂管經略觀察使は桂州に治す。

〔四一〕疲毗。つかれたる人民。反仄は反側なり。

里、之に從ひ、國を擧げて入寇せんと欲す。其相頓莫賀達干は、登里の從父兄なり。諫めて曰はく、『唐は大國なり。我に負く無し。吾、前年、〔三六〕太原を侵し、羊馬數萬を獲たり。大捷と謂ふ可し。而も道遠く糧乏しくして、歸る比ほひ、士卒、〔三七〕徒行する者多し。今、國を擧げて深く入り、萬一、捷たずんば、將に安に歸せんとするか』と。登里、聽かず。頓莫賀、人心の・南寇を欲せざるに乘じ、兵を擧げて擊ちて之を殺し、九姓胡二千人を幷せ、自立して合骨咄祿毗伽可汗と爲り、其臣聿達干を遣はし、梁文秀と俱に入見し、藩臣と爲らんことを願はしめ、髮を垂れて・翁らず、以て詔命を待つ。乙卯、京兆の少尹〔三八〕

秋七月丙寅、邵州の賊帥王國良降る。國良は本湖南の牙將なり。觀察使臨漳の源休に命じ、頓莫賀を冊して武義成功可汗と爲さしむ。

辛亥朔、〔三九〕武岡に戍し・以て西原蠻を扞がしむ。京杲・貪暴にして、國良の家富む。京杲、死罪を以て之に加ふ。國良懼れ、縣に據りて叛き、西原蠻と合し、衆千人を聚め、州縣を侵掠す。瀕湖千里、咸、其害を被る。〔四〇〕荊・黔・洪・桂の諸道に詔し、兵を合はせて之を討たしむ。連年、克つ能はず。曹王皐が湖南觀察使と爲るに及び、曰はく、〔四一〕『疲毗を驅りて反仄を誅するは、策の得たる者に非ざ

るなり』と。乃ち國良に書を遺りて言はく、『將軍は敢て逆を爲すに非ず。死を救はんと欲するのみ。(四二)我、將軍と、俱に辛京杲の構ふる所と爲れり。我は已に聖朝の(四三)湔洗を蒙る。何の心ぞ復た兵刃を將軍に加へんや。將軍、我に遇ひ、速かに降らずんば、後に悔ゆとも及ぶ無からん』と。國良且つ喜び且つ懼れ、使を遣はして・降らんと乞ふ。猶ほ疑うて未だ決せず。皐乃ち假に使者と爲り、一騎を從へ、五百里を越え、國良の壁に抵り、其門を鞭うち、大呼して曰はく、『我は曹王なり。來りて降を受く』と。軍を擧げて大に驚く。國良趨り出で、迎へ拜して罪を請ふ。皐、其手を執り、約して兄弟と爲り、盡く攻守の具を焚き、其衆を散じ、農に還らしむ。詔して、國良の罪を赦し、名を惟新と賜ふ。

辛巳、遙に(四四)上の母沈氏を尊びて皇太后と爲す。

荊南節度使庾準、楊炎の指を希うて奏す、(四五)『忠州の刺史劉晏、朱泚に書を與へて營救を求め、辭に怨望多し』と。又奏す、『召して州兵を補ひ、朝命を拒まんと欲す』と。炎、之を證成す。上、密に中使を遣はし、忠州に就きて之を縊殺せしむ。己丑、乃ち詔を下して死を賜ふ。天下、之を冤とす。初め安史の亂に、數年の間に、天下の戶口、什に八九を亡ふ。州縣多く藩鎭の據る所と爲り、貢賦、朝廷に入らず、府庫耗竭す。中國多故にして、戎狄、每歲、邊を犯し、所在に重兵を宿し、給を縣官に仰ぎ、費す所、貲られず。皆、辦を晏に倚る。(四六)晏初め轉運使と爲り、獨り陝東の諸道を領し、陝西は皆度支之を領す。(四七)末年兼ね領し、未だ幾くならずして罷む。晏、精力有り、機智多く、有無を變通し、其妙を曲盡す。常に厚直を以て善く走る者を募り、遞を置き相望み、四方の物價を覘報せしめ、遠方と雖も、數日ならずして、皆(四八)使司に達す。食貨輕重の權、悉く制して掌握に在り。國家、利を獲、而して天下、甚だ貴く甚だ賤しきの憂無し。常に以爲へらく、衆務を辦集するは、人を得るに在りと。故に必ず通敏精悍廉勤の士を擇びて之を用ふ。簿書を句檢し錢穀を出納するに至りては、必ず之を士類に委ね、吏は惟だ符牒を書するのみ、輕しく一言を出すを得ず。常に言ふ、『士は、贓賄に陷れば、則ち時に淪棄せらる。名、利よりも重し、故に士には清修多し。吏は潔廉なりと雖も、終に顯榮無し。利、名より重し、故に吏には貪汚多し』と。然れども惟だ晏のみ能く之を行ふ。他人の效ふ者は、終に・能く逮ぶもの莫し。當時の權貴、或は親故を以て之を屬する者、晏も亦之に應じ、俸給の多少・遷次の緩速をして皆其志の如くならしむ。然れども職事を親らするを得る無し。(四九)其場院の要劇の官は、必ず一時の選庫耗竭す。

【四一】曹王皐の事、上の大曆十四年に見ゆ。

【四二】湔洗。すすぎ、あらふ。

【四三】沈氏、開元の末を以て、選ばれて代宗の宮に入る。安祿山の亂に、玄宗、賊を避くるや、諸王妃妾の從ふに及ばざる者、皆、賊の得る所と爲る。之を東都の掖庭に掬す。代宗、東都に克ちて宮に入り、沈氏を得、之を東都の宮中に留む。史思明再び東都を陷れ、遂に所在を失ふ。

【四五】忠州は荊南の巡屬なり、故に庾準、以て劉晏を誣奏するを得。

【四六】竇應元年、劉晏、度支轉運等の使に充つ。廣德二年、始めて晏を以て河南江淮以東轉運使と爲す。

【四七】大曆十四年、晏、判度支を兼ね、建中元年、罷む。

【四八】使司。轉運使司をいふ。

【四九】場とは交場・船場を謂ひ、院とは巡院を謂ふ。

を盡す。故に晏が沒するの後、財賦を掌りて聲有る者は、多く晏の故の吏なり。晏又以爲へらく、戶口滋〻多ければ、則ち賦稅自ら廣しと。故に其の財を理むるや、民を愛するを以て先と爲す。諸道各〻(五〇)知院官を置き、旬月每に、州縣の雨雪豐歉の狀を具し、使司に白さしめ、豐なれば則ち貴糴し、歉なれば則ち賤糶し、或は穀を以て雜貨に易へ、官用に供し、及び豐處に於て之を賣る。知院官、始め不稔の端を見れば、先づ申す、『某月に至れば、(五一)如干の(五二)蠲免を須ひ、某月には如干の救助を須ひん』と。期に及びて、晏、州縣の申請を俟たず、卽ち奏して之を行ひ、民の急に應じ、未だ嘗て時を失はず、其困弊流亡餓殍するを待ちて然る後之を賑はさざるなり。是に由りて、民、其居業に安ずるを得、戶口蕃息す。晏始めて轉運使と爲るや、時に天下の見戶、二百萬に過ぎず。其季年には乃ち三百餘萬。晏が統ぶる所に在りては則ち增し、晏が統ぶる所に非ざれば則ち增さざるなり。其初め財賦歲入、四百萬緡に過ぎず、季年には乃ち千餘萬緡なり。晏專ら榷鹽の法を用ひ、軍國の用に充つ。時に許・汝・鄭・鄧の西より、皆、河東の池鹽を食ふ。度支、之を主る。(五三)汴・滑・唐・蔡の東は、皆、海鹽を食ふ。晏、之を主る。晏以爲へらく、官多ければ則ち民擾る。故に但だ鹽を出すの鄉に于て鹽官を置き、鹽戶の煮る所の鹽を收め、商人に轉鬻し、其の之く所に任す。自餘の州縣には、復た官を置かず。

【五〇】知院官。諸道巡院を掌る者なり。
【五一】如干。若干といふがごとし。
【五二】蠲免。租稅などを輕減免除すること。
【五三】代宗の寶應元年、豫州を改めて蔡州と爲す。上の名を避くるなり。

其江嶺の間、鹽鄉を去ること遠き者は、官鹽を彼に轉じて之を貯へ、或は商絕え鹽貴ければ則ち價を減じて之を鬻ぐ。之を常平鹽と謂ふ。官、其利を獲、而して民、鹽に乏しからず。其始め江淮の鹽利、四十萬緡に過ぎず。季年には乃ち六百餘萬緡。是に由りて、國用充足し、而して民、困弊せず。其河東の鹽利は、八十萬緡に過ぎず。而して價復た海鹽よりも貴し。是より先、關東の穀を運びて長安に入る者は、河流(五四)湍悍なるを以て、率ね一斛に八斗を得。至る者は則ち成勞と爲し、優賞を受く。晏以爲へらく、江・汴・河・渭、水力、同じからずと。各〻便宜に隨つて運船を造り、漕卒に敎へ、(五五)江船は楊州に達し、汴船は河陰に達し、河船は(五六)渭口に達し、渭船は太倉に達す。其間、水に緣うて倉を置き、轉じて相受給す。是より、每歲、穀を運び、或は百餘萬斛に至れども、斗升の沈覆する者無し。船十艘を一綱と爲し、軍將をして之を領せしむ。十運、失無ければ、優勞官を授く。其人、數運の後、斑白ならざる者無し。晏、楊子に於て、十場を置きて船を造り、艘每に錢千緡を給す。或るひと言ふ、『用ふる所、實に半に及ばず。虛費太だ多し』と。晏曰はく、『然らず。大計を論ずる者は、固に・小費を惜む可からず。凡そ事必ず永久の慮を爲す。今始めて船場を置き、事を執る者至つて多し。當に先づ之をして私用に窘む無からしむべし。則ち官物堅牢ならん。若し遽に之

【五四】湍悍。水流のせはしくはげしきこと。
【五五】江船は楊州に達し、淮に入り、汴船は淸口より河陰に達す。開元二十二年、汜水・武涉・滎澤を分ちて河陰縣を置く。河南府に屬す。今、河南省開封道。河陰倉有り。
【五六】渭口。渭水の河に入るの口をいふ。

と屑屑として(五七)錙銖を校計せば、安くんぞ能く久しく行はれんや。異日必ず患有らん。吾の給する所多し。而れども之を減ずる者半以下を減ずるは、猶ほ可なり。此を過ぎば則ち用ふる能はざらん』と。其後五十年にして、有司果して其半を減ず。咸通中に及びて、有司、費を計りて以て之に給し、復た羨餘無し。船益〻脆薄にして壊れ易く、漕運遂に廢る。晏、人と爲り勤力にして、事、閑劇と無く、必ず一日中に于て之を決し、留宿せしめず。後來、財利を言ふ者、皆、能く之に及ぶもの莫し。

八月甲午、振武留後張光晟、回紇の使者董突等九百餘人を殺す。董突は武義可汗の叔父なり。代宗の世、九姓胡、常に回紇の名を冒し、縱暴にして、貨を殖し、回紇と共に公私の患を爲す。董突に命じ、盡く其徒を帥ゐて國に歸らしむ。輜重甚だ盛なり。振武に至り、留まること數月、厚く資給を求む。日〻に肉千斤を食ひ、它物、是に稱ふ。樵牧者を縱ち、禾稼を暴踐す。振武の人、之に苦しむ。光晟、回紇を殺して其輜重を取らんと欲す。而も其衆彊を畏れ、未だ敢て發せず。九姓胡、其種族が新可汗の誅する所と爲るを聞き、多く道より亡ぐ。董突、之を防ぐこと甚だ急なり。九姓胡、亡ぐるを得ず、又、敢て歸らず。乃ち密に策を光晟に獻じ、回紇を殺さんと請ふ。光晟、其黨の自ら離るるを喜び、之を許す。上、(五八)陝州の辱を以て、心に回紇を恨む。光晟、上の旨を知り、乃ち奏して稱す、『回紇は、本種、多きに非ず、輔けて以て彊き所の者は羣胡なるのみ。今其自ら相魚肉とするを聞く。頓莫賀新に立ち、(五九)移地健、孽子有り、及び國相(六〇)梅錄、各〻兵數千人を擁して相攻め、國未だ定まらず。彼、財無ければ則ち其衆を使ふ能はず、陛下、此際に乘じて之を除かずして、乃ち其人を歸し、之に財を與ふるは、正に謂はゆる寇に兵を借し盜に糧を齎す者なり。請ふ之を殺さん』と。三たび奏す。上、許さず。光晟乃ち副將をして其館門に過り、故らに禮を爲さざらしむ。董突怒り、執へて之を鞭つこと數十。光晟、兵を勒して掩擊し、羣胡を幷せて盡く之を殺し、聚めて京觀と爲し、獨り一胡を留め、國に歸りて證を爲さしむ。曰はく、『回紇、大將を鞭辱し、且つ振武を襲據せんと謀る。故に事に先だちて之を誅せり』と。上、光晟を徵して右金吾將軍と爲し、中使王嘉祥を遣はし、往きて信幣を致さしむ。回紇、專殺せし者を得て以て讐を復せんと請ふ。上、之が爲めに光晟を貶して(六一)睦王の傅と爲し、以て其意を慰む。

盧龍隴右涇原節度使朱泚に兼中書令を加ふ。盧龍隴右節度は故の如し。涇原節度大使と爲し、涇州牙前兵馬使河中の姚令言を以て留後と爲す。謨は(六二)邈の子なり。早く孤なり。上、之を子とす。

癸丑、詔して、太后の父祖兄弟に官を贈り、及び自餘の宗族男女、官に拜し邑に封せらるる者、

【五七】錙銖。八銖を錙と爲し、十黍を銖と爲す。僅少の意。

【五八】陝州の辱。事、二百二十二卷寶應元年に見ゆ。

【五九】登里可汗、名は移地健。

【六〇】梅錄。回鶻將軍の號。

【六一】睦王述は上の弟なり。

【六二】行軍は當に行營に作るべし。

【六三】邈は代宗の子、大曆八年、薨ず。

(六四)告第告身、凡そ百二十有七。中使を通じ、馬を以て負はせて之を賜ふ。九月壬午、將作・奏す、『宣政殿の廊壞る。十月は(六五)魁岡にして未だ修む可からず』と。上曰はく、『但だ公を妨げ人を害せざれば吉なり。安んぞ時日を問はん』と。卽ち命じて之を修めしむ。

大曆以前、賦斂・出納・俸給、皆法無く、長吏、之を專らにするを得、重ぬるに(六六)元王政を秉り貨賂公行するを以てし、天下、贓吏を按せざる者、殆ど三十年。惟だ江西觀察使路嗣恭、虔州の刺史源敷翰を按じて之を流す。上、(六七)宣歙觀察使薛邕が文雅の舊臣なるを以て、徵して左丞と爲す。邕、宣州を去るとき、官物を盜隱すること、巨萬を以て計る。殿中侍御史(六八)員寓、之を發く。冬十月己亥、(六九)連山の尉に貶せらる。是に於て州縣、始めて朝典を畏れ、敢て放縱ならず。上初めて位に卽くや、宦官を疎斥し、朝士を親任す。而して張涉、儒學を以て入侍し、薛邕、文雅を以て朝に登り、繼ぎて贓を以て敗る。宦官・武將、以て(七〇)口に藉くを得、曰はく、『南牙の文臣、贓動もすれば巨萬に至る。而るに我が曹、天下を濁亂すと謂ふは、豈に欺罔に非ずや』と。是に於て上の心始めて疑ひ、倚伏する所を知らず。

中書舍人高參、諸沈を分遣して太后を訪求せしめんと請ふ。庚寅、睦王逑を以て奉迎使と爲し、工部尚書喬琳を之に副とす。又、諸沈四人に命じて判官と爲し、中使と與に、諸道を分行して之を求めしむ。

十一月、初めて令し、待制官の外、更に朝集使二人を引き、訪ふに時政の得失・遠人の疾苦を以てす。

是より先、公主の下嫁する者、舅姑、之を拜し、婦、答へず。上、禮官に命じ、公主が舅姑及び壻の諸父兄姊に拜見するの儀を定めしむ。舅姑は坐して中堂に受け、兄姊は立ちて東序に受くること、家人の禮の如し。縣主有り、將に嫁せんとし、擇びて丁丑を用ふ。是日、上の從父妹・卒す。命じて之を罷めしむ。有司・奏す、『供張已に備はれり。且つ(七一)殤服は事を廢するに足らず』と。上曰はく、『爾は其費を愛み、我は其禮を愛む』と。卒に之を罷む。至德以來、國家多事にして、公主・郡縣主、多く・時を以て嫁せず、(七二)華髮なる者有り、禁中に居ると雖も、或は十年、天子に見えず。上始めて諸宗女を引見し、尊者には敬を致し、卑者をば存慰し、悉く命じて之を嫁せしめ、齎す所の小大の物、必ず心目を經。己卯・庚辰の二日、岳陽等凡そ十一縣主を嫁す。

【六四】告第は恐らくは當に告策に作るべからん。

【六五】魁岡。陰陽家の拘忌に天岡・河魁有り。凡そ魁岡の月、及び繫る所の地は、修造を忌む。史炤曰はく、北斗の魁星の氣、十月、戌に在り、魁岡と爲すと。宋白曰はく、陰陽氏の書に、是歲孟冬を謂つて魁岡と爲す、修作に利あらずと。

【六六】元王。元載及び王縉を謂ふ。

【六七】宣歙二州は山に依りて江湖の要を扼す。觀察使を分置す。

【六八】員。姓なり。

【六九】連山縣は連州に屬す。晉の武帝、桂陽を分ちて廣惠縣を立つ。仁壽元年、連山縣と改む。今、廣東省嶺南道。

【七〇】口に藉る。口實とする也。

【七一】未だ人と成らずして死する者を殤と爲す。十九より十六に至るまでに死するを長殤と爲し、十五より十二に至るまでに死するを中殤と爲し、十一より八歲に至るまでに死するを下殤と爲す。

【七二】髮白き者を華と曰ふ。

吐蕃、(七三)韋倫が再び至るを見、益〻喜ぶ。十二月辛卯朔、倫還る。吐蕃、其相論欽明思等を遣はして、入貢せしむ。

是歲、太子の母王氏を冊して淑妃と爲す。

天下の稅戶三百八萬五千七十六、(七四)籍兵七十六萬八千餘人、稅錢一千八十九萬八千餘緡、穀二百一十五萬七千餘斛。

二年、春正月戊辰、成德節度使李寶臣、薨ず。寶臣、軍府を以て其子行軍司馬惟岳に傳へんと欲す。其年少にして闇弱なるを以て、豫め諸將の制し難き者を誅す。深州の刺史張獻誠等、十餘人同日に死する者有るに至る。寶臣、易州の刺史張孝忠を召す。孝忠、往かず。其弟孝節をして之を召さしむ。孝忠、孝節をして寶臣に謂つて曰はしむ、『諸將、何の罪ありて、頸を連ねて戮を受くる。孝忠、死を懼れ、敢て往かず、亦、敢て叛かず。正に公が入朝せざるの意の如くなるのみ』と。孝節泣きて曰はく、『此の如くんば孝節必ず死せん』と。孝忠曰はく、『往かば則ち命を倂せん。我、此に在り。必ず敢て汝を殺さじ』と。遂に歸る。寶臣も亦之を罪せざるなり。兵馬使王武俊、位卑くして而も勇有り、故に寶臣、特に之を親愛し、女を以て其子士眞に妻はす。士眞復た厚く其左右に結ぶ。故に孝忠・武俊獨り全し。薨するに及び、孔目官胡震・家僮王它奴、惟岳に勸めて喪を匿すこと二十餘日、詐りて寶臣の表を爲り、惟岳をして繼襲せしめんことを求む。上、許さず。給事中(一)汲の人班宏を遣はし、往きて寶臣の疾を問ひ、且つ之を諭さしむ。惟岳厚く宏に賂す。宏、受けず、還り報ず。惟岳乃ち喪を發し、自ら留後と爲り、將佐をして、共に奏して旌節を求めしむ。上、又、許さず。初め寶臣、(二)李正己・田承嗣・梁崇義と相結び、土地を以て之を子孫に傳へんことを期す。故に(三)承嗣が死するや、寶臣力めて之が爲めに朝に請ひ、節を以て田悅に授けしむ。代宗、之に從ふ。悅初めて位を襲ぎ、朝廷に事ふるに禮甚だ恭し。河東節度使馬燧、其必ず反せんことを表し、先づ備を爲さんと請ふ。是に至りて悅屢〻繼襲せんことを請ふ。上、前弊を革めんと欲し、許さず。或るひと諫めて曰はく、『惟岳、已に父の業に據る。因りて之に命せずんば、必ず亂を爲さん』と。上曰はく、『賊、本、資の以て亂を爲す無し。皆、我が土地を藉り、我が位號を假り、以て其衆を聚むるのみ。曩日、其の欲する所に因りて之に命ずるに足るなり。然らば則ち惟岳必ず亂を爲さん。命ずること多く、而して亂日に益〻滋し。是れ爵命は以て亂を已むるに足らず、而して適〻以て亂を長ずるなり。悅乃ち李正己と、各〻使を遣はし、惟岳に詣らしめ、潛に兵を勒して命を拒まんと謀る。魏博節度副使田庭玠、悅に謂つて曰はく、『爾、(四)伯父の命ずると命ぜざるとは等しきのみ』と。竟に許さず。悅

【七三】是年五月、韋倫再び吐蕃に使す。

【七四】簽兵。兵の、簿に著けられたる者。

【一】汲縣は衞州に屬す。

【二】事、前卷大曆十二年に見ゆ。

【三】事、前卷大曆十四年に見ゆ。

【四】田承嗣は悅の伯父なり。

遺業に藉り、但だ謹みて朝廷に事へ、坐ながら富貴を享く。亦善からずや。奈何ぞ故無くして(五)恆鄂と共に叛臣と爲らん。爾、兵興以來を觀るに、逆亂する者、誰か能く其家を保つや。必ず・爾の志を行はんと欲せば、先づ我を殺す可し。我をして田氏の族滅を見しむる無かれ」と。因つて病と稱して家に臥す。悅自ら往きて之を謝す。庭玠、門を閉ぢて・內れず、竟に憂を以て卒す。成德判官邵眞、李惟岳の謀を聞き、泣きて諫めて曰はく、「先相公、國の厚恩を受く。大夫、衰絰の中に、遽に・國に負かんと欲す。此れ甚だ不可なり」と。惟岳に・李正己の使者を執へて京師に送り・且つ之を討たんことを請はんことを勸めて曰はく、「此の如くせば、朝廷、大夫の忠を嘉し、則ち旄節庶幾はくは得可からん」と。惟岳、之を然りとし、眞をして奏を草せしむ。長史畢華曰はく、「先公、二道と、好を結ぶこと二十餘年、奈何ぞ一旦にして之を棄てん。且つ其使を執ふと雖も、朝廷未だ必ずしも信せられじ。正己忽ち來りて我を襲はば、孤軍、援無く、何を以て之を待たん」と。惟岳、又、之に從ふ。前の定州の刺史谷從政は惟岳の舅なり。贓賂有り、頗る書を讀む。王武俊等皆之を敬憚す。寶臣の忌む所と爲る。從政乃ち病と稱して門を杜づ。惟岳も亦之を忌み、與に事を圖らず、日夜獨り胡震・王宅奴等と計議し、多く金帛を散じ、以て將士を悅ばす。從政往きて惟岳を見て曰はく、「今、海內無事にして、(六)上國より來る者皆言ふ、「天子聰明

【五】恆鄂。成德節度使は恆州に治し、淄青節度使は鄆州に治す。故に恆鄂を以て之を稱す。

【六】上國。時に藩鎭竊據し、自ら古の諸侯に比し、京師を謂つて上國と爲す。

英武にして、志、太平を致さんと欲し、深く・諸侯の子孫が地を專らにするを欲せず」と。爾今首として詔命に違はば、天子必ず諸道を遣はして討を致さん。將士、賞を受け、皆言ふ、「大夫の爲めに死を盡さん」と。苟くも一戰して勝たずんば、各〻其生を惜み、誰か心を離さざらん。大將の・權有る者、危きに乘じ便を伺ひ、咸、爾を取りて以て自ら功と爲さんことを思はん。且つ先相公の殺す所の高斑の大將、殆ど百を以て數ふ。橈敗の際、其子弟、仇を復せんと欲する者、庸ぞ數ふ可けんや。又、(七)相公、幽州と隙有り。朱滔兄弟常に我に切齒す。今、天子必ず以て將と爲さん。滔と吾と、(八)柝を擊てば相聞ゆ。計るに其の命を聞きて疾驅せんこと、虎狼の・獸を得るが若くらなん。何を以て之に當らん。昔、田承嗣、安史父子に從つて同じく反す。身、百戰を經、凶悍、天下に聞ゆ。詔に違うて兵を擧げ、自ら謂へらく敵無しと、盧子期が擒に就き・吳希光が國に歸るに及び、承嗣、天を指し泣を垂れ、身、措く所無し。(九)先相公が兵を按じて進まず・且つ之が爲めに祈請し・先帝寬仁にして・赦して誅せざるに賴る。然らずんば、田氏豈に種有らんや。況や爾、富貴に生長し、齒髮尙少く、艱危を更ず、乃ち左右の言を信じ、承嗣が爲すが若かじ、將佐を辭謝し、惟誠をして軍府を攝領せしめ、所に效はんと欲するをや。爾の計を爲すに、身自ら入朝し、留まりて宿衞せんことを乞ひ、因つて惟誠が且く留まりて事を攝するを言ひ、恩命、

【七】相公云云。李寶臣が朱滔を襲ひしをいふ。事、前卷代宗大曆十年に見ゆ。

【八】柝を擊てば云云。左傳に曰はく、魯、柝を擊てば邾に聞ゆと。境を接するをいふ。

【九】先相公云云。事、亦、前卷大曆十年に見ゆ。

聖志に決せんには、上必ず爾の忠義を悦び、縦ひ大位無くとも、榮祿を失はず、永く憂無からん。然らずんば、大禍將に及ばんとす。吾も亦、爾が素より我を疎忌するを知る。願ふに舅甥の情を以て、事急にして・言はざるを得ざればなるのみ』と。惟岳、其言の切なるを見、益〻之を惡む。從政乃ち復た歸り、門を杜ぢ病と稱す。惟諴は惟岳の庶兄なり。謙厚にして書を好み、衆心を得たり。其(一〇)母妹、李正己の子の婦と爲る。是日、惟岳、惟諴を正己に送る。正己、姓を張に復せしむ。遂に淄青に仕ふ。惟岳、王它奴を遣はし、從政の家に詣り、(一一)其起居を察せしむ。從政、藥を飲みて卒す。且に死せんとして曰はく、『吾、死を憚らず。(一二)張氏が今族滅せんことを哀しむ』と。(一三)劉文喜が死するや、李正己・田悦等、皆、自ら安んぜず。劉晏・死し、正己等益〻懼れ、相謂つて曰はく、『我が輩の罪惡、豈に劉晏と比するを得んや』と。會〻汴州城隘く、之を廣くす。東方の人訛言す、『上、東封せんと欲す、故に汴州に城く』と。正己懼れ、兵萬人を發し、(一四)曹州に屯す。田悦も亦(一五)完聚して備を爲し、梁崇義・李惟岳と遙に相應助す。河南の士民、騷然として驚駭す。永平、舊、汴・宋・滑・亳・陳・潁・泗・七州を領す。丙子、宋・亳・潁を分ち、別に節度使と爲し、宋州の刺史劉洽を以て淮南に隸し、又、東都の留守路嗣恭を以て懷鄭汝陝

【一〇】母妹。蓋し惟諴の同母の妹なり。

【一一】將に之を殺さんとし、之に示すに意を以てし、自ら引分せしむ。

【一二】張氏。李寶臣は、本、張忠志なり。故に然云ふ。

【一三】劉文喜・劉晏が死すること、皆、前年に見ゆ。

【一四】曹州は李正己の巡屬、汴州と壤を接す。

【一五】完聚。城郭を完くし人民を聚むるをいふ。

四州河陽三城節度使と爲す。旬日にして、又、永平節度使李勉を以て洽・嗣恭の二道を都統せしめ、仍ほ鄭州を割きて之に隸し、嘗て將たる者を選びて諸州の刺史と爲し、以て正己等に備ふ。

初め高力士、養女有り、東京に(一六)蔆居す。頗る能く宮中の事を言ふ。女官李眞一、其の沈太后たらんことを意ひ、使者に詣りて具に其狀を言ふ。上、之を聞きて驚喜す。時に沈氏の故老已に盡き、太后を識る者無し。上、宮官・宮人を遣はし、往きて之を驗視せしむるに、年狀頗る同じ、宮官・宮人、審かに太后を識らず、皆言ふ『是なり』と。高氏、辭して稱す、『實に太后に非ず』と。驗視する者益〻之を疑ふ。強ひて迎へて上陽宮に入る。上、宮女百餘人を發し、乘輿服御の物を齎し、上陽宮に就きて供奉す。左右、誘諭することを百方す。高氏心動き、乃ち自ら『是なり』と言ふ。驗視する者、馬を走らせて入り奏す。上、大に喜ぶ。二月辛卯、上、(一七)偶日を以て殿に御す。羣臣皆入り賀す。有司に詔して、儀を草して奉迎せしむ。高氏の弟承悦、長安に在り、言はずんば久しくして罪を獲んことを恐れ、遽に自ら本末を言ふ。上、力士の養孫樊景超に命じ、往きて覆視せしむ。景超、高氏が內殿に居り、太后を以て自ら處り、左右の侍衞甚だ嚴なるを見、景超、高氏に謂つて曰はく、(一八)『姑何ぞ自ら身を俎上に置くや』と。左右、景超を叱し、下らしむ。景超、聲を抗げて曰はく、『詔有り。太后は詐僞

【一六】蔆居。夫無きを蔆と爲す。

【一七】唐の制、天子、隻日を以て朝賀を受く。今、太后を得たるを喜ぶ、故に偶日を以て殿に御して賀を受く。

【一八】將に詐僞を以て罪に伏せんとすること、身を俎上に置きて以て刀を俟つが如きを言ふなり。

なり。左右、下る可し』と。左右、皆、殿を下る。高氏乃ち曰はく、『吾、人の強ふる所と爲る。已より出づるに非ざるなり』と。牛車を以て載せて其家に還す。上、後人復た敢て太后を言はざらんことを恐れ、皆、之を罪せず、曰はく、『吾寧ろ百欺を受くとも、庶幾はくは之を得んことを』と。是より、四方、太后を得と稱する者數四、皆、是に非ず。而して眞の太后は、竟に之く所を知らず。

御史中丞盧杞は、(一九)弈の子なり。貌醜にして、色、藍の如く、口辯有り。上、之を悅ぶ。乙未、擢でて(二〇)大夫と爲し、京畿觀察使を領せしむ。郭子儀、賓客を見る每に、姬妾、側を離れず。杞嘗て往きて疾を問ふ。子儀悉く侍妾を屏け、獨り几に隱りて之を待つ。或るひと其故を問ふ。子儀曰はく、『杞は貌陋にして心險なり。婦人輩之を見れば必ず笑はん。它日、杞、志を得ば、吾が族、類無からん』と。楊炎既に劉晏を殺し、朝野、目を側つ。李正己累に表して晏の罪を請ひ、朝廷を譏斥す。炎懼れ、腹心を遣はし、分ちて諸道に詣らしめ、宜慰を以て名と爲し、實は之をして密に節度使を諭して云はしむ、『晏昔姦邪に朋附し、獨孤后を立てんと請へり。上自ら惡みて之を殺せり』と。上聞きて之を惡む。是に由りて、炎を誅するの志有り。隱して未だ發せず。乙巳、炎を遷して中書侍郎と爲し、盧杞を擢でて門下侍郎と爲し、竝に同平章事とし、專ら炎に任せず。杞、(二一)蓑陋にして文學無し。炎、之を輕んじ、多く疾に託して、(二二)輿に會食せず。杞も亦之を恨む。杞、陰狡にして、勢を起し威を立てんと欲し、小しく附かざる者は、必ず之を死地に寘かんと欲す。太常博士裴延齡を引きて集賢殿直學士と爲し、之を親任す。

丙午、(二三)汴宋軍を更めて宣武と曰ふ。

振武節度使彭令茂、苛虐にして、監軍劉惠光、貪婪なり。乙卯、軍士共に之を殺す。

(二四)京西の防秋の兵萬二千人を發して關東に戍せしむ。上、(二五)望春樓に御し、將士を宴勞す。神策軍士、獨り飲まず。上、之を詰らしむ。其將楊惠元對へて曰はく、『臣等、奉天を發するとき、軍帥張巨濟、之を戒めて曰へらく、「此行、大に功名を建てよ。凱還の日、相與に歡を爲さん(荀クモ未ダ捷タズンバ酒ヲ飲ム勿レ)」と。故に敢て詔を奉せず』と。行くに及びて、有司、緣道に酒食を設く。獨り惠元の所部、(二六)緇畧、發かず。上深く歎美し、書を賜うて之を勞ふ。惠元は(二七)平州の人なり。

三月、(二八)澤州を鄜城に置く。

辛巳、汾州の刺史王栖曜を以て振武軍使・鎭北絳銀等の州の留後と爲す。

【九】天寶十四載、安祿山、洛陽を陷れ、李憕・盧奕、之に死す。

【一〇】大夫。御史大夫をいふ。

【一一】蓑陋。ちひさきこと。

【一二】唐の制、諸宰相、日に政事堂に會食す。

【一三】是時、李勉、永平軍節度使を以て汴州に鎭す。蓋し宋亳潁を以て宣武軍と爲す。

【一四】時に吐蕃通和し、西邊、聲無し。而して河南北の諸鎭、兵を連ねて命を拒み、關東驟然たり。故に京西の防秋の兵を抽きて以て關東に戍せしむ。

【一五】望春樓。灞水の西に在り、廣運潭に臨む。

【一六】緇畧。酒などを入るるかめ。

【一七】平州。北平郡。

【一八】潁川郡曲陽縣に鄜城有り、後齊、臨潁郡を置く。隋、郡を廢して鄜城縣と爲す。唐、蔡州に屬す。時に鄜城・臨潁・陳州の潩水を分ちて潩州を置く。今の河南省開封道鄜城縣。

殿中少監崔漢衡を遣はして吐蕃に使せしむ。

梁崇義、李正己等と連結すと雖も、兵勢寡弱にして、禮數最も恭し。或るひと其入朝せんことを勸む。崇義曰はく、(二九)『來公、國に大功有り、上元中、閹官の讒する所と爲り、遷延して命を(三〇)稽ぶ。代宗位を嗣ぐに及び、駕を俟たずして入朝せり。猶ほ・族誅を免れざりき。吾、歲久しく(三一)釁積む。何ぞ往く可けんや』と。(三二)淮壽節度使李希烈、屢〻之を討たんと請ふ。崇義懼れ、益〻武備を修む。(三三)流人郭昔、『崇義、變を爲す』と告ぐ。崇義、之を聞き、罪を請ふ。上、之が爲めに昔を杖ち、之を遠流す。金部員外郎李舟をして襄州に詣りて旨を諭さしめ、以て之を安んず。舟嘗て使を奉じて劉文喜に詣り、爲めに禍福を陳ぶ。文喜、之を囚ふ。會〻帳下、文喜を殺して以て降る。諸道の跋扈する者、之を聞き、『舟能く城を覆し將を殺せり』と謂ふ。襄州に至る。崇義、之を惡む。舟、又、崇義に・入朝せんことを勸め、言頗る切直なり。崇義益〻・悅ばず。使を遣はして諸道を宣慰するに及び、舟復た襄州に詣る。崇義、境に拒みて・內れず、上言す、『軍中疑ひ懼る。請ふ易ふるに它使を以てせよ』と。時に兩河の諸鎭、方に猜阻す。上、恩信を示して以て之を安んぜんと欲す。夏四月庚寅、崇義に同平章事を加へ、妻子は悉く封賞を加へ、賜ふに鐵券を以てす。御史張著を遣はし、手詔を齎して之を徵す。仍ほ其裨將薗杲を以て(三四)鄧州の刺史と爲す。

五月丙寅、軍興を以て(三五)商稅を增して什の一と爲す。

田悅等に李正己・李惟岳と與に計を定め、兵を連ねて命を拒み、兵馬使孟祐を遣はし、步騎五千を將ゐて、北のかた惟岳を助けしむ。薛嵩が死するや、(三六)田承嗣、洺・相・二州に盜據し、朝廷獨り邢・磁・二州及び(三七)臨洺縣を得たり。悅、山に阻して境と爲さんと欲し、曰はく、『邢磁は兩眼の如し。吾が腹中に在り。取らざる可からず』と。乃ち兵馬使康愔を遣はし、八千人を將ゐて邢州を圍ましめ、別將楊朝光をして、五千人を將ゐて邯鄲の西北に柵し、以て昭義の救兵を斷たしめ、悅自ら兵數萬を將ゐて臨洺を圍む。邢州の刺史李共・臨洺の將張伾、壁を堅くして拒ぎ守る。貝州の刺史邢曹俊は、田承嗣の舊將なり。老いて謀有り。悅、牙官扈晏を寵信し、而して之を疎んず。臨洺を攻むるに及び、曹俊を召して計を問ふ。曹俊曰はく、『兵法に(三八)十なれば圍み五なれば攻むと。尙書、逆を以て順を犯す。(三九)勢、更に・倖しからず。今、兵を堅城の下に頓し、糧竭き卒盡くるは、自ら亡ぶるの道なり。若かじ、萬兵を(四〇)幛口に置き、以て(四一)西師を遏め

【二九】來公は來瑱を謂ふ。廣德元年に死す、事、二百二十二卷に見ゆ。

【三〇】稽。緩にするなり。

【三一】釁。釁に同じ。

【三二】大曆十四年、淮西節度使、復た蔡州に治す。號を淮寧軍と賜ふこと上に見ゆ。

【三三】郭昔、崇義を告ぐるを以て、流罪を得たり。史因つて流人と稱し、以て其事を敍す。

【三四】鄧州は穰縣に治す。

【三五】楊炎、稅法を定め、商賈は三十にして一を稅す、今、之を增す。

【三六】事、前卷大曆十年に見ゆ。

【三七】臨洺。漢の易陽縣の地、趙國に屬す。唐、洺州に屬す。今の直隸省大名道永年縣の西十五里に在り。

【三八】我が兵、敵に十倍なれば圍み、五倍なれば攻む。孫子の言。

【三九】寡を以て衆に敵す、勢已に倖しからず。逆を以て順を犯す、更に倖しからず。

【四〇】幛口。西山の下に當り、相州の西に直る。

【四一】西師。澤潞河東の師、西由より下るをいふ。

んには。則ち(四二)河北の二十四州、皆、尙書の有と爲らん』と。諸將、其の己に異なるを惡み、共に之を毀る。悅、其策を用ひず。

【四二】河北の二十四州は卽ち玄宗の所謂河朔二十四郡なり。至德より郡を改めて州と爲す。安史旣に平ぐの後、河北に、又、分置の州有り。若し開元天寶の河北道采訪使の統ぶる所の大略を以て之を言ふときは、此時、河北、二十四州に止まらず。邢曹後の說は、蓋し時俗に因りて傳習の古語を爲すのみ。

卷の第二百二十七

唐紀四十三

德宗神武聖文皇帝二

(一)建中二年、六月庚寅、浙江東西觀察使(二)蘇州の刺史韓滉を以て(三)潤州の刺史・浙江東西節度使と爲し、其軍を名づけて鎭海と曰ふ。

(四)張著、襄陽に至る。梁崇義益〻懼れ、兵を陳して之を見る。蘭杲、(五)詔を得、敢て發せず。馳せて崇義を見て(六)命を請ふ。崇義、著に對して號泣す。竟に詔を受けず。著、復命す。癸巳、李希烈を僭(七)南平郡王に進め、漢南漢北兵馬招討使を加へ、諸道の兵を督して之を討たしむ。楊炎諫めて曰はく、(八)『希烈、董秦の養子と爲り、親任、比無かりしが、卒に秦を逐うて其位を奪へり。人と爲り(九)狼戾にして親無し。功無きすら、猶

【一】建中二年。西紀七八一年。
【二】蘇州。吳縣に治す。
【三】潤州。京口に治す。
【四】是年四月、著を遣はす、今、襄陽に至る。蓋し張著も亦梁崇義を疑ひ、遲遲として進まざるなり。
【五】鄧州に除するの詔を得なり。
【六】其死を免さんことを請ふ。
【七】南平郡。潭州。
【八】事、二百二十五卷代宗大曆十四年に見ゆ。董秦、姓名を李忠臣と賜はる。
【九】狼は當に狠に作るべし。

ほ倜強して不法なり。崇義を平げしめば、何を以て之を制せん』と。上、聽かず。炎固く之を爭ふ。上、益〻平かならず。荊南の牙門將吳少誠、梁崇義を取るの策を以て李希烈を干す。希烈、少誠を以て前鋒と爲す。少誠は豳州(一〇)潞の人なり。時に內は關中より、西は蜀漢に暨び、南は江淮閩越を盡し、北は太原に至るまで、所在、兵を出す。而して李正己、兵を遣はし、徐州の(一一)甬橋・(一二)渦口を扼す。梁崇義、兵を襄陽に阻す。運路皆絕え、人心震恐す。江淮の進奉船千餘艘、渦口に泊し、敢て進まず。上、(一三)和州の刺史張萬福を以て濠州の刺史と爲す。萬福馳せて渦口に至り、馬を岸上に立て、進奉船を發す。淄青の將士、岸に停まり、睥睨して敢て動かず。

辛丑、汾陽の忠武王郭子儀薨ず。子儀、上將と爲り、彊兵を擁す。(一四)程元振・魚朝恩、讒毀すること百端、詔書一紙、之を徵すれば、卽日道に就かざるは無し。是に由りて、讒謗行はれず。嘗て使を遣はし、田承嗣の所に至る。承嗣、西望して之を拜して曰はく、『此膝、人に屈せざること、若干年』と。(一五)李靈曜、汴州に據りて亂を作し、公私の物、汴を過ぐる者は、皆之を留む。惟だ子儀の物のみは敢て近づかず、兵を遣はし、衞送して境を出でしむ。中書令の考を校すること、凡そ二十四。月入の俸錢二萬緡、私

【一〇】潞縣は漢には潞陽郡に屬し、晉には燕國に屬し、隋には涿郡に屬し、唐には幽州に屬す。今の京兆通州の東八里。

【一一】甬橋。徐州の南界汴水の上に在り、後、宿州を此に置く。

【一二】渦口。渦水、淮に入るの口。

【一三】之を知して渦口の水路を通ぜしむ。

【一四】事、並に代宗紀に見ゆ。

【一五】事、二百二十五卷代宗大曆十一年に見ゆ。

產ここに在らず。府庫珍貨山積す。家人三千人。(一六)八子・七壻、皆、朝廷の顯官たり。諸孫數十人、安を問ふ每に、盡く辨ずる能はず、之を頷くのみ。僕固懷恩・李懷光・渾瑊、皆、麾下に出づ。貴きこと王公と爲ると雖も、常に頤指役使し、前に趨走す。家人も亦僕隷を以て之を視る。天下、其身を以て安危と爲すこと、(一七)殆ど三十年。功、天下を蓋へども、主、疑はず、位、人臣を極むれども、衆、疾まず、奢を窮め欲を極むれども、人、之を非とせず。年八十五にして終る。其將佐、大官に至り名臣と爲る者甚だ衆し。

壬子、懷鄭河陽節度副使李芃を以て河陽懷州節度使と爲し、(一八)東畿・(一九)五縣を割きて焉に隸す。北庭・安西、(二〇)吐蕃が河隴を陷れしより、隔絕して・通ぜず。伊西北庭節度使李元忠・四鎭留後郭昕、將士を帥ゐ、境を閉ぢて拒ぎ守り、數〻使を遣はして表を奉ずれども、皆、達せず。聲問絕ゆる者十餘年。是に至りて使を遣はし、間道より諸胡を歷、回紇の中より來る。上、之を嘉す。秋七月戊午朔、元忠に北庭大都護を加へ、爵寧塞郡王を賜ひ、將士、皆、七資を遷す。元忠の姓名は、朝廷の賜ふ所なり。本姓は曹、名は令忠、昕は子儀の弟なり。

【一六】八子。暟、晞、旰、暐、映。

【一七】殆ど三十年。郭子儀、朔方より奮ふ、是年、肅宗の至德元載なり。建中二年に至りて薨ず。其間二十六年、故に云ふ殆ど三十年と。

【一八】東畿。東都の畿なり。

【一九】五縣。河陽、河清、濟源、溫、汜水。

【二〇】河隴を陷るること、二百二十三卷代宗廣德元年に見ゆ。

李希烈、久しく雨ふるを以て未だ軍を進めず。上、之を怪しむ。盧杞、密に上に言つて曰はく、(二)『希烈が遷延するは、楊炎を以ての故なり。陛下、何ぞ炎の一日の名を愛して大功を墮らん。若かじ、暫く炎の相を免じ、以て之を悦ばせんには。事平ぎて復た用ふとも傷む無きなり』と。上、以て然りと爲す。庚申、炎を以て左僕射と爲し、政事を罷む。前の永平節度使張鎰を以て中書侍郎・同平章事と爲す。鎰は(三)齊丘の子なり。朔方節度使崔寧を以て右僕射と爲す。

丙子、故の伊州の刺史袁光庭に工部尚書を贈る。光庭、天寶の末、(四)伊州の刺史と爲る。吐蕃、河隴を陷るるや、光庭・堅く守ること累年、吐蕃、百方之を誘へども、下らず。糧竭き兵盡き、城且に陷らんとするや、光庭先づ妻子を殺し、然る後自ら焚く。郭昕の使至り、朝廷始めて之を知る。故に官を贈る。

辛巳、邠寧節度使李懷光を以て朔方節度使を兼ねしむ。

癸未、河東節度使馬燧・昭義節度使李抱眞・神策先鋒都知兵馬使李晟、大に田悦を臨洛に破る。時に悦、臨洛を攻め、累月、拔けず。城中、食且に盡きんとし、府庫竭き、士卒多く死傷す。張伾、其愛女を飾り、出でて將士を拜せしめて曰はく、『諸君、守戰すること甚だ苦しむ。伾の家、佗物無し。請ふ此女を鬻ぎて、將士の一日の費と爲さん』と。衆皆哭して曰はく、『願はくは死力を盡さん。敢て賞を言はじ』と。李抱眞、急を朝に告ぐ。馬燧に詔して、歩騎二萬を將ゐ、抱眞と與に悦を討たしむ。又、李晟を遣はし、神策の兵を將ゐて之と俱にせしむ。又、幽州留後朱滔に詔して、(五)惟岳を討たしむ。燧等の軍、未だ險を出でず。先づ使を遣はし、書を持して悦を諭し、好語を爲す。悦、燧之を畏ると謂ひ、備を設けず。燧、抱眞と與に、兵八萬を合はせ、東して壺關を下り、邯鄲に軍し、悦の支軍を擊ちて之を破る。悦方に急に臨洛を攻む。李惟岳の兵五千を分ち、楊朝光を助く。明日、燧等進みて朝光の柵を攻む。悦、萬餘人を將ゐて之を救ふ。燧、大將李自良等に命じ、之を(六)雙岡に鏖がしめ、之に令して曰はく、『悦、過ぐるを得ば、必ず爾を斬らん』と。自良等力戰す。悦の軍却く。燧、火車を推して朝光の柵を焚き、朝光を斬り、首虜五千餘級を獲たり。居ること五日、燧等、軍を進めて臨洛に至る。悦、衆を悉して力戰することと、凡そ百餘合。悦の兵大に敗れ、斬首萬餘級。悦、兵を引きて夜遁る。(七)邢州の圍も亦解く。時に平盧節度使李正己、已に薨ず。子納、之を祕し、擅に軍務を領す。悦、救を納及び李惟岳に求む。納、大將衞俊を遣はし、兵萬人を將ゐしめ、惟岳、兵三千人を遣はして之を救ふ。悦、散卒を收合し、二萬餘人を得、(八)鄴に屯す。(九)洹水に軍す。淄青、其東に軍し、成德、其西に軍し、首尾相應ず。馬燧、諸軍を帥ゐ、進みて(十)鄴に屯す。奏して河陽の兵を求めて自ら助けんと

【一】炎が希烈を用ふるを諫めしに因りて之を問ず。
【二】玄宗の侍、張齊丘、朔方節度使たり。
【三】伊州。伊吾縣に治す、今の哈密の南十里。
【四】伊州。伊吾縣に治す、今の哈密の南十里。
【五】惟岳。李惟岳なり。
【六】雙岡。邯鄲の西北、臨洛の西に在り。
【七】是年五月、悦、其將康愔をして邢州を圍ましむ。悦、敗走し、而して圍も亦解く。
【八】洹水縣は魏州に屬す、本、漢の内黄の地、今の直隸省大名道大名縣の西少南六十里。
【九】鄴縣は相州に屬す。

す。河陽節度使李芃に詔し、兵を將ゐて之に會せしむ。

八月、李納始めて喪を發し、奏して・父の位を襲がんと請ふ。上、許さず。

梁崇義、兵を發して江陵を攻め、(二九)四望に至り、大に敗れて歸る。乃ち兵を襄鄧に收む。李希烈、軍を引き、漢に循うて上り、諸道の兵と會す。崇義、其將翟暉・杜少誠を遣はし、鸞水に逆へ戰はしむ。希烈大に之を破る。追うて(三〇)疎口に至り、又、之を破る。二將、降らんと請ふ。希烈、(二將ヲシテ)其衆を將ゐ、先づ襄陽に入り、軍民を慰諭せしむ。崇義、城を閉ぢて拒ぎ守る。守者、門を開きて爭うて出で、禁ず可からず。崇義、妻と與に、井に赴きて死す。首を京師に傳ふ。

(三一)范陽節度使朱滔、將に李惟岳を討たんとし、(三二)莫州に軍す。張孝忠、精兵八千を將ゐて(三三)易州を守る。滔、判官蔡雄を遣はし、孝忠に說きて曰はしむ、『惟岳は乳臭兒にして、敢て朝命を拒む。今、昭義・河東の軍、已に田悅を破り、滏寧の李僕射、襄陽に克てり。計るに河南の諸軍、朝夕北に向はん。恆魏の亡びんこと、佇立して須つ可きなり。使君誠に能く首として易州を擧げ、以て朝廷に歸せば、則ち惟岳を破るの功、使君より始まらん。此れ禍を轉じて福と爲すの策なり』と。孝忠、之を然りとし、牙官程華を遣はして滔に詣らしめ、錄事參軍董稹を遣はし、表を奉じて闕に詣らしむ。

【二九】四望。今の湖北道江漢道隨縣の東に四望山有り、其山最も高く、四望皆見る可し。

【三〇】疎口。疎水の漢水に入る口。

【三一】范陽節度使は幽州に治す。

【三二】莫州。幽州の南二百八十里に在り。

【三三】易州。成德の巡屬。幽州の西二百一十四里に在り。

滔又上表して之を薦む。上悅ぶ。九月辛酉、孝忠を以て成德節度使と爲し、惟岳に命じ、喪を護りて朝に歸らしむ。惟岳、從はず。孝忠、滔を德とし、子茂和の爲めに滔の女を娶り、深く相結ぶ。

壬戌、李希烈に同平章事を加ふ。

初め李希烈、梁崇義を討たんと請ふ。上、朝士に對し、亟く其忠を稱す。黜陟使李承、淮西より還り、上に言つて曰はく、『希烈必ず微功を立てん。但だ恐らくは、功有るの後、(三四)偃蹇として臣たらず、更に朝廷の・兵を用ふるを煩はさんのみ』と。上、以て然りと爲さず。

希烈既に襄陽を得、遂に之に據りて己が有と爲す。上乃ち承の言を思ふ。

時に承、河中の尹たり。甲子、承を以て山南東道節度使と爲す。上、禁兵を以て送上せんと欲す。承請うて單騎にて鎭に赴き、襄陽に至る。希烈、之を外館に寘き、迫脅萬方すれども、承、死を誓つて・屈せず。希烈乃ち大に闔境の有る所を掠めて去る。承、之を治む。暮年にして軍府稍完し。希烈、牙將を襄州に留め、其の掠むる所の財を守らしむ。是に由りて、數〻使者の往來する有り。承も亦其腹心臧叔雅を遣はし、(三五)許・蔡に往來し、厚く希烈の腹心周曾等に結び、之と與に陰に希烈を圖らしむ。

初め蕭嵩の家廟、曲江に臨む。玄宗、娛遊の地は神靈の宅る所に非ざるを以て、命じて之を徙さしむ。楊炎、相と爲り、京兆の尹嚴郢を惡み、大理卿に左遷す。盧杞、炎を陷れんと欲し、郢を引きて

【三四】偃蹇。驕る貌。

【三五】李希烈、既に襄陽より蔡州に還り、尋ぎて徙りて許州に鎭す。故に李承、陰に人を遣はし、許蔡に至り、其諸將に結びて以て之を圖らしむ。

御史大夫と爲す。是より先、炎將に家廟を營まんとす。宅の・東都に在る有り、河南の尹趙惠伯に憑りて之を賣る。惠伯買うて以て官廨と爲す。郢、之を按じ、以て(三六)羨利有りと爲す。杞、(三七)大理正田晉を召して法を議す。晉以爲はく、『律に、監臨官、市買して羨利有るは、乞取を以て論ず。當に官を奪ふべし』と。杞怒り、晉を(三八)衡州の司馬に貶し、更に它の吏を召して法を議す。以爲はく、『監主自ら盜むは、罪、絞に當る』と。炎の廟正に蕭嵩の廟地に直る。杞因つて炎を譖して云ふ、『茲地、王氣有り。故に玄宗、嵩をして之を徙さしめき。炎、異志有り、故に其地に於て廟を建つ』と。冬十月乙未、炎、左僕射より、(三九)崖州の司馬に貶せらる。未だ崖州に至らざること百里、之を縊殺す。惠伯、(四〇)河中の尹より(四一)費州の多田の尉に貶せらる。尋ぎて亦之を殺す。

辛巳、太子の妃蕭氏を册す。

癸卯、太廟に祫す。是より先、(四二)太祖既に東向の位を正し、(四三)獻(四四)懿二祖、皆、西夾室に藏し、禴せず。是に至りて、復た獻祖を奉じて東嚮して之を禴す。

徐州の刺史李洧は、正己の從父兄なり。李納が宋州に寇するや、彭城の令太原の白季庚、洧に說き、州を擧げて國に歸せしむ。洧、之に從ふ。攝巡官崔程を遣はし、表を奉じて闕に詣り、且つ、口づから奏し・幷せて宰相に白して以はしむ、『徐州、獨り納に抗する能はず。乞ふ徐海沂三州觀察使を領せん。況や海・沂の二州は、今皆納の有と爲るをや。洧、刺史王涉・馬萬通と、素より約有り。苟に朝廷の詔書を得ば、必ず能く功を成さん』と。程、外より來り、以爲へらく、宰相は一なりと。先づ張鎰に白す。鎰、以て盧杞に告ぐ。杞、其の先づ己に白さざるを怒り、其請に從はず。戊申、洧に御史大夫を加へ、招諭使に充つ。

十一月戊午、永樂公主を以て、檢校比部郎中田華に適かしむ。主、志に違ふを欲せざるが故なり。

蜀主傀、名を遂と更む。

辛酉、宣武節度使劉洽・神策都知兵馬使曲環・滑州の刺史襄平の李澄・朔方の大將唐朝臣、大に淄青魏博の兵を徐州に破る。是より先、李納、其將王溫を遣はし、魏博の將(四五)信都崇慶に會し、共に徐州を攻めしむ。李洧、牙官(四六)溫の人王智興を遣はし、闕に詣りて急を告げしむ。智興善く走り、(四八)五日ならずして至る。上、之が爲めに朔方の兵五千人を發し、朝臣を以て之に將とし、沿・環・澄と、

【三六】羨利。あまりの利。
【三七】大理正。從五品下、獄を議し科條を正すを掌る。
【三八】衡州は京師の東南三千四百三里。
【三九】崖州より京師に至るまで七千四百六十里。
【四〇】河中の尹。當に河南の尹に作るべし。
【四一】費州は漢の牂柯郡、隋の黔安郡涪川縣の地。貞觀四年、思州の涪川扶陽二縣を分ちて費州を置く。多田縣は、武德四年、務州の刺史奏して置く。土地稍平に墾田多きを以て多田を以て名と爲す。京師の南四千七百里。東都に至るまで四千九百里。
【四二】太祖。景皇帝虎、始めて唐に封ぜられし者。
【四三】獻祖。宣皇帝熙、太祖の祖なり。
【四四】懿祖。光皇帝天賜、太祖の父なり。
【四五】先志云云。永樂公主、田華に降るを許すこと、二百二十五卷代宗大曆九年に見ゆ。
【四六】信都は複姓なり。
【四七】溫。古縣、唐の初め、懷州に屬す。顯慶二年、洛州に屬す。今、河南省河北道。
【四八】徐州は京師の東二千六百四里。

共に之を救はしむ。時に朔方軍、資裝、至らず、旗服弊惡なり。宣武の人、之を嗾うて曰はく、『乞子能く賊を破らんや』と。朝臣、其言を以て士卒を激怒し、且つ曰はく、(四九)『都統、令有り、「先づ賊營を破る者には、營中の物悉く之に與へん」と。』士皆憤怒して爭ひ奮ふ。崇慶・溫、彭城を攻め、二旬にして下す能はず。兵を益さんことを納に請ふ。納、其將石隱金を遣はし、萬人を將ゐて之を助けしむ。劉洽等と、七里溝に相拒ぐ。日、暮るるに向なんとし、洽、軍を引きて稍却く。朔方馬軍使楊朝晟、唐朝臣に言つて曰はく、『公、步兵を以て山を負うて陳し、以て兩軍を待て。我、騎兵を以て山曲に伏せん。賊、縣軍勢孤なるを見ば、必ず之を搏たん。我、伏兵を以て其腰を絕たば、必ず之を敗らん』と。朝臣、之に從ふ。崇慶等果して騎二千を將ゐ、橋を踰えて西し、官軍を追擊す。伏兵發し、横さまに之を擊つ。崇慶等の兵、中斷し、狼狽して返り、橋を阻とし以て官軍を拒ぐ。其兵、橋を爭うて得ず、水を涉りて度る者有り。朝晟、之を指して曰はく、『彼、涉る可し。吾何爲れぞ涉らざらん』と。遂に水を涉りて擊つ。橋に據る者皆走る。崇慶等の兵大に潰ゆ。洽等、之に乘じ、斬首八千級、溺死するもの半に過ぐ。朔方の軍、盡く其輜重を得、旗服鮮華なり。乃ち宣武の人に謂つて曰はく、『乞子の功、(五〇)宋の多きに孰與ぞや』と。宣武の人皆慙づ。官軍、勝に乘じ、北ぐるを逐ひ、徐州の城下に至る。魏博淄青の軍、圍を解きて走る。江淮の漕運始めて通ず。

【四九】都統。李勉を謂ふ。

【五〇】宋とは宣武の兵を指すなり。時に宋亳を以て宣武軍と爲す。劉洽、宋州の刺史より、宣武節度使と爲る。故に然云ふ。

己巳、詔して、李惟岳の官爵を削り、所部の降る者を募り、赦して之を賞す。

甲申、淮南節度使陳少遊、兵を遣はして(五一)海州を擊つ。其刺史王涉、州を以て降る。

十二月、李納の(五二)密州の刺史馬萬通、降らんと乞ふ。丁酉、以て密州の刺史と爲す。

(五三)崔漢衡、吐蕃に至る。贊普以へらく、『勅書に貢獻及び賜と稱し、全く臣禮を以て處せらる。又、(五四)雲州の西は、當に(五五)賀蘭山を以て境と爲すべし』と。漢衡に・更に之を請はんことを遨む。丁未、漢衡、判官を遣はし、吐蕃の使者と與に入りて奏せしむ。上、之が爲めに勅書を改め、(五六)境土は皆其請の如くす。

馬燧に魏博招討使を加ふ。

三年、春正月、河陽節度使李芃、兵を引きて(一)衞州に逼る。田悅の守將任履虛、詐り降る。既にして復た叛く。

【五一】海州は李納の巡屬。

【五二】密州は今の山東省膠東道諸城縣治。

【五三】崔漢衡、吐蕃に使すること前卷是年三月に見ゆ。

【五四】雲州。當に靈州に作るべし。

【五五】賀蘭山。靈武弘靜縣に賀蘭山有り。今の甘肅省寧夏道寧夏縣城の西に在り。

【五六】關東河北、方に兵を用ふ、吐蕃と較するに暇あらざるなり。

【一】衞州。汲に治す。

馬燧等の諸軍、漳濱に屯す。田悦、其將王光進を遣はし、月城を築きて以て(二)長橋を守らしむ。諸軍、度るを得ず。燧、鐵鎖を以て事數百を連ね、實つるに土囊を以てし、其下流を塞ぐ。水淺く、諸軍渉度す。時に軍中、糧乏し。悦等、壁を深くして・戰はず。燧、諸軍に命じ、十日の糧を持し、進みて倉口に屯し、悦と洹水を夾みて軍す。李抱眞・李艽問うて曰はく、『糧少くして深く入るは、何ぞや』と。燧曰はく、『糧少ければ則ち速かに戰ふに利あり。今、(三)三鎭、兵を連ねて・戰はず、以て我が師を老らせんと欲す。我若し軍を分ちて其左右を擊たば、悦必ず之を救はん。則ち我、腹背に敵を受け、戰必ず利あらじ。故に軍を進めて悦に逼る。謂はゆる(四)其の必ず救ふ所を攻むるなり。彼苟くも出で戰はば、必ず諸君の爲めに之を破らん』と。乃ち三橋を爲りて洹水を逾え、日ごに往きて戰を挑む。悦、出でず。燧、諸軍に令して、夜半に起きて食し、師を潛めて洹水に循ひ、直に魏州に趨かしめ、令して曰はく、『賊至らば則ち止まりて陳を爲し、百騎を留め、營中に鼓を擊ち角を鳴らし、仍ほ薪を抱き火を持ち、諸軍の畢く發するを俟ち、則ち鼓角を止め、其橋を焚け』と。軍行くこと十里所、悦、之を聞き、淄青・成德の步騎四萬を帥ゐ、橋を蹤えて其後を掩ふ。風に乘じて火を縱ち、鼓譟して進む。燧、兵を按じて・動かず。先づ其前の草莽を除くこと百步、戰場と爲し、陳を結びて以て之を待ち、勇士五千

【二】長橋は漳水の上に在り。月城は、兩城、河を抱き、形、半月の如し。

【三】三鎭。魏博・淄青・成德をいふ。

【四】兵法に是言有り。

餘人を募りて前列と爲す。悦の軍至る。火止み氣衰ふ。燧、(一)兵を縱ちて之を擊つ。悦の軍大に敗る。(五)神策・昭義・河陽の軍小しく却く。河東の軍の捷てるを見、還り鬪ひ、又之を破り、奔るを追うて(六)三橋に至る。已に焚く。悦の軍亂れ、水に赴き溺死するもの、勝げて紀す可からず。斬首二萬餘級、捕虜三千餘人、尸相枕藉すること三十餘里。悦、餘兵千餘人を收め、魏州に走る。馬燧、李抱眞と協はず、兵を(七)平邑浮圖に頓す。悦、夜、(八)南郭に至る。大將李長春、關を閉ぢて・內れず、以て官軍を俟つ。之を久しくして天且に明けんとす。長春乃ち門を開きて之を內る。悦、長春を殺し、城に嬰りて拒ぎ守る。城中の士卒、數千に滿たず。死者の親戚、號哭して街に滿つ。悦・憂へ懼れ、乃ち佩刀を持し、馬に乘りて府門の外に立ち、悉く軍民を集め、流涕して言つて曰はく、『悦、不肖にして、(九)淄青・成德の二丈人の保薦を蒙り、(一〇)伯父の業を嗣ぎ守る。今、二丈人・卽世し、其子、承襲するを得ず。悦、敢て二丈人の大恩を忘れず、其力を量らず、輒ち朝命を拒み、喪敗して此に至り、士大夫をして肝腦・地に塗れしむるは、皆悦の罪なり。悦、老母有り、自殺する能はず。願はくは諸公、此刀を以て悦の首を斷ち、持して城を出で、(一一)馬僕射に降り、自ら富貴を取れ。悦と俱に死するを爲す無かれ』と。因つて馬上より自ら地に投ず。將士爭ひ前み、悦を抱持して曰はく、『尙書、

【五】神策は李晟の軍。昭義は李抱眞の軍。河陽は李艽の軍。

【六】三橋は卽ち洹水の上に在る者。

【七】平邑浮圖。魏州の南に浮圖佛寺在り。

【八】南郭。魏州の南郭なり。

【九】淄青の丈人は李正己。成德の丈人は李寶臣。

【一〇】伯父。田承嗣なり。

【一一】馬僕射。馬燧をいふ。

兵を擧ぐるは、義に徇ひ、己に私するに非ざるなり。一勝一負は、兵家の常なり。某輩、累世、恩を受く。何ぞ此を聞くに忍びん。願はくは尙書を奉じて一戰せん。勝たずんば則ち死を以て之に繼がん』と。悅曰はく、『諸公、悅が喪敗するを以てして之を棄てず。悅、死すと雖も、敢て厚恩を地下に忘れんや』と。乃ち諸將と與に、各〻髮を斷ち、約して兄弟と爲り、誓つて生死を同じくし、悉く府庫の有る所を出し、及び富民の財を斂め、百餘萬を得、以て士卒を賞す。衆心始めて定まる。復た(一二)貝州の刺史邢曹俊を召し、之をして部伍を整へ守備を繕めしむ。軍勢復た振ふ。李納、濮陽に軍し、河南軍の逼る所と爲り、奔りて濮州に還り、援兵を魏州に徵す。田悅、軍使符璘を遣はし、三百騎を將ゐて之を送らしむ。璘の父令奇、璘に謂つて曰はく、『吾老いたり。安史の輩叛亂する者を歷觀するに、今皆安にか在る。田氏能く久しからんや。汝、此に因りて逆を棄て順に從はば、是れ汝、父の名を後世に揚ぐるなり』と。臂を齧みて別る。璘遂に其副李瑤と與に、衆を帥ゐて馬燧に降る。悅收めて其家を族す。令奇、慢罵して死す。瑤の父再春、博州を以て降る。悅の從兄昂、洺州を以て降る。王光進、長橋を以て降る。悅、城に入りて旬餘日、馬燧等の諸軍、始めて城下に至り、之を攻め、克たず。

丙寅、李惟岳、兵を遣はし、孟祐と與に、(一三)東鹿を守らしむ。朱滔・張孝忠、攻めて之を拔き、進

【一二】悅が邢曹俊を用ひざること、前卷前年に見ゆ。

【一三】東鹿。本、鹿城縣。安祿山反し、玄宗、縣を改めて東鹿と爲し以て之を厭す、深州に屬す。今の直隸省保定道東鹿縣の北二十五里。

みて深州を圍む。惟岳憂へ懼る。掌書記邵眞、復た惟岳に說く、『密に表を爲り、先づ弟惟簡を遣はして入朝せしめ、然る後、諸將の・命に從はざる者を誅し、身自ら入朝し、妻の父冀州の刺史鄭詵をして節度の事を權知せしめ、以て朝命を待て』と。惟簡既に行き、孟祐、其謀を知り、密に・田悅に告げしむ。悅大に怒り、衙官扈岌をして往きて惟岳を見、之を讓めて曰はしむ、(一四)『尙書、兵を擧ぐるは、正に大夫の爲めに旌節を求むればなるのみ。己の爲めに非ざるなり。今、大夫乃ち邵眞の言を信じ、弟を遣はして表を奉じ、悉く反逆の罪を以て尙書に歸し、自ら・身を雪ぐを求む。尙書、何をか大夫に負きて、而して此に至るや。若し相爲めに邵眞を斬らば、則ち相待つこと初めの如くならん。然らずんば、當に大夫と絕つべし』と。判官畢華、惟岳に言つて曰はく、『田尙書、大夫の故を以て、身を重圍に陷る。大夫、一旦、之に負かば、不義甚だし。且つ魏博・淄靑は、兵彊く食富み、天下に抗するに足る。事未だ知る可からず。奈何ぞ遽に二三の計を爲さんや』と。惟岳素より怯にして、前計を守る能はず、乃ち邵眞を引き、扈岌に對して之を斬る。成德の兵萬人を發し、孟祐と俱に東鹿を圍ましむ。丙寅、朱滔・張孝忠、與に東鹿の城下に戰ふ。惟岳大に敗れ、營を燒きて遁る。兵馬使王武俊、左右の構ふる所と爲り、惟岳、之を疑ふ。其才を惜み、未だ除くに忍びざるなり。東鹿の戰に、武俊をして前鋒と爲らしむ。私に自ら謀りて曰はく、『我、朱滔を破らば、則ち惟岳の軍勢大に振はん。歸らば我を殺さんこと必せり』と。故に戰、

【一四】事、始めて前卷二年に見ゆ。

甚だ力めずして敗る。朱滔、勝に乗じて恆州を攻めんと欲す。張孝忠、軍を引き、西北して(一四)義豐に軍す。滔大に驚く。孝忠の將佐皆之を怪しむ。孝忠曰はく、『恆州は宿將尚ほ多し。未だ輕んず可きこと易からず。之に迫らば則ち力を幷せて死鬬せん。之を緩めば則ち自ら相圖らん。諸君第之を觀よ。吾、義豐に軍し、坐ながら惟岳の殄滅を待たんのみ。且つ(一五)朱司徒は、言大にして識淺く、與に始を共にす可く、與に終を共にし難きなり』と。是に於て、滔も亦東鹿に屯し、敢て進まず。惟岳の將康日知、趙州を以て國に歸す。惟岳益〻王武俊を疑ふ。武俊甚だ懼る。或るひと惟岳に謂つて曰はく、(一七)『先相公、腹心を武俊に委ね、之をして大夫を輔佐せしめ、又、(一八)骨肉の親有り。武俊の勇、三軍に冠たり。今、危難の際、復た猜阻を加ふ。若し武俊無くんば、誰をして大夫の爲めに敵を却けしめんと欲するか』と。惟岳、以て然りと爲す。乃ち步軍使衙常寧をして、武俊と共に趙州を擊たしむ。又、王士眞をして、兵を將ゐて府中に宿せしめ、以て自ら衞る。

癸未、蜀王遂、名を邇と更む。

淮南節度使陳少遊、海・密・二州を拔く。李納復た攻めて之を陷る。

王武俊、既に恆州を出で、衙常寧に謂つて曰はく、『武俊今幸に虎口を出づ。復た歸らず。當に北して(一九)張尚書に歸すべし』と。常寧曰はく、『大夫・暗弱にして、左右を信任す。其勢を觀るに、終に朱滔の滅ぼす所と爲らん。今、天子、詔有り、「大夫の首を得る者は、其官爵を以て之に與へん」と。(二〇)中丞素より衆の服する所と爲る。其出亡せんよりは、曷ぞ戈を倒にし以て大夫を取るに若かんや。禍を轉じて福と爲すこと、特に掌を返すのみ。事苟くも捷たば、張尚書に歸すとも未だ晩からざるなり』と。武俊深く以て然りと爲す。會〻惟岳、(二一)要籍謝遼をして、趙州の城下に至らしむ。武俊、遼を引き、同じく・惟岳を取らんと謀る。遼還り、密に王士眞に告ぐ。閏月甲辰、武俊・常寧、趙州より兵を引き、還りて惟岳を襲ふ。遼、士眞と與に、惟岳の命を矯め、城門を啓きて之を納る。黎明、武俊、數百騎を帥ゐ、府門に突入す。士眞、之に內に應じ、十餘人を殺す。武俊・令して曰はく、『大夫・叛逆し、將士、順に歸す。敢て違拒する者は族せん』と。衆、敢て動くもの莫し。遂に惟岳を執へ、鄭詵・畢華・王它奴等を收め、皆之を殺す。武俊、惟岳は(二二)舊使の子なるを以て、生きながら之を長安に送らんと欲す。常寧曰はく、『彼、天子に見えば、將に復た叛逆の罪を以て咎を中丞に歸せんとす』と。乃ち之を縊殺し、(二三)首を京師に傳ふ。深州の刺史楊榮國は、惟岳の姊の夫なり。朱滔に降る。滔、其位に復せしむ。

【一四】義豐縣は定州に屬す。今の直隸省保定道安國縣。
【一五】朱滔、後、卒に張孝忠の料る所の如し。
【一六】先相公。李寶臣をいふ。
【一七】骨肉の親。武俊の子士眞が李氏に壻たるをいふ。
【一八】張尚書。張孝忠を謂ふなり。
【一九】中丞。王武俊を謂ふ。
【二〇】要籍官も、亦、唐の時の節度衙前の職。節度使の腹心なり。
【二一】李寶臣已に死す、故に舊使と曰ふ。
【二二】卒に谷從政の言の如し。代宗廣德元年、李寶臣、成德に帥たり、凡そ二世十九年にして滅ぶ。

(二四)復た天下の酒を榷す。惟だ西京のみ榷せず。

二月戊午、李惟岳が署する所の定州の刺史楊政義降る。時に河北略ぼ定まる。惟だ魏州のみ未だ下らず。河南の諸軍、李納を(二五)濮州に攻む。納の勢日々に蹙まる。朝廷謂へらく、天下、日ならずして平ぐ可しと。甲子、張孝忠を以て易定滄三州節度使と爲し、王武俊を恆冀都團練觀察使と爲し、德・棣二州を以て朱滔に隸し、鎭に還らしむ。滔固く深州を請ふ。日知を深趙都團練觀察使と爲し、德・棣二州を以て朱滔に隸し、鎭に還らしむ。滔固く深州を請ふ。許さず。是に由りて怨望し、留まりて深州に屯す。王武俊、素より張孝忠を輕んじ、自ら以へらく、手づから李惟岳を誅し、功、康日知の上に在りと。而るに孝忠は節度使と爲り、己は康日知と倶に都團練使と爲り、又、趙・定二州を失ひ、亦、悅ばず。又、詔して、糧三千石を以て朱滔に給し、馬五百匹を馬燧に給せしむ。武俊以爲へらく、朝廷、(二六)故人をして節度使と爲らしむるを欲せず。魏博既に下らば、必ず恆冀を取らん。故に其糧馬を分ちて以て之を弱くすと。疑うて未だ肯て詔を奉せず。田悅、之を聞き、判官王侑・許士則を遣はし、間道より深州に至り、朱滔に說きて曰はしむ、『司徒、詔を奉じ、李惟岳を討ち、旬朔の間に、東鹿を拔き、深州を下し、惟岳勢蹙まる。故に王大夫、司徒の勝勢に因り、以て惟岳の首を梟するを得たり。此れ皆司徒の功なり。又、天子明かに詔書を下し、司徒をして惟岳の城邑を得て、皆本鎭に隸せしむ。今乃ち深州を

【二四】榷酒を罷むること、二百二十五卷大曆十四年七月に見ゆ。

【二五】濮州は鄆城縣に治す。

【二六】故人。王武俊は恆州の舊將なり、故に然云ふ。

割き、以て日知に與ふ。是れ自ら其信を棄つるなり。且つ今上の志、河朔を掃清せんと欲し、藩鎭をして承襲せしめず、將に悉く文臣を以て武臣に代らしめんとす。魏亡びば則ち燕趙之が次と爲らん。若し魏存せば則ち燕趙患無からん。然らば則ち司徒果して魏博の危きを矜みて之を救ふに意有らば、徒に存亡繼絕の義を得るのみに非ず、亦、子孫萬世の利なり』と。又、(二七)貝州を以て滔に賂ふを許す。滔素より異志有り、之を聞きて大に喜び、卽ち王侑を遣はし、歸りて魏州に報せしめ、將士をして外援有るを知り、各、自ら堅くせしむ。又、判官王郢を遣はし、許士則と倶に恆州に詣り、王武俊に說きて曰はしむ、『大夫、萬死の計を出し、(二八)逆首を誅し、亂根を拔けり。康日知は趙州を出でず、豈に大夫と日を同じくして功を論ずるを得んや。而るに朝廷の褒賞略ぼ同じ。誰か大夫の爲めに憤邑せざる者ぞ、今又聞く、詔有りて糧馬を支して鄰道に與へしむと。朝廷の意、蓋し大夫が善く戰ふを以て、後患を爲さんことを恐れ、先づ、軍府を貧弱にし・魏を平ぐるの日を俟ちて、(二九)馬僕射をして北首し・朱司徒をして南向し・共に相滅ぼさしめんと欲するのみ。朱司徒も亦敢て自ら保んせず、郢等をして愚計を效さしめ、大夫と共に田尙書を救うて之を存せんと欲す。大夫自ら糧馬を留め、以て軍に供せよ。朱司徒、深州を以て康日知に與ふるを欲せず、以て大夫に與へんことを願ふ。請ふ早く刺史を定めて以て之を守れ。(三〇)三鎭、兵を連ね、耳目手足の相救ふが

【二七】貝州は魏博の巡屬。

【二八】逆首。李惟岳をいふ。

【二九】馬僕射は馬燧を謂ふ、時に魏州を攻む。

【三〇】この三鎭は范陽・恆冀・魏博を謂ふ。

若くならば、則ち它日永く患無からん』と。武俊も亦喜びて許諾す。卽ち判官王巨源を遣はして滔に使せしめ、且つ深州の事に知たらしめ、相與に日を刻し、兵を擧げて南向せんとす。滔、又、人を遣はして張孝忠に說く。孝忠、從はず。

宣武節度使劉洽、李納を濮州に攻め、其外城に克つ。納、城上に於て、涕泣して・自ら新にせんことを求む。李勉、又、人を遣はして之に說く。癸卯、納、其判官房說を遣はし、其母弟經及び子成務を以て入見せしむ。會〻中使宋鳳朝・稱すらく、『納の勢窮蹙せり。捨す可からず』と。(二)上乃ち說等を禁中に囚ふ。納遂に鄆州に歸り、復た田悅等と合す。朝廷、納の勢未だ衰へざるを以て、三月乙未、始めて徐州の刺史李洧を以て徐海沂都團練觀察使を兼ねしむ。海沂已に納の據る所と爲る。洧、竟に・得る所無し。李納が初めて反するや、其の署する所の德州の刺史李四華、備守甚だ嚴なり。都虞候李士眞、密に西華を納に毀る。納、西華を召して府に還らしめ、士眞を以て之に代らしむ。士眞、又、詐を以て(三)棣州の刺史李長卿を召す。長卿、(三)德州を過ぐ。士眞、之を劫し、與に同じく國に歸す。夏四月戊午、士眞・長卿を以て二州の刺史と爲す。士眞、援を朱滔に求む。滔已に異志有り、大將李濟時を遣はし、三千人を將ゐ、『士眞を助く』と聲言し、德州を守らしめ、且つ士眞を召し、深州に詣りて軍事を議せしむ。至れば則ち之を留め、濟時をして州事を

【二】帝、銳意して藩鎭を削平せんとすれども、機に應じて撫接する能はず、以て自ら患を遺す。

【三】棣州。厭次縣に治す。

【三】德州。安德縣に治す。

領せしむ。

庚申、(三)吐蕃、鄯日俘掠せし所の兵民八百人を歸す。

上、中使を遣はし、(三)盧龍・恆冀・易定の兵萬人を發し、魏州に詣りて田悅を討たしむ。王武俊、詔を受けず、使者を執へて朱滔に送る。滔、衆に言つて曰はく、『將士の・功有る者、吾奏して官勳を求めしが、皆、遂げざりき。今、諸君と與に(三)敕褒し・共に魏州に趨き・馬燧を擊破し・以て溫飽を取らんと欲す。何如』と。皆、應へず。三たび問ふ。乃ち曰はく、『幽州の人、安史の反より、從つて南する者、一人の還るを得るもの無し。今、其遺人、痛、骨髓に入る。況んや(三)太尉・司徒、皆、國の寵榮を受け、將士も亦各〻官勳を蒙る。誠に且く・目前を保んぜんことを願ふ。敢て復た(三八)僥冀有らず』と。滔、默然として罷む。乃ち大將數十人を誅し、厚く其士卒を撫循す。庚日知、其謀を聞き、以て馬燧に告ぐ。燧、以て聞す。上、以へらく、魏州未だ下らず、王武俊復た叛く。力未だ滔を制する能はずと。壬戌、滔に僭通義郡王を賜ひ、以て之を安んぜんことを冀ふ。滔、反謀益〻甚だしく、兵を分ちて(三九)趙州に營し、以て康日知に逼り、(四〇)深州を以て王巨源に授く。武俊、其子士

【三】胡三省曰はく、吐蕃が河隴を陷れ京師に入りしより唐人を俘掠せしこと、數を以て計る可けんや。德宗、先に俘にする所を歸して以て之を懷けんとす。其の向日俘にせし所の者八百人を歸ししのみ。狼子野心、姑く此を以て中國に報塞す。其志果して如何ぞや。異日平涼勃盟の事を觀れば、見る可きなりと。

【三五】盧龍は朱滔、恆冀は王武俊、易定は張孝忠。

【三六】敕褒。飭裝に同じ。

【三七】太尉。滔の兄泚を謂ふ。

【三八】僥冀。僥倖なこひねがふなり。

【三九】趙州は平棘縣に治す。

【四〇】朱滔、前約の如くし、以て王武俊に結ぶ。

眞を以て恆冀深三州留後と爲し、兵を將ゐて趙州を圍ましむ。(四一)涿州の刺史劉怦、(涿ト同縣ノ人ニシテ、其地ハ滔ノ姑ナリ。滔、幽州留後ニ知ラシム。)滔が田悅を救はんと欲するを聞き、書を以て之を諫めて曰はく、『今、(四二)昌平の故里、朝廷改めて太尉鄕・司徒里と爲す。此れ亦丈夫の不朽の名なり。但だ忠順を以て自ら持せば、則ち事、濟らざる無からん。竊に思ふに、近日、大を務め戰を樂しみ、成敗を顧みずして、家滅び身屠らるる者は、安史是れなり。怦、密親を忝くし、默して告ぐる無くんば、是れ重知に負くなり。惟だ司徒、之を圖り、後悔を貽す無かれ』と。滔、其言を用ひずと雖も、亦、其忠を盡すを嘉し、卒に疑貳無し。滔、將に兵を起さんとし、張孝忠が後患を爲さんことを恐れ、復た牙官蔡雄を遣はし、人を遣はして孝忠に語らしめて曰へらく、「李惟岳、恩に負き逆を爲す。謂ふに孝忠、國に歸せば、卽ち忠臣と爲らん」と。孝忠、幽州を發するとき、人を遣はして孝忠に語らしめて曰へらく、「李惟岳、恩に負き逆を爲す。謂ふに孝忠、國に歸せば、卽ち忠臣と爲る。復た逆を助けざるなり。性直にして、司徒の教を用ひ、今旣に忠臣と爲る。復た逆を助けざるなり。且つ(四三)孝忠、武俊と、皆夷落に出で、深く其心を知る。最も飜覆を喜ぶ。司徒、鄙言を忘るる勿れ。它日必ず相念はん』と。雄復た・巧辭を以て之に說かんと欲す。孝忠怒り、執へて京師に送らんと欲す。雄懼れて逃れ歸る。滔、乃ち劉怦をして兵を將ゐて要害に屯せしめ、以て之に備ふ。孝忠、城を

【四一】涿州。代宗大曆四年、朱希彩・表し、幽州の范陽・歸義・固安を分ちて涿州を置き、范陽縣に治す。幽州を去ること一百二十里。

【四二】昌平の故里。朱泚・朱滔は、本、昌平の人。朝廷、其官を以て其鄕里に名づけ、以て其兄弟の功を寵す。

【四三】張孝忠は、本、奚乞失活種、王武俊は契丹怒皆部に出づ。

完くし兵を礪ぎ、獨り彊寇の間に居る。之を能く届するもの莫し。滔、步騎二萬五千を將ゐ、深州を發し、束鹿に至る。詰旦將に行かんとし、角を吹きて未だ畢らざるに、士卒忽ち大に亂れ、喧譟して曰はく、『天子、司徒をして幽州に歸らしむ。奈何ぞ勅に違うて南して田悅を救はん』と。滔大に懼れ、走りて驛の後堂に入りて避匿す。蔡雄、兵馬使宗頊等と與に、矯りて士卒に謂つて曰はく、『汝が輩、喧する勿れ。司徒の傳令を聽け』と。衆稍止む。雄又曰はく、『司徒將に范陽を發せんとするとき、恩旨、李惟岳の州縣を得て卽ち之を有せしむ。司徒、幽州には(四四)絲纊少きを以て、故に汝が曹と與に、力を竭して血戰し、以て深州を取り、其絲纊を得て以て汝が曹の(四五)賦率を寬くせんことを冀へり。意はざりき、國家、信無く、復た深州を以て虛日知に與へんとは。又、朝廷、汝が曹が功有るを以て、紹人ごとに十匹を賜ひしに、魏州の西境に至り、盡く馬僕射の奪ふ所と爲れり。司徒但だ范陽に處れば、富貴足れり。今茲に南行するは、乃ち汝が曹の爲めにして、自ら爲めにするに非ざるなり。汝が曹、南行するを欲せずんば、自ら北に歸るに任す。何ぞ喧悖して軍禮を乖失するを用ひん』と。衆、言を聞き、爲す所を知らず。乃ち曰はく、『敕使何ぞ軍士の爲めに賞物を守護せざるを得んや』と。遂に(四六)敕使院に入り、(四七)擘裂して之を殺す。又呼びて曰はく、『司徒の此行は士卒の爲めなるを知ると雖も、終に・且く詔を奉じて鎭

【四四】縗。細綿なり。

【四五】賦率。賦斂といふがごとし。

【四六】軍中に別に館舍を置き、以て敕使を居らしむ、之を敕使院と謂ふ。

【四七】擘裂。つんざく。

に歸るに如かじ』と。雄曰はく、『然らば則ち汝が曹、各〻部伍に還れ。詰朝、復た深州に往き、休息すること數日、相與に鎭に歸らんのみ』と。衆然る後定まる。滔卽ち軍を引きて深州に還り、密に諸將をして唱率して亂を爲す者を訪察せしめ、二百餘人を得、悉く之を斬る。餘衆股栗す。乃ち復た軍を引きて南す。衆、敢て前却するもの莫し。進みて(四八)寧晉を取り、留まり屯して以て王武俊を待つ。武俊、步騎萬五千を將ゐて(四九)元氏を取り、東して寧晉に趣く。武俊が始め李惟岳を誅するや、判官孟華を遣はして入見せしむ。華、性忠直にして才略有り、應對慷慨す。上悅び、以て恆冀團練副使と爲す。會〻武俊、朱滔と與に、異謀有り、上邀に華を遣りて歸り、旨を諭さしむ。華至る。武俊已に師を出す。華諫めて曰はく、『聖意、大夫に於て甚だ厚し。苟くも忠義を盡さば、何ぞ官爵の崇からず・土地の廣からざるを患へん。日ならず、天子必ず(五〇)康中丞を它鎭に移し、深・趙終に大夫の有と爲らん。何を苦しみて遽に自ら逆亂に同ぜんや。異日、成る無くんば、之を悔ゆとも何ぞ及ばん』と。華歸に李寶臣の幕府に在り、直道を以て已に同列の忌む所と爲る。是に至りて副使と爲る。同列尤も之を疾む。武俊に言つて曰はく、『華、軍中の陰事を以て天子に奏し、內應を爲さんと請ふ、故に超遷を得たり。是れ將に大夫の軍を覆さんとす。大夫宜しく之に備ふべし』と。武俊、其舊人なるを以て、殺すに忍びず、職を奪ひ、私第に

【四八】寧晉縣は、趙州に屬す。本、鼈陶縣。天寶元年、名を更む、趙州の南四十一里に在り。今、山西省河東道。

【四九】元氏縣、趙州に屬す。今の直隸省保定道元氏縣の西北。

【五〇】康中丞。康日知をいふ。

歸らしむ。田悅、援兵將に至らんとするを恃み、其將康愔を遣はし、萬餘人を將ゐて城西に出で、馬燧等と、(五一)御河の上に戰ふ。大に敗れて還る。

時に兩河、兵を用ひ、月に百餘萬緡を費し、府庫、數月を支へず。太常博士韋都賓・陳京建議して以爲はく、『貨利の聚まる所は、皆、富商に在り、請ふ富商の錢を括し、萬緡を出づる者は、其餘を借りて以て軍に供せん。計るに、天下、一二千の商に借るに過ぎずして、則ち數年の用足らん』と。上、之に從ふ。甲子、詔して、商人の錢を借り、度支をして條上せしむ。判度支杜佑、大に長安中の商賈の有する所の貨を索む。其の實ならざるを意へば、輒ち掠捶を加ふ。人、苦に勝へず、縊死する者有り。長安・囂然として、寇盜を被るが如し。得る所を計るに、纔に八十餘萬緡、又、(五二)僦櫃質錢を括す。凡そ錢帛粟麥を蓄積する者は、皆四分の一を借り、其(五三)櫃窖を封す。百姓、之が爲めに市を罷む。相帥ゐて宰相の馬を遮りて自ら訴ふるもの、千萬を以て數ふ。盧杞始め之を慰諭すれども、勢、遏む可からず、乃ち疾驅して他道より歸る。計るに商に借りて得る所を幷せて、纔に二百萬緡。人已に竭く。京は(五四)叔明の五世の孫なり。

甲戌、昭義節度副使磁州の刺史盧玄卿を以て洺州の刺史と爲し、魏博招討副使を兼ねしむ。初め李

【五一】御河。隋の煬帝開く所の永濟渠なり。

【五二】僦櫃。民間、物を以て錢を質し、異時贖出するに母錢の外、復た子錢を還す、之を僦櫃と謂ふ。

【五三】櫃窖。錢帛を蓄ふるには櫃を以てし、粟麥を積ふるには窖を以てす。

【五四】陳叔明は陳の宣帝の子、宣都王に封ぜらる。

抱眞、澤潞節度使と爲り、馬燧、河陽の三城を領す。抱眞、懷州の刺史楊鉥を殺さんと欲す。鉥、燧に奔る。燧、之を納れ、且つ其の罪無きを奏す。抱眞怒る。同じく田悅を討つに及び、數〻事を以て相恨望す。二人、怨隙遂に深く、復た相見ず。是に由りて、諸軍(五五)逗橈し、久しく成功無し。上數〻中使を遣はして之を和解せしむ。王武俊が趙州に逼るに及び、抱眞、麾下二千人を分ちて邢州に戍せしむ。燧大に怒りて曰はく、『餘賊未だ除かず。宜しく相與に力を勠すべし。乃ち兵を分ちて自ら其地を守る』と。兵を引きて歸らんと欲す。李晟、燧に說きて曰はく、『李尙書、邢と趙と(五六)壤を連ぬるを以て、兵を分ちて之を守る。誠に未だ害有らず。今公遽に自ら引き去らば、衆、公を何とか謂はん』と。燧悅び、乃ち單騎にて抱眞の壘に造り、相與に憾を釋き歡を結ぶ。會〻洺州の刺史田昂、入朝せんと請ふ。燧・奏し、(五七)洺州を以て抱眞に隸し、玄卿を請うて刺史と爲し、兼ねて招討の副に充つ。李晟の軍先に抱眞に隸す。又、兼ねて燧に隸せんと請ひ、以て協和を示す。上、皆、之に從ふ。

盧龍節度行軍司馬蔡廷玉、判官鄭雲逵を惡み、奏して莫州の參軍に貶す。雲逵の妻は朱滔の女なり。滔復た奏して掌書記と爲す。雲逵、深く廷玉を滔に構ふ。(五八)廷玉、又、檢校大理少卿朱體微と與に、泚に言つて曰はく、『滔、幽鎭に在り、事、專擅多し。其性、長者に非ず。兵權を以て之に付す可からず』と。滔、之を知り、大に怒り、數〻泚に書を與へ、二人の者を殺さんと請ふ。泚、從はず。是に由りて、兄弟頗る隙有り。滔が命を拒むに及び、上、罪を廷玉等に歸して以て滔を悅ばせんと欲す。甲子、廷玉を(五九)柳州の司戶に、體微を(六〇)萬州の南浦の尉に貶す。

宣武節度使劉洽、李納の濮陽を攻め、其守將高彥昭を降す。

朱滔、人を遣はし、蠟書を以て髻中に置き、朱泚に遺らしめ、與に同じく反せんと欲す。馬燧、之を獲、使者を幷せて長安に送る。泚、之を知らず。上、泚を鳳翔より驛召す。至る。蠟書幷に使者を以て之に示す。泚、惶恐頓首して罪を請ふ。上曰はく、『相去ること千里、初め謀を同じくせず、卿の罪に非ざるなり』と。因つて之を(六一)長安の私第に留め、名園・腴田・錦綵・金銀を賜ふこと甚だ厚く、以て其意を安んず。其の幽州盧龍節度・太尉・中書令たること、竝に故の如し。上、(六二)幽州の兵の・鳳翔に在るを以て、重臣を得て之に代らしめんことを思ふ。盧杞、張鎰が忠直にして上の重んずる所と爲るを忌み、之を外に出して己專ら朝政を總ぶるを得んことを欲し、乃ち對へて曰はく、『朱泚、名位素より崇く、鳳翔の將校、班秩已に高し。宰相・信臣に非ざれば、以て鎭撫する無し。臣請ふ自ら行かん』と。上、首を俛れて未だ言はず。杞又曰はく、『陛下必ず、臣の(六三)貌寢し三軍の伏

【五五】逗は逗留して進まざるなり。橈は勢屈する也。

【五六】壤を連ぬ。土地相接するなり。趙州は南のかた邢州の界に至るまで七十四里、界首より邢州に至るまで七十里。

【五七】洺州、此より遂に昭義に屬す。

【五八】蔡廷玉・朱體微は、皆、朱泚に事ふる者なり。

【五九】柳州。今の廣西省柳江道馬平縣。京師を去ること水陸五千四百七十里。

【六〇】萬州。今の四川省東川道萬縣。京師の西南一千六百二十四里。

【六一】大曆九年、朱泚、入朝せんと請ふ。代宗、之が爲めに大第を京師に築く。事、二百二十五卷に見ゆ。

【六二】幽州の兵。朱泚が將ゐて以て入朝し防秋する所の者。

【六三】容貌の揚らざるを寢といふ。

する所と爲らざると以はん。固より惟だ陛下の神算のままなり』と。上乃ち鎰を顧みて曰はく、『才、文武を兼ね、望、內外に重きは、以て卿に易ふるの以て免るる無し。因つて再拜して命を受く。戊寅、鎰を以て鳳翔の尹・隴右節度等使を兼ねしむ。初め（六四）盧杞、御史大夫嚴郢と、共に楊炎・趙惠伯の獄を構ふ。炎・死し、杞復た郢を忌む。會〻蔡廷玉等、官を貶せらる。殿中侍御史鄭詹、誤りて文符を遞し、昭應に至りて之を送る。廷玉等行きて已に藍田に至る。召し還して束せしむ。廷玉等以爲へらく、己を執へて朱泚に送ると。（六五）靈寶の西に至り、河に赴きて死す。上之を聞きて駭異す。盧杞因つて奏す、『朱泚必ず疑うて以て詔旨と爲さん。請ふ（六六）三司使を遣はして詹を案せしめん』と。又言ふ、『御史の爲す所、必ず大夫に稟ししならん。請ふ郢を幷せて之を案せん』と。獄未だ具はらざるに、壬午、杞・奏し、詹を京兆府に杖殺し、郢を（六七）費州の刺史に貶す。貶所に卒す。上初め位に卽き、崔祐甫、相と爲り、務めて寬大を崇ぶ。故に當時、政聲藹然として、以て貞觀の風有りと爲す。盧杞が相と爲るに及び、上の性多忌なるを知り、因つて疑似を以て羣臣を離間す。始めて上に勸め、嚴刻を以て下を御せしむ。中外、望を失ふ。

【六四】事、上の二年に見ゆ。

【六五】靈寶縣は陝州に屬す、古の桃林の地、漢には弘農縣と爲す。開元の末、靈寶縣と改む。今、河南省河洛道。

【六六】此れ兩省の官及び御史臺の官を遣はすを謂つて三司使と爲す。

【六七】費州は今の貴州省鎭遠道德江縣の東北一百里。京師の南四千七百里。

（六八）淮南節度使陳少遊・奏す、『本道の（六九）稅錢、千每に請ふ二百を增さん』と。五月丙戌、詔して它道の稅錢を增し、皆、淮南の如くす。又、鹽、斗每に、價、皆、百錢を增す。朱滔・王武俊、（七〇）寧晉より、南して魏州を救ふ。辛卯、朔方節度使李懷光に詔し、朔方及び神策の步騎萬五千人を將ゐ、東して田悅を討ち、且つ滔等を扼がしむ。滔行きて（七一）宗城に至る。掌書記鄭雲達・參謀田景仙、滔を說て東して來り降る。

丁酉、河東節度使馬燧に同平章事を加ふ。

辛亥、義武軍節度を定州に置き、易・定・滄・三州を以て之に隸す。

（七二）張光晟が突厥を殺すや、上、遂に回紇を絕たんと欲し、可汗を召冊し、源休をして太原に還らしむ。之を久しくして、乃ち復た休を遣はし、突厥及び翳密施・大小梅錄等の四喪を送り、其國に還さしむ。可汗、其宰相頡子斯迦等を遣はして之を迎ふ。頡子斯迦、大帳に坐し、休等を帳前の雪中に立たせ、詰るに突厥を殺すの狀を以てし、殺さんと欲する者數四、人、皆、汝を殺して以て怨を償はんと欲す。我が意は則ち然らず。汝の國已に突厥等を殺せり。我、又、汝を殺さば、血を以て血を洗ふが如く、汚益〻甚だしからんのみ。今、吾、水を以て血を洗ふ。供待甚だ薄し。留まること五十餘日、乃ち歸るを得たり。可汗、人をして之に謂つて曰はしむ、『國

【六八】唐の中世以後、淮南節度使は、當に楊・楚・滁・和・濠・廬・壽・光・蘄・黃・申・安・舒等の州を統べしなるべし。

【六九】稅錢は田稅及び商稅錢を謂ふ。

【七〇】是年四月、滔・武俊、進みて寧晉に屯す。

【七一】宗城縣は魏州に屬す、今の直隸省大名道威縣の東三十里。

【七二】事、前卷元年に見ゆ。

亦善からずや。唐、我が馬の直百八十萬匹を負ふ。當に速かに之を歸るべし』と。其散支將軍康赤心を遣はし、休に隨つて入見せしむ。休竟に可汗を見るを得ずして還る。己卯、長安に至る。詔して、帛十萬匹・金銀十萬兩を以て其馬の直を償はしむ。休、口辯有り。盧杞、其の上に見えて幸を得んことを恐れ、其の未だ至らざるに乘じ、先づ光祿卿に除す。

朱滔・王武俊の軍、魏州に至る。田悅、牛酒を具へて出で迎ふ。魏人懽呼して地を動かす。滔、(七三)愜山に營す。是日、李懷光の軍も亦至る。馬燧等、軍容を盛にして之を迎ふ。滔、以爲へらく己を襲ふと。遽に出でて陳す。懷光、勇にして謀無し。其營壘の未だ就らざるに乘じて之を擊たんと欲す。燧、且く將士を休めて壘を觀て動かんと請ふ。懷光曰はく、『彼の營壘既に立たば、將に後患と爲らんとす。此時、失ふ可からざるなり』と。遂に滔を愜山の西に擊ち、步卒千餘人を殺す。滔の軍崩れ沮む。懷光、轡を按じて之を觀、喜色有り。士卒爭うて滔の營に入り、寶貨を取る。王武俊、二千騎を引き、橫さまに懷光の軍を衝く。軍分れて二と爲る。滔、兵を引きて之に繼ぐ。官軍大に敗れ、蹙まりて永濟渠に入り、溺死する者、勝げて數ふ可からず。人相踏藉し、其積むこと山の如く、水之が爲めに流れず。馬燧等各、軍を收め壘を保つ。是夕、滔等、永濟渠を堰き、(七四)王莽の故河に入れ、官軍の糧道及び歸路を絕つ。明日、水の深さ三尺餘、馬燧懼れ、使を遣はし、卑辭をもて滔に謝し、諸節度と與に本道に歸らんことを求む、『天子に奏し、請うて河北の事を以て(七五)五郎に委ねて之に處らしめん』と。滔、之を許さんと欲す。王武俊、以て不可と爲す。滔、從はず。秋七月、燧、諸軍と與に、水を涉りて西し、退きて魏縣を保ち、以て滔を拒ぐ。滔乃ち武俊に謝す。武俊、是に由りて滔を恨む。後數日、滔等も亦兵を引き、魏縣の東南に營し、官軍と、水を隔てて相拒ぐ。

李納、救を滔等に求む。滔、魏博兵馬使信都の承慶を遣はし、兵を將ゐて之を助けしむ。納、宋州を攻めて・克たず。兵馬使李克信・李欽遙を遣はし、(七六)濮陽・南華に戍し、以て劉洽を拒がしむ。

甲辰、(七七)淮寧節度使李希烈を以て平盧淄青兗鄆登萊齊州節度使を兼ね、李納を討たしめ、又、河東節度使馬燧を以て魏博澶相節度使を兼ねしめ、朔方郃寧節度使李懷光に同平章事を加ふ。

神策行營招討使李晟、將ゐる所の兵を以て・北して趙州の圍を解き・張孝忠と勢を合はせて范陽を圖らんと請ふ。上、之を許す。晟、魏州より兵を引き、北して趙州に趨く。王士眞、圍を解きて去る。晟、趙州に留まること三日、孝忠と兵を合はせ、北して恆州を略す。

【七三】愜山。當に魏州の界に在り、永濟渠に近かるべし。

【七四】王莽河。河、中國の害を爲すこと尤も甚だし。故に禹、河を導きて積石より龍門を歷、二渠を釃ち以て河を引く。一は則ち漯川、今の河の流るる所なり、一は則ち北瀆、王莽の時絕ゆ、故に世俗、是瀆を名づけて王莽河と爲す。

【七五】朱滔、第五なり、故に之を稱して五郎と爲す。

【七六】濮陽縣は時に濮州に屬す。南華縣は曹州に屬す。漢の離狐縣なり。

【七七】此より前、淮西節度を改めて淮寧軍と爲す。

(七)演州の司馬李孟秋、兵を擧げて反し、自ら(七九)安南節度使と稱す。安南都護輔良交、討ちて之を斬る。

八月丁未、汴東西水陸運兩稅鹽鐵使二人を置き、度支、其大要を總ぶるのみ。

辛酉、涇原留後姚令言を以て節度使と爲す。

盧杞、太子太師顏眞卿を惡み、之を外に出さんと欲す。眞卿、杞に謂つて曰はく、(八〇)『先中丞、首を傳へて平原に至るや、眞卿、舌を以て面の血を舐めたり。今相公、相容れざるに忍ぶか』と。杞、瞿然として起ちて拜す。然れども之を恨むこと益〻甚だし。

九月癸卯、(八一)殿中少監崔漢衡、吐蕃より歸る。贊普、其臣區頰贊を遣はし、漢衡に隨つて入見せしむ。

冬十月辛亥、湖南觀察使曹王皐を以て江南西道節度使と爲す。皐、洪州に至り、悉く將佐を集め、其才を簡閱し、牙將伊愼・王鍔等を得、擢でて大將と爲し、荊襄判官許孟容を引きて幕府に置く。愼は兗州の人、孟容は長安の人なり。愼常て李希烈に從つて梁崇義を討つ。希烈、其才を愛し、之を留めんと欲す。愼逃れ歸る。希烈、皐が愼を用ふるを聞き、己の患と爲らんことを恐れ、愼に(八二)七屬甲を遺り、詐りて復書を爲り、之を境上に

【七八】演州は漢の咸驩縣の地。唐の武德の初め、驩州を置く。貞觀九年、改めて演州と曰ふ。十六年、省く。廣德二年、復た置く。今の安南國の地。

【七九】乾元元年、安南營內經略使を升せて安南節度使と爲す。

【八〇】先中丞。杞の父奕を謂ふ。事、二百一十七卷天寶十四載に見ゆ。

墜す。上、之を聞き、中使を遣はし、軍中に卽きて愼を斬らしむ。皐、之が爲めに論雪す。未だ報せず。會〻(八三)江賊三千餘衆・入寇す。皐、愼を遣はし賊を擊ちて自ら贖はしむ。愼、擊ちて之を破り、斬首數百級にして還る。是に由りて、免るるを得たり。

盧杞、政を秉り、上が必ず更に相を立てんことを知り、其の己の權を分たんことを恐れ、間に乘じて吏部侍郎關播を薦む、『儒厚にして、以て風俗を鎭む可し』と。丙辰、播を以て中書侍郎・同平章事と爲す。政事、皆、杞に決す。播但だ衽を斂め、可否する所無し。上嘗て從容として宰相と事を論ず。播、意に不可とする所有り、起立して言はんと欲す。杞、之を目して止む。還りて中書に至り、杞、播に謂つて曰はく、『足下が端慤にして言少きを以て、故に相引きて此に至れり。曩者奈何ぞ口を發きて言はんと欲するか』と。播、是より、復た敢て言はず。

戊辰、都官員外郎樊澤を遣はし、吐蕃に使せしめ、告ぐるに盟を結ぶの期を以てす。

丙子、(八四)蕭王詳薨ず。

十一月己卯朔、淮南節度使陳少遊に同平章事を加ふ。

田悅、朱滔の救を德とし、王武俊と議し、滔を奉じて主と爲し、臣と稱して之に事へんとす。滔、

【八一】去年、崔漢衡、吐蕃に使す。

【八二】七屬甲。周禮に、函人、甲を爲る、犀甲、七屬と。鄭注に云ふ、屬、讀みて注の如し。上旅下旅、札屬の數凡そ七なるをいふなり。

【八三】江賊。江中の羣盜なり。湖口より入りて江南西道に寇す。

【八四】詳。皇子なり。

可かずして曰はく、『愼山の捷は、皆大夫・(益)二兄の力なり。滔何ぞ敢て獨り尊位に居らん』と。是において、幽州牛官李子千・恆冀判官鄭濡等、共に議し、『請ふ、鄆州の(八六)李大夫と與に四國と爲り、俱に王と稱し、而して年號を改めざること、昔諸侯が周家の正朔を奉ずるが如くし、壇を築きて同盟し、約の如くならざる者有らば、衆共に之を伐たん。然らずんば、豈に常に叛臣と爲り・茫然として主無きを得んや。兵を用ふること既に名無く、功有れども官爵の・賞と爲す無くんば、將吏をして何の所にか依歸せしめんや』と。滔等、皆、以て然りと爲す。滔乃ち自ら冀王と稱し、田悅は魏王と稱し、王武俊は趙王と稱し、仍ほ李納に齊王と稱せんことを請ふ。是日、滔等、壇を軍中に築き、天に告げて之を受く。滔、盟主と爲り、孤と稱し、武俊・悅・納は寡人と稱し、居る所の堂を殿と曰ひ、處分を令と曰ひ、羣下の上書を牋と曰ひ、妻を妃と曰ひ、長子を世子と曰ひ、各、其の治する所の州を以て府と爲し、留守を置き、元帥を兼ね、軍政を以て之に委ね、又、東西曹を置き、中書・門下省に視へ、左右內史は侍中・中書令に視へ、餘官は皆天朝に倣ひ、而して其名を易ふ。武俊、孟華を以て(八七)司禮尙書と爲す。華、竟に・受けず、血を嘔きて死す。兵馬使衞常寧を以て(八八)內史監と爲し、委ぬるに軍事を以てす。常寧、武俊を殺さんと謀る。武俊、之を腰斬す。武俊、其將張終葵を遣はして趙州に寇せしむ。康日知、擊ちて之を斬る。李希烈、所部三萬を帥ゐ、徒りて許州に鎭す。所親を遣はし、李納に詣り、與に・共に(八九)汴州を襲はんことを謀らしむ。使を遣はして李勉に告げて云はく、『已に滔青を兼ね領し、道を假りて官に之かんと欲す』と。勉、之が爲めに橋を治め饌を具して以て之を待ち、而して嚴に之が備を爲す。希烈、竟に・至らず。又、密に朱滔等と交通す。納も亦數〻遊兵を遣はし、汴を度りて以て希烈を迎ふ。是に由りて、東南の轉輸する者、皆、敢て汴渠に由らず、(九〇)蔡水よりして上る。

十二月丁丑、李希烈自ら天下都元帥・太尉・建興王と稱す。時に朱滔等、官軍と相拒ぐこと累月、官軍、度支饋糧有り、諸道、兵を益す。而して滔、王武俊と與に、孤軍にて深く入り、專ら給を田悅に仰ぐ。(九一)客主日〻に益〻困弊す。李希烈の軍勢甚だ盛なるを聞き、頗る怨望し、乃ち相與に謀り、使を遣はし、許州に詣り、希烈に勸めて帝と稱せしむ。希烈、是に由りて、自ら天下都元帥と稱す。

(九二)司天少監徐承嗣、更めて建中正元曆を造らんと請ふ、之に從ふ。

【益】二兄。王武俊をいふ。武俊は第二。
【八六】李大夫。李納をいふ。
【八七】司禮尙書は天朝の禮部尙書に視ふ。
【八八】彼の所謂內史監は、當に左右內史の上に位すべし。
【八九】許州は東のかた汴州に至るまで二百一十五里。
【九〇】蔡河。古の琵琶溝、浚儀縣（今の河南省開封道開封縣）に在り。
【九一】客とは滔・武俊の軍を謂ひ、主とは田悅を謂ふ。
【九二】司天少監。乾元元年、太史局を改めて司天臺と爲し、令を以て監と爲す。正三品。少監は正四品上。天文を察し曆數を稽ふるを掌る。凡そ日月星辰風雲氣色の異、其屬を率ゐて之を占す。

卷の第二百二十八

唐紀四十四

德宗神武聖文皇帝三

(一)建中四年、春正月丁亥、隴右節度使張鎰、吐蕃の尙結贊と、(二)清水に盟ふ。庚寅、李希烈、其將李克誠を遣はし、襲うて(三)汝州を陷れ、別駕李元平を執ふ。元平は本湖南の判官なり。薄か才藝有り、性疎傲にして、敢て大言し、好みて兵を論ず。關播、之を奇とし、上に薦め、以て將相の器と爲す。(四)汝州は許州を距ること最も近きを以て、元平を擢でて汝州の別駕・知州事と爲す。元平、汝州に至り、卽ち工徒を募りて城を治む。希烈陰に壯士をして募に應じて役を執らしめ、數百人を入る。元平、之を覺らず。希烈、克誠を遣はし、數百騎を將ゐて、突きて城下に至る。募に應ずる者、之に內に應じ、元平を縛して馳せ去る。元平、人と爲り、眇小にして須無し。希烈を見て恐懼し、(五)便

【一】建中四年。西紀七八三年。
【二】清水。秦州に屬す。州の東九十里に在り。今の甘肅省蘭山道天水縣の西。
【三】汝州。梁縣に治す、今の河南省河洛道臨汝縣。
【四】汝州より東南のかた許州に至るまで二百七十里。
【五】便液。尿溺をいふ。